

一般意見

概要版・多言語版（691件）

番号	年代	ご意見	対応状況	ご意見に対する考え方
1	中学生	2番目に選んだ項目が合っているかは定かではありません。横浜市からの協力も必要かも知れません！ 正に実感した事です！ 中学へ進学し、面談が3者になってしまった事により、確実にイジメへの報告が遅れるな、、、危険だな、、、と実感しました！中学でのいじめの発覚が遅くなる原因は、面談が3者で行ってしまう確率が高いと思います！ 実際に、娘から話を聞き、それはその子イジメしてるよね！と言う話になり、では、学校に言った時話そう。となりましたが、、、3者では、我が子が色々言わないでね！！と言うので、となるので、何も言えずに終わってしまうのです！ また、正直、わざわざ、通話料を払ってまで、他の子のいじめの話をしたいまでは思えない心理、時代的にもその様な家計状況なのです。以上の 心理等により、いじめでは？と言う先生への報告がかなり遅れてしまいました。これは、問題だと思ったので、いじめに関しても、親子共々、言いたい事を言う為には、2者面談に早期に変えるべきです！ 3者では、親が余計な、大事な事を言えず、大事な機会を毎回逃しています！	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
2	一般	いじめっ子には何かしらストレスなどがあると思うので、いじめっ子のデータ（家庭環境、親子の関係、生活習慣など）を調べて当てはまる子には目を配るなどして未然にいじめを防ぐしかないと思います。いじめがあると被害者に目が行きがちですが加害者にも目を向けることで新たないじめを防ぐことになると思います。	参考	デジタル技術やデータを活用したいじめの早期発見の取組については、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	一般	教育委員会うんぬんとありますが、いじめがあること＝マイナスの評価があるから学校は隠そうとして真摯に対応しないのがこれまでの学校の対応だと思うのでそこを壊さないとだめだと思う。いじめが発覚して対応したということはプラスのことなのだから教育委員会もプラスの評価をすべきです。いじめ対応手当として教師に手当を付けるなどしたらもっと本気で取り組むことになるのでは？	参考	いじめに関する学校評価、教員評価の留意点については、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
4	一般	いじめではなく事件として取り扱って欲しい 子供にもいじめで済ますのではなく罪を犯しているという意識させるのが必要なのではないか？ 韓国のようにいじめの認定があれば抑止の一因になると思う	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいた意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
5	一般	いじめをする子供は必ず問題を抱えています。これは明白だと思いますが、いじめをした時に注意をするだけではなんの意味もなく、その子の内面にある問題を解決する必要があります。家庭環境、親の教育方針も必ず関係しています。親の言動が原因になることもあるでしょう。問題をその子自身に自覚させることが重要だと思います。たとえば、自分は寂しいんだな、自分は怖いんだな、などということです。そしてそれをケアしてあげることが、大切だと思います。小学生の段階ではそれを癒してあげて更生させることがまだ可能だと考えます。本人のためにも心理的なことを浮き彫りにして問題を解決することが必要だと思います。いじめはだめ、いじめはいけません、それだけ言ったところでいじめる側の子には何も響かないです。しかるのではなく、カウンセリングが必要だと思います。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

6	一般	根本解決には何が必要かみんなで考えることが必要です。いじめている側の子供は自分の問題に気がついていないことも多いと思います。まずは本人が、自分は問題を抱えている、けれども味方がたくさんいて、解決していけるとしてもらうことが大切だと思います。いじめは精神を病んでいる人がすることです。まずはそれを公に教えていくことが必要だと思います。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
7	一般	いじめ、と軽い言葉が一人歩きしているため、子ども側がそれを軽く捉えているのではないかと思います。いじめは犯罪になることもある、と児童に教える事はすごく重要な事だと思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
8	小学生	具体的な取り組みの未然防止について ① とくにグレーゾーンの子について、普通学級から特別学級に移行したり、またその逆に特別学級から普通学級に移行するときがあるかと思います。それに備えるわけではありませんが、定期的に道徳などの時間に相互理解や人権について触れる機会があればと思います。② 上記に加えて、担任と副担任の二人体制、あるいは教科別先生と担任の体制など、授業準備や進行に注力できるような体制をつくることも、先生の授業負担の軽減につながるかと考えます。	参考	道徳教育等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実や、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
9	一般	1.いじめの場所の監視 人目のないいじめがおこりそうな場所（トイレなど）の監視をする。2.迅速な報告 いじめではないが何か問題が起こったときはすぐに保護者に連絡する（それはいじめだったりする、まわりからはわからない）保護者に報告することで、保護者も気をつけてみるようになり、いじめを防止できる。3.保護者のいじめ問題の教育 結局のところ、保護者も保護者同士でいじめをしている人がいる。（ママ友いじめ）子どもは親の真似をしているだけ。保護者への道徳教育がいちばん大事。昔受けたがもう忘れていた人が殆ど。本や新聞を読まない人は全く問題に関心がなく、気づきもしない。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
10	小学生	小学6年の前期、同級生から性器と腹部を数回に渡り殴られ、救護され虐待が発覚しました。本人に詳しく聞くと、一般的な虐待に加え、加害者から日常的に性的加害を加えられていたことも分かり、学校に厳正な対処を求めました。しかし、再三に渡る登校の要望も提案も蔑ろにされ、逆に学校側からセカンドレイプ、更に加害者側の権利を主張され、子供の安全の為に登校する権利を放棄せざるを得なくなりました。学校は子供にとって閉鎖された社会ですが、教職員も狭い世界しか知らない為、社会常識が通じません。そこにメスを入れるべきです。まず護るべきは、何より被害者の権利と心身の健康です。加害者でも、ましてや、自分たちの社会的地位でもありません。面倒だから、前例がないから対処しない。後回し、後手後手で蹴寄せを被るのは被害者です。性加害は今後、必ず低年齢化します。被害が発覚したら、即、別離を徹底。転校させるべきです。	参考	性加害を伴ういじめは非常に重要な問題と捉えており、学校、教育委員会のみならず、保護者や、福祉部局、警察も含めた連携した対処が不可欠と捉えています。いただいた意見を参考にいただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

11	小学生	性加害は、非常にデリケートな問題かつ、当事者の今後の人生に深く影響します。加害者側は、人目のつかない所を狙って行動を起こしています。成人でも、立ち向かうのに相当なエネルギーを使うこと、そして立証も難しく、立ち直るのにも時間を要する話です。学校には監視カメラもなく、事情聴取をしても触法事件として加害者は護られ、こちら側にさしてメリットがありません。事態を把握した時点で、加害者を隔離、心療内科なりに親子でかかるべきです。学校での具体的な対処は、クラス替え。転校処置です。そして、教師に危機感がまるでありません。校長にすらないのが実情です。性加害に限らず、虐め全般に対して被害者側が立場が弱い（安全を確保する為に被害者側が逃げるしかない）のはおかしい。根本にあるのはそれだと思います。	参考	性加害を伴ういじめは非常に重要な問題と捉えており、学校、教育委員会のみならず、保護者や、福祉部局、警察も含めた連携した対処が不可欠と捉えています。いただいた意見を参考にいただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
12	一般	〇〇小学生の取り組みとても不安です。先生から上席の方にちゃんと報告上がってるんですか。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
13	一般	いじめをして、自ら命を断つ。このことに対してどう思うか、だと思います。私はこの行為は殺人罪にあたると思っています。殺人罪になれば立派な犯罪者なのではないでしょうか。そのことを、いじめが原因で自ら命を断ってしまった子に関わった人達に、しっかり伝えるべきだし、そうなる前に、そのことを認識できるような話をしないと駄目だと思います。『自ら命を断つ』という言い方も優しいと思います。『自殺する』とはっきりと言うべきだと思います。	参考	児童生徒が自殺に追い込まれることがないよう、学校、教育委員会のみならず、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と捉えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
14	一般	定義が間違っている いじめ、ではなく犯罪 定義を見直した上で、発覚した際の透明化と厳罰化を徹底すること加害者が100%悪いという認識を持つべき 被害者の人生はほぼ終了するが加害者はこの先ものうのうと生きていけることがおかしい	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。一方で、いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
15	小学生	いじめが起きたとき、大人の人に、「なぜ助けないの？」などと脅さないで、一緒に解決策を探してほしい。いじめが起きたとき、大人の人に、みんなの前で犯人探ししたり、直接本人たちに言わないでほしい。「先生にちくったな」とより、いじめが過酷になるから。すぐに助けられるように、子どものことをよく見てほしい	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
16	小学生	支援級に通っています。周りの子が簡単に出来ることもうまく出来なかったり、友達とのコミュニケーションがうまくない為に「きも！」「頭おかしい」というような言葉を安易に投げつけられる事もあったようです。相互理解の場を設けたり、言って良い言葉、悪い言葉を認識させるという授業を積極的に取り入れてほしいと思います。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

17	小学生	現在、虐められた子どもが、カウンセリングや別の教室、通級等に通う措置が取られています。そうではなくて、虐めた側が、カウンセリング、別教室での具体的な指導、情緒通級などに通うようにして欲しいです。今までの経験から、虐めた側への学校の対応は「本人に事情を聞く」→「本人はこう言ってます(信じる姿勢)」 「周りの仲間の証言(虐めた子の友達)」からのスタートです。虐められた側は「いえ、こういう状況で(相手の話の矛盾点、不明瞭に隠された点の指摘)おかしいですよね?」と説明しても、「いえ、相手の子はそうじゃないと言っています」(たとえ数回にわたる事情聴取の中で話が二転三転していても)と、虐めた側を守る姿勢で進められていきます。その後大体が、虐められた側に別教室での指導を促したり、カウンセリングを進めてきます。虐めた側への指導は、担任からの指導のみで終わりです。これには指導内容にムラがありすぎます。(だめだろう! 考えたら分かるだろう! という感情に訴える先生。そういうやり方は良くなかったよね、次からはこうしようね。という指導1回で終わってしまい、また同じ事が繰り返されてしまうなど)【続く】いじめ防止のための具体的取組【続きです】 上記に対して、虐められた側の指導は授業の時間を、割いてのカウンセリング、情緒通級での「大人の立ち回りを1年にわたって指導される」、学校生活を楽しめない、関わりも減られる、スムーズに戻れないなどの二次被害が出ています。そうではなくて、虐めた側の「授業を割いてのコンスタントな情緒指導」、通級での「大人の立ち回り方=アンガーマネジメントや客観視する力」、カウンセリングでの心のケアをして欲しいのです。虐めた側が来る時間が減ることにより、虐められた側は安心して教室で過ごせる時間が増えますし、虐めた側も心と原因への対策が出来て一石二鳥かと思います。いじめが何度も繰り返されると担任が疲弊してしまい、大抵は「虐められた側が抗議を取り下げる」方向で持っていこうとします。そうではなく、虐める側を専門家に任せる事により、担任・虐められた側、そして虐めた本人も救われると思います。ご検討のほどよろしくお願い致します。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
18	一般	SNS等を通じた気づきにくいいじめが増加している点も踏まえると、子供達を守る為には学校内外でのスマホやパソコンの規制も必要になってくると思います。海外では既に子供はSNS禁止になってくる国もあります。周りの対応が後手に回る事になると取り返しがつかないこともあるので、思い切った取り組みが必要だと思います。	参考	いじめを未然に防止することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
19	小学生	学校が実施するいじめ防止について 子供達に言葉一つ一つの重みの教育をするべきです。決めつけでの発言、第三者なのに憶測でものを言うなど、された側がどの様に傷つくのか理解するべきです。具体例として決めつけで発生してしまった事件などを示してみせる。仮に相手が不登校や自殺まで考えてしまうかもしれないリスクも学ばせるべきです。相手がいじめと感じればいじめであると言う認識が欠けている子が多い。怒られたくないが為の小さな嘘がまねく誤解や事件など、自分都合だけの発言がどれだけ周囲を巻き込んでしまうかを理解させる教育が必要と感じます。また見ているだけの傍観もいじめられてる側にしたら加害者であるという認識。早期発見がいじめ解決の鍵になるので、気付いたら小さな事でも大人(先生)に伝えられる環境づくりが大切と考えられます。いじめは許さないと言葉で伝えても理解できていないので、具体例をあげたり動画などで学ぶ時間を作る指導が必要である。また場面により貴方がやっている事やいじめだよと大人がはっきり伝えてあげる事も大切だと思います。いじめをやってしまったが為に社会的将来へのリスクなども学ばせる。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組(P6～)に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

20	小学生	いじめが発覚した頃には事態は既に大ごとになっていたり、根深くなっていると思いますが、いじめの芽は日常的にありふれていたりする。日常（特に先生の見えていないところ）で起きている不快事象にもう少しスポットライトを当てるべきでは？と思う。先生方は忙しくなかなか汲み取れないところもあるのでしょうか、先生方の知らないところで豹変している児童がいることを忘れないでほしい。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
21	高校生	現在高1の息子は中2の時にいじめに合いました。学校側はその時すぐ対処はしてくれました。（対象生徒にヒヤリング。親にすぐ連絡。中3のクラスは一緒にしない）が、息子本人には謝罪なし。私は親も集めて欲しかったし、その加害生徒とも話をしたかった。 こともあろうか、加害生徒が推薦で進学をしていて啞然としました。 そのあたり、「悪いことをしたら、推薦などはしない」など設定してくれたらいいのにな、なんて思っていました。 こちらはいじめで人生狂わされてしまった部分があったので。 こちらは側は一生許せないのです。 穏やかな中学生生活は戻ってこないのです。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
22	一般	いじめられた側のケアと同時にいじめた側への対応をしっかりしてほしい。 いじめた側が別室登校をする、停学、退学など具体的なペナルティを示し、いじめは犯罪行為、いじめをすると自分にデメリットがあるということを周知させてほしい。 いじめられた側がケアと称して保健室登校、いじめた側はみんなと同じ教室で過ごすのはおかしい。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
23	一般	内容が漠然となっており、具体性に欠けているため、数値目標や役割分担を含め、もう少し具体的に落とし込んで欲しいです。	参考	本基本方針では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等の基本的な役割や方向性と定めていますが、各年度の取組の実施に当たって、具体的な取組内容や目標を定めて取り組んでまいります。
24	小学生	担任の目の届かない場所に監視カメラを設置すべき。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
25	一般	大人も子供も自己主張が強すぎます。意見を貫く覚悟を持つのと、意見を貫く状況を作るのとは違うと思います。そもそも「相手が自分なら、自分が相手なら」という考えの元思いやりという言葉が生まれると信じてます。新しくルールを模索するのではなく、お互いがそう思えたならいじめは減る、学校、子供、家庭への周知を。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
26	小学生	現在小学生の子供がいます。担任を筆頭にイジメがあり、クラスのボスの女の子の仲間から、階段から毎日突き落とされていました。もちろん学校は見ぬふり。そのイジメ担任の仲良し先生も皆、うちの子供を嫌っていました。今までテストはほとんどが満点（体育や家庭科ですら満点）ですが、あゆみの評価は全部Bで驚いています。全国模試で7位ですが、あゆみが低すぎて市立中高一貫すら諦めざるをえない、あゆみではじかれてしまうので、子供の将来は閉ざされました。しっかり見ていただきたいです。先生は学生からすぐ先生になり、その間社会人を経験した人は少ないので、見れていない、不適合な人もいます。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

27	小学生	先生たちの生徒に対するえこひいきは、あまりにもひどすぎます。階段から突き落とす子を溺愛、落とされる成績優秀者を嫌う、これで公務員の高い給与をもらうのだから、先が真っ暗になります。イジメをする担任は、クラスの男の子に溺愛しており、とても気持ち悪かったです。いくら生徒がジャニ顔とはいえ、20代のオバサンが見苦しいです。もう過ぎてしまって取り返せない過去ですが、他の先生たちに見張っててもらいたいです。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
28	一般	園児が対象外な理由を教えてください 園児には、いじめはないと認識ですか なぜ児童生徒だけが、対象なんですか	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
29	一般	児童生徒以外へのいじめは横浜市は黙認ですか	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
30	一般	いじめを認定しないで自殺した学生がいたと記憶しています。制度を作成しても、いじめを認めない体質や、いじめを隠蔽する体質では、いじめはなくならないと思います。先生の評価につながると、いじめを認めずに隠蔽する体質になっていくと思います。制度を作るより、いじめを認定しない体質の改善が先決だと思います。いじめを認めたりすると仕事が増えるので、いじめを認めない体質なのではありませんか。いじめの可能性を認識しても気付かないことにした方が、仕事が増えないと考え行動している体質はありませんか。いじめが発生した先生の評価を下げる制度だとしたら、いじめを認定しない、いじめの可能性を否定する、いじめはなかったこととするのも、いじめを隠蔽するなどの行動に繋がりませんか。いじめを認定しないで自殺した学生がいたと記憶しています。いじめを認定しない体質を改善することが大切だと思います。いじめを認定しない体質を改善することを具体的に明記することが大切だと思います。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見る化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。また、いじめに関する学校評価、教員評価の取組については、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
31	一般	「横浜市いじめ防止基本方針」とのタイトルなのに、児童生徒だけが対象なのは問題があると思います。児童生徒以外には、いじめは無いとお考えですか。児童生徒以外への「いじめ」は横浜市は問題ないとお考えですか。対象が児童生徒だけで本当に問題はないのですか。児童生徒以外は、横浜市はいじめを認定しないのですか。いじめを認定しないで自殺した学生がいたと記憶していますが、反省や対策を行う意識が感じられません。メンタルや精神疾患で休職する横浜市職員もいらっしゃると思いますが、いじめが原因の場合はないのですか。「横浜市いじめ防止基本方針」の対象外にしておけば対応しなくてよいから対象外にしているのですか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
32	一般	いじめる側への指導といったものだけではなく、寄り添い、大人たちに優しく温かく見守られているという環境を与える。怒るに近いような強い指導は、そのときは効果があるかもしれない。けれども長い目で見ると、大人たちが構ってくれることで、いじめる（た）側も正しい道へいけるような気がする。たくさんの大人たちに自分が知られている、見られている、見守られているということ。そしてもしものときに、頼れる大人たちがいてくれるということ。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

33	一般	いじめについて、子どもだけに任せるのではなく大人は何ができるのかをもっと真剣に考えた方が良いのではないだろうか。学校では、子どもを中心に子ども発信でいじめをなくそうとする取り組みがどこの学校でも主に行われている。この状況は少し心配である。万が一、子どもがいじめを救えなかったら、これは止められなかった子どもの責任なのか。学校で中心になって取り組んでいる子どもたちならば、きっといじめが起こったときに少なからず責任を感じてしまうだろう。それは、あまりにもかわいそうである。いじめは犯罪である。他の犯罪（例えば、窃盗【学校で言えば物を盗む等】）だったら、子どもを中心に無くそうと考えるだろうか。それはないだろう。担任の先生を中心に専任等、大人が中心になって解決策を考えていく。いじめは未然防止で子どもと一緒に行動することは大切だと思う。しかし、もっと大人がどうするのかを考えなければならない。保護者もいじめの定義を知らないという割合が43%もある。これは、もっと学校から、教育委員会から伝えていかなければならないだろう。もっと大人のできることを真剣に考えたい。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記するとともに、いじめ防止市民フォーラムの開催などに取り組んでいます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
34	一般	いじめた子は転校するっていう決まりを作った方がいいと思う	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応する必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
35	一般	P18の（6）事実関係を明確にするための調査の実施について「民事上、刑事上の訴訟を目的とするものではなく」と書かれているが、重大事案においては刑事事件、民事事件相当の案件もかなり含まれると考えられるため、教育委員会内だけで解決を見出すのではなく、民事訴訟、刑事訴訟も積極的に視野に入れて考えるべきことだと考えます。	参考	いじめ重大事態調査については、文部科学省が策定したガイドラインにおいて、「民事・刑事・行政上の責任追及や、その他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない」ことが明記されています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
36	一般	P19のいじめを行った児童生徒及びその保護者への説明について、個別に指導するとあるが、甘すぎる。被害生徒と完全に和解できない限りは、加害生徒には転校もしくは登校停止と自習サポートの措置が必須と考える。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応する必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
37	一般	いじめ、という犯罪を受けた児童の保護、ケアはもちろん、犯罪を犯した児童への処分、処罰も定義しないと同じことが延々と繰り返される。刑事処分も含めて、いじめは犯罪であると認識して絶対にしてはいけないこととしないと無くならない。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。

38	一般	大人たちが騒ぐハラスメントと一緒に受けた側の感情の取り方となる。誹謗中傷も学校ではいじめ、職場ではハラスメントと言葉を変えてるが一緒のこと。相手への攻撃は全て犯罪として刑事処分を前頭に置くべき。犯罪として周知されれば抑止力になると思う。そもそも人を攻撃する人間の矯正なんて無理。攻撃性を持った人間を隔離して同じような目に合わせないと反省なんてしないと思う。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
39	小学生	子ども同士のやりとりや、学校での様子、家庭での様子、どこかいつもと違う様子や違和感などを先生と親が密に共有出来るといいなと思います。また、定期的に担任の先生ではないスクールカウンセラーなどの先生と生徒が1対1で面談(ここで話すことは秘密にするよと安心させて話せる環境)のような心の拠り所になれるような時間があると1人で抱え込まないかもしれないですね。 いずれにしても、いじめはとても重大な問題であることの理解を深める事も大事だと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
40	小学生	子ども達は『いじり』と『いじめ』の境目が曖昧であり、半期ごとでも良いので、全生徒対象に、ひとり10分でも良いので、担任以外での対面カウンセリングによる状況把握等の会話の機会が必要かと思います。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
41	一般	いじめを明確に犯罪と捉え、警察に届ける。昨今の教員の負担増を踏まえると、いじめという難しい問題を教員に委ねるのは厳しいと思う。また、内申という仕組みもやめて、学校は情操教育の場ではなく、学問の場であると、再構築すべき。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
42	小学生	根本的にいじめという言い方をやめるべき。学校内犯罪、学校内傷害、学校内暴行です。いじめ・いたずらといった軽い行為ではなく犯罪行為であるということを子供にきちんと教えるべき。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
43	一般	「いじめ」という言葉は抽象的で重みを感じられないと思っています。幼児や低学年のうちから、子供たちには「いじめ」に該当する具体的な言動を下記のように提示した上で、「いじめ」に該当する行為は犯罪と地続きであること、警察に逮捕されたり、損害賠償請求されることもあり、最終的に処罰される可能性があるという現実をしっかりと突きつける必要があると思います。 ・殴る蹴るといった身体への攻撃→暴行罪、傷害罪 ・金銭を奪う→窃盗罪、強盗罪 ・陰口を言う→名誉毀損罪、侮辱罪	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。

44	小学生	P3のいじめ防止の項目の中の4重大事態への対処のところで、被害者へのケアはもちろんですが、加害者の隔離やケアも必要だと感じます。加害者がそのままでは被害者は教室に戻れないし、周りも自分にターゲットが移るのを恐れて傍観することになると思います。また加害者にも家庭環境等ケアが必要な事が多いと思うので、被害者のみならず加害者のケア、そして隔離をするのなら加害者であるべきだと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応する必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
45	一般	「速やかに重大事態調査を実施する」「いじめを受けた対象児童生徒」の部分について、いじめたとされる対象児童への接触やヒアリング等を全く行う事なく、調査が進むのであれば、フェアではない一方的な判断となるだけでなく、事実無根な内容があたかも存在したかようになります。いじめを受けたとされる対象者とその周辺関係者の発言に虚偽や作弄的なものはないのかといった視点を併せ持たなければ、真実は見えず妥協点を作るだけの調査になってしまう。いじめたとされる対象者への冤罪を産んでしまいます。	参考	重大事態の調査については、法に則って、速やかに実施する必要がありますが、実際の調査に当たっては、第三者の意見を交えながら、中立性・公平性を担保していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
46	一般	重大な事案になる前に「被害児童及び、保護者」から相談があった時点で当該加害生徒を「文部科学省 問題行動に対する対応」に基づき即座に出席停止の措置を行うとして欲しい。(問題行動を起こす児童生徒に対する指導について) 学校側からの「相手生徒にも授業を受ける権利があります」という謎の庇い立てのせいで加害者は許されたと思い、被害者は学校に行けなくなり泣き寝入りの事案多すぎる。結果命を断つ事すらある。小中学生の1日は大人よりも大きい。加害者が「あの行動は出席停止になるほどの事だった」と認識も必要であると思う。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応する必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
47	一般	「支援をします」「調査をします」「第三者が」ではなく子供達本人達についてもっとふみこんでほしい。調査をしている間はどうか？ いじめで学校や教室行けなくなった子供の勉強教育の機会について書いて欲しい。例えば近隣の小学校にお試しで登校してみるとか 加害者側を別室に隔離する事とするとか クラス数複数あるのであれば学期内に関係なくクラスをシャッフルする、別のクラスで授業を受ける事にするなど「親が希望すれば」ではなくて学校の先生の独断でできるようにして欲しい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応する必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
48	一般	ポイント2 いじめの未然防止や対処に向けた保護者や市民等への役割を具体化の中で、家庭内でSNSの利用の使い方を教えるなど保護者の役割を具体的に記載とあるが、実際に学校でSNSの利用についての話しがあっても、保護者の参加率が悪い。特に必要と思われる子どもの保護者にかぎって出席していない。保護者もいじめの定義を理解していないのではないのか？ また、保護者に具体的に提示しても、子どもに指導、管理していないと意味がないと思う。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
49	一般	年一回講演会などを実施。保護者も必ず出席、または、視聴させるシステムを作る。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

50	一般	そもそもなのですが、全ては学校じゃない、入学時点で親子の信頼関係がちゃんと積めてなければ、子供が安心した環境でなければ、小手先で対応した所でうまくはいかないですよ。いじめる側の家庭環境親子関係、いじめられる側の親子関係セルフネグレクト状態有無、まず学校に親が色々しろと言う前に、親がちゃんと信頼関係できてると言いたい。親子関係から歪みがあるか心理テストを適宜する、親の問題は福祉に繋げる、いじめる側の奥に何を抱えているか時には隔離して調査。を提唱したい。	参考	いじめ事案の対応に当たって、その背景にある問題も含めて、福祉と教育が連携して対応することが必要と考えており、第2章 横浜市が実施する施策のうち、4 市長部局の取組（P10～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
51	一般	いじめは悪いことだ。しかし、良かれと思ってやっていたり、軽い気持ちでやって相手を傷つけることがある。相手が嫌だと思ったことはやらない。それはいじめ防止というより、人として共に生きることにつながる。今、自分を正当化する人間が増えており、それは私は嫌ではない。嫌な思いをしたほうが勝手だ！よかれと思ってやったのに言いつけやがってという人が多いと思う。それは大人も子供も一緒だ。ともすれば、教師ですら、そういう人が多い。そんな中、自分を守れるのは自分だけ。理由も言えず、学校に通えない人はいるのではないか。そして、学校に言っても解決につながらないことも多いのではないか。結局つらい思いをしている人に非があるという結論で終わることも多い。だからこそ、逃げを認めてほしい。誰にも言えることなく、家族で黙って時が過ぎるのを待っていた人も多い。それは、問題として取り上げるのではなく、一つ一つを日常として取り上げてほしい。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、対応する必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
52	小学生	自身も横浜市内中高の学生時代にいじめに対する取り組みと被害者の保護コミュニティの形成、その結果自身もいじめに相対した者です。いじめは犯罪行為であると同時に、学生のいまだ未成熟なマネジメント能力に起因するものです。かの時代の自民党50年体制の崩壊や、他にも内部ゲバルトなどもその根源は内部分断の結果です。スケープゴートを必要とする組織マネジメントは、その集団の崩壊を招くという重大な副作用を持つ下策であると歴史から認識する必要があります。重要なのは互いの「共通の利益」を見出し、「利害を調整」し、「協力する」ことを基調とするチームづくりのあり方を示し、文化を醸成することです。教育機関が未来の納税者や社会保障制度を担う子供達を社会からドロップアウトさせたり、自殺に追い込むことなどあってはなりません。罰則などのムチや圧力だけではいじめの主犯や共犯はいくらでもわいてきます。魚が欲しい者にはその適切な釣り方やノウハウを伝えるように、リーダーシップの素養を持つ者には社会と共存し持続可能なマネジメント手法を示すのです。限られた予算と人員の中で難しいと思いますが、宜しくお願いします。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
53	一般	子供達はスマホなどの使用によりイジメの情報は一昔前より良く知っていると思います。ただ、知っているだけで理解し、自分が同じ立場ならやらない、抑止するとなるとなかなか出来ないと思います。心の教育は体験し、自分事に置き換える機会の提供が限界なのかなと思います。あとはその子供たちを信じるしかない。体験学習としては、刑務所訪問（どの様な罰）やいじめを受けた人達の日誌等（どれ程辛いのか）、いじめた人達の内いじめた理由（何故いじめたのか？の視点）などに直接触れると、知ってるつもりがその時自分はどう行動するに変わるかもしれません。既に学習プログラムに組み込まれているなら申し訳ございません。皆様の日々のお取組には本当に感謝いたします。引き続き宜しくお願い致します。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

54	小学生	来年度中学に上がります。中学でいじめがあると聞きました。そのイジメはどんなものかは目にしてませんが、先生も知っていながら注意をしないなど今の中学生から聞き、子供もある部活に入りたいがそのイジメの子がそこにいるようです。子供が入学したらその子達は2年生で先輩にあたります。後輩ができれば更にエスカレートするのではないかと心配です。学校での対応はどうかとこれから先がとても心配でしかありません。見て見ぬ振りをする先生がいる事がよくない事で子供は先生の前では良い子ぶる事もあると思います。そうなった時の先生の対応を考えて欲しいです。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、学校が全教職員による指導体制を構築し、組織として対応することが必要と考えており、第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
55	一般	P3 4.未然防止 『なぜいじめがいけないことなのか』『いじめが学校生活や個人に与える影響』などを、隔月など、定期的にディスカッションや考える機会を設けること。繰り返すことで、気づきや定着につながると思うため。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
56	一般	「横浜市いじめ防止基本方針」なのに児童生徒以外が対象外なのは理解できません。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
57	一般	「横浜市いじめ防止基本方針」なのに児童生徒だけが対象なのは理解できません。児童生徒以外は、いじめられることを横浜市が認めているとしか思えません。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
58	一般	4 頁 あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進める。 学校を横浜市役所に変えた場合、職員が精神疾患やうつ病で休む職員はいなくなりますよね。横浜市は行えていますか。休む職員はいなくなりましたか。ハラスメントの発表が極端に少ないのは、ハラスメント認定しないからですか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
59	一般	いじめをハラスメントに置き換えて場合、横浜市役所は実行できていますから。ハラスメントを無くすことを本気で考え実行するのなら、なぜハラスメントを無くす宣言をされないのですか。制度を作成しているのは責任職だから責任職に有利なことしか法令遵守はしないのですか。横浜市職員に対しては人権尊重の精神は無いのですか。責任職は職員に対して人権尊重の精神は無いのですか。あるのですしたらハラスメントをなくす宣言はできるとおもいます。 横浜市いじめ防止基本方針の対象はこともだけですか。大人は対象外だからいじめられても問題はないと横浜市はお考えなんですね。 1 頁 1 いじめの定義「児童生徒に対して」のみが対象なので横浜市職員を含めて対象外なんですね。児童生徒以外は、心理的又は物理的な影響を与える行為が行われても問題はないと横浜市は考えているんですね。児童生徒以外は対象外ですから。 なぜ「横浜市いじめ防止基本方針」の対象に、児童生徒しか含めないのですか。横浜市は児童生徒以外へのいじめは認めているのですか。「横浜市いじめ防止基本方針」の対象が、児童生徒だけというのは理解できません。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。

60	一般	2 頁 (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。 横浜市役所は職員に対して行えていますか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
61	一般	2 頁 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくる 横浜市役所は職員に対して行えていますか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
62	一般	いじめの定義の児童生徒を横浜市職員とし学校を横浜市役所にした場合、横浜市では該当する行為はありませんか。無くすことはできましたか。精神疾患やうつ病で長期間休んだり、何度も長期間休む職員や管理職は無くすことはできましたか。精神疾患やうつ病になる横浜市職員を、自らが無くす事ができないのに学校でできると思いませんか。横浜市職員が精神疾患やうつ病で休む職員がいなくなる取組は行わないのですか。サービス残業やハラスメントを無くす宣言をしている公務員が増えてきていると認識していますが、横浜市は宣言しないと言うことは、サービス残業やハラスメントを無くす気がないということですか。まずは横浜市役所自らがハラスメントなどを無くす宣言をすることが大切だと思います。横浜市役所がハラスメントを無くす宣言をしないのに、いじめ防止基本方針を作成しても実効性は無いと思います。まずは横浜市役所自らが行ってください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
63	一般	2 頁 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念「全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。」こどもではなく全ての横浜市職員が幸せな状態で生活を送ることができていますから。超過勤務手当の不支給やハラスメントを無くすことはできていますか。超過勤務手当の不支給は客観的に行うことができるので、横浜市がその気になれば既に実現出来ていますよね。横浜市が自らは行わないなんてことはありませんよね。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
64	一般	子供本人の心構えだけでなく、いじめが始まりつつあるときに周囲にいる子供達の心構えにも配慮いただきたいと思います。無視したりするのではなく、みんなで立ち向かえば本格的ないじめに発展するのを防げることもあるかと信じるためです。また担任の先生個人が抱え込まないように、周りの子供達と大人達の多勢で少数の加害者を取りかこめるような体制になったらいいな、と思います。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、子どもたち自身がいじめを「見逃さない」という意識を持ち、周囲にいじめがある時に主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

65	一般	全体的に、いじめの防止の視点がずれていると思う。実体験や我が子の周辺の実感では、いじめと言えない時期の対応でいじめになるならないが決まっている。いじめではない、ふざけあい、間違った関わりかたのうちにしっかり問題にして対応、指導、共有すべき。問題にせずあともわし、様子を見る、共有の不備などの対応の遅れがいじめに発展している。「システム」という言葉の前に、ただ先生方で共有してほしい。担任や、学年担当、児童専任の管理のなかでなんとかしようとして対応が遅れることが散見される。子供達は、誰彼構わず気になったことは大人に伝えているのに、共有がされていないために集約できずおおごとになっている。担任や養護教諭の先生、その場にいた副校長先生にいじめの前段階で子供が(別のいじめられそうな子の様子を)伝えていたことが共有されずその後その子がいじめられるにいたったことがあった。データ化する前に口頭レベルの共有からつとめてほしい。また、いじめが解消した、いじめに至らなかった事象をよく見て検証してほしい。4に「調査終了」をまたずに心のケアをとあったが、再発防止もいいが、いじめに至らなかったケースも学ぶべき。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、学校が全教職員による指導体制を構築し、組織として対応することが必要と考えており、第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
66	小学生	いじめはたいてい学校から見えない場所や規制の裏で起こるもの、放課後クラブや学童保育の場で連携されない。	参考	学校外で起きるいじめについては、関係者との連携が重要と考えており、第1章 市民、事業者、関係機関等の責務として、「それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する」ことを明記しました。いただいた意見は、関係部局とも共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。
67	一般	いじめる側にならないための教育が大事。いじめが卑劣であること、人を大いに傷つけ人生を台無しにしかねないこと、重大な罪になってしまうことを、子どもにしっかり教えることが予防策になると思う。いじめを軽蔑する風潮を作る。いじめられた側も、そのいじめの教育によって自分が悪いわけではないと自信を持てる。まだ教育の余地があると思う。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
68	一般	加害者側の隔離、ケアを検討してください。被害者を隔離する対応は被害者の学習する権利や集団生活から学ぶ機会を奪います。しかし加害者は通常通り教室で授業を受けているケースがほとんどです。被害者を隔離したとしても、教室内で加害者が新たな被害者を作る場合もあります。被害者に対するケアは必要ですが、隔離対策が必要なのは加害者だと思います。生徒の安全と学ぶ機会のために、もっと踏み込んだ対応をお願いします。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
69	小学生	差別しない教育	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
70	小学生	見た目など自分で変えることができないことに相手対して優しくする教育	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

71	小学生	「いじめをしないように」と、行動停止の前に、正しい、気持ちの良いコミュニケーションの取り方とは何かを大人が間に入りながら考え、経験していく機会を、期間を長く設けて欲しいです。子どもたちも「やってはいけない」のは、理解しているはずなのに、なのにいじめという行動に移るのは、いじめを上回る楽しいコミュニケーションの成功経験が少ないからではないかと考えます。そこを提示して欲しいと思いました。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
72	一般	2人の子供を持つ母です。自分が育ってきた環境と比べて、学校も親も子どもたちの心の成長に寛容だと思えます。もちろんそれはそれでとても大事で大切なことです。でも、誰かの心を傷つけること、誰かの体を傷つけること、それは心の成長過程の衝動行動だったとしても、決して許されない、ということは、しっかり伝えなければならないのでは？と思います。現代においては様々なハラスメントが存在しますが、基本的に受けた人物が不快に感じたらハラスメント、というのが常識になりつつあるいま、子どもの世界も、本人が嫌だ、悲しい、やめてほしいと思ったら、もうすでにイジメだと、きちんと子供に伝えるべきだと思います。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
73	一般	基本の考え方で、子どもを主語にした④は、なぜ③とは別にしたのか違和感しかない。学校や教育委員会、保護者を主語にした③と並列すべき。子どもだけ別項目にしている事で子どもは大人とは別枠なんだという認識を示しているようにしか見えない。子どもの役割を設けているのも、押し付けがましい。特に、「自分の良さや可能性を見つけて、自分を大切に、自分の力を活かす」は、自らの意思で行動して初めて意味がある内容であり、他者から押し付けられるものではない。この記載を計画に入れることには何の実質的な効果も意味もない。むしろ『一つ一つの案件に向き合い続ける』ことに時間や労力を使うべき。いじめが無くせると思っていたり、子どもを上から目線で見ていたりする横浜市の姿勢が透けて見えて非常に残念。表現はもっと熟慮してほしい。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
74	小学生	重大事態の定義を読みました。被害を訴えた生徒に焦点があてられているため、弁の立つ生徒が優位に立ち相手側が一方的に加害者として扱われる事もあります。被害を訴えた子どもと加害者とされる子どもはなるべくお互い関わらないで済むように、席やクラスを配慮していただきたいです。重大事態と判断されていながら、隣の席や同じクラスになる事の理解ができません。事態と判断するだけでなく、関わらなくて済むよう配慮願います。そうしないのならば、それは子どものケンカと学校が判断していると思われ、重大事態の加害者扱いされる事は言葉だけの事になっていると思われます。	参考	重大事態の調査については、法に則って、速やかに実施する必要がありますが、実際の調査に当たっては、第三者の意見を交えながら、中立性・公平性を担保していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
75	中学生	息子も中学1年の時にクラスの身体の大きい子に体重をかけられたり、文房具を壊されたり、変なあだ名で何度も揶揄われたりしていましたが、耐えていたようです。家族で話し、先生にも相談しましたが、なかなか対処していただけませんでした。これからも色々な人と出会いますし、いつまでも親が解決してくれる訳ではありませんので、勇気を出して直接相手にやめてほしいと話したそうです。相手のお子さんもいじめている程の意識があったのかはわかりませんが、それから、回数も減ったそうで、今は普通に遊んだりしているようです。まずは自分の気持ちを相手に伝える事は自己防衛になると思いました。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。

76	小学生	イジメた子は少年院に入れるのが正解！	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
77	小学生	今から遅くないイジメなくすためにはイジメた子はすぐに少年院に入れる	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
78	小学生	今年度、4月頃からクラスメイトとトラブルになり、早い段階で担任の先生にご相談しましたが、我が子からの聞き取りだけ行われ、やり返してるからお前も悪いという事で相手への聞き取り等がされないことが続きました。結果、夏休み明けに我が子は2ヶ月ほど学校を休みがちになりました。先生に相談しても自分が怒られるだけなら話たく無いということで、先生に相談することを親も子も辞めました。同じ小学校に上の子も通っているの、延べ9人の先生に担任を持ってもらいましたが、こんな対応をされたのは初めてで、児童専任の先生も「よく無いことは指導しないといけない立場なので」と話が噛み合わず、学校を頼らずリハビリセンターや区役所に相談することにしました。そこに辿り着くまでに半年以上かかり、親もメンタル的に疲弊しました。子供達が心から安心して学校に通えるように、担任以外の相談窓口や休み時間にボランティアの見回りなど、公平に見てくれる大人（教員希望の大学生など）の目が増えることを願います。 ○○小学校 4年保護者	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
79	小学生	そもそも、学校側が昔と違い子供の意見や悩みを聞かない大人しかいない 勉強教えればいいって先生ばかりで いじめも被害者より加害者も守る 何も変わらない 防止したいなら聞くべき！聞けるメンタルの大きな人を学校の先生じゃなくてもおくべき。変えるべきなのは学校や親、、大人です！	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
80	一般	いじめを見逃さないというのはとても難しい課題だと感じました。いじめている本人達は自覚がないし、見ている側からすると怖く感じ、今後の人間関係も考え、自分もいじめの対象となるのを避けたいためいじめが良くないことは分かっているけど対応するのが難しいのではないかと考えました。また、サポートする側の声かけをどのようにしていくか大きな課題だと思います。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、子どもたち自身が「いじめを」「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、周囲にいじめがある時に主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
81	小学生	いじめが発覚、疑惑がある場合の対応について意見があります。現在の対処は具体的にどのように対処するか明記、周知されておらず、いじめ(傷害等)する側のした時のデメリット、された側の相談(告知)した時のメリットがわかりません。いじめを行う側がしてしまうと、今後どうなるか(1ヶ月保健室等で隔離自習等)ルールを策定し、いじめを行う気を失せさせる必要があると考えています。抽象的にいじめは悪い事、やってはいけないでは伝わらない また、相談する側も相談する事で報復や、相談した相手から軽くあしらわれる事が不安であり、どのように相談されたあと動くのが周知されていると相談しやすくなると感じます。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

82	一般	いじめ啓発の動画を見せても、加害者となるような生徒は真面目に見ないので意味がないです。何年も前から心理士や精神科医が発信している文献や書籍にあるいじめの心理的構造を理解する対策をして欲しい。加害者は自分がいじめをしているなんて全く思っていない。悪事を正当化し続ける。そしてケースによっては、被害者はいじめの事実から自分の心を守るためにいじめを否定する。この負のループ、心理的構造を理解しなくてはならない。今の横浜の学校はいじめの加害者にならないより、被害者にならない方が重要な社会だ。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
83	一般	校長は前例主義に囚われることなく、停学という手段に出るべき。その権力を形骸化させてはならない。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
84	一般	この3ヶ月の間にこどもがバスケの試合中に「死ね」と言われたり、腹パンチをうけることがありました。ゲーム等で暴言を口にする子が増えているため、簡単に口にするのだと思いますが、他校の子であっても暴言は許されません。各学校を利用するスポーツチームがあると思いますが、各チームへの競技の指導だけでなく、フェアプレイ、発言の指導の推進をお願いしたいです。放置することで、暴言をはく子は通学しているところでもやりかねないと思います。いじめ側の目を防いでほしいです。	参考	学校外で起きるいじめについては、関係者との連携が重要と考えており、第1章 市民、事業者、関係機関等の責務として、「それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する」ことを明記しました。いただいた意見は、関係部局とも共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。
85	小学生	いじめという言葉をやめて犯罪にあたることを認識させるべきだと考えます。傷害、暴行、暴言、何の犯罪に当たるのか道徳などで第三者を入れて話し合い、嘘をつくことは偽証にあたるとも伝えていかなければならないと思います。不登校や自殺を考えたりさせるのは学校だけで解決できるものではなく、警察や第三者を入れて解決すべきだと考えます。話し合った内容は文書に残す等、有耶無耶にしていけないことが加害者被害者共に大切だと考えます。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
86	小学生	加害者を守りすぎ。加害者親子にカウンセリングを受けさせるべき。任意ではなく、強制で。受けないと退学。引越すべきは加害者。いじめは恥ずべきことと認識させる。いじめという軽い言い方ではなく『犯罪』と扱う。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
87	小学生	定期的に先生と子供で相談出来る環境を作る。アンケートを実施したり、いじめのような現場を見た事があるのであれば、無名での投稿がやりやすい環境を作る等も有りかなと思います。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

88	小学生	現代では小学生でもスマートフォンを持っています。保護者向けに子供の発言に対して監視するようにアナウンスをしてほしいです。個別に学校に相談しましたが担任止まりでした。グループLINE内でのイジメもあります。また入っていない子に対しての悪口など当たり前に存在しています。何がいじめになるのかを具体例を出して学ばせるべきです。各家庭での支援が大事になるはずなのに野放しにしている保護者が多すぎます。重大案件になる前に保護者の気付きが大事になると思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
89	一般	大人自身がいじめをしないことが大事でしょう。メディアを通して、人を集中的に非難する場面や人を追い詰めていく過程がたびたび見られます。非難されたり、追い詰められた様子を見て、子供に「この人どうしたの?」と聞かれることもあります。子供たちは大人がしているなら、してもいい、となるでしょう。大人がお手本をみせるということです。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
90	小学生	個別支援級に通っている子どもがある教科だけ交流として普通級に行くことがあるが、個別支援級在籍というだけでバカ扱い。学校は年度初めに個別支援級について子ども達に説明しているというが、全く理解されていない。これはそもそも親の問題とも考えられる。あそこはバカが行くところだと認識している親が子にそう伝えている可能性だってある。私はまずは親の理解が先、重要だと思う。得意なところ、不得意なところ、これはできるけどこれはちょっと難しい。なんて誰にだってある。決してバカだから行くということではない。親に対してペーパーで毎年配布し、子どもにわかるように説明、言葉の暴力(態度)は行わないよう伝えていくことが望ましい。学校にそうお願いしても、今はペーパーレスだからとかなんとか言われ拒否。教育委員会から通達してほしい。個別支援級の子ども達は毎日必死に生きています。いじめの標的となり、深く傷付いています。それにより当たり前の権利が奪われるなんてあんまりです。脳の問題なので本人の努力不足ではありません。この子達が安心して毎日学校で過ごせ、交流にもなにも不安なく行けますように。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
91	一般	いじめをした加害者の名前を公表する。学校内にカメラ設置。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
92	中学生	教師同士のイジメはないでしょうか？ストレスのはけ口が生徒に向かうことは、ないでしょうか？公になることは、少ないかと思いますが、職員室内も風通しの良い関係であって欲しいと願います。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
93	一般	子ども視点に立った対策はぜひお願いしたいです。小学生の保護者ですが、事例をふたつ書きます。・個別支援級の児童が、放課後に公園に遊びに来ます。誰かに誘われたとか約束したとかいうわけではなく、同じ学年の輪に入ろうとします。しかし、友だちとうまく遊べません。この点において学校では個別支援を受けていますが、放課後は大人の見守りがつきません。保護者がその児童の居場所を確保する問題だと思いますが、大人が支援をつけないために、子ども同士で喧嘩が起こり、いじめのような構図になります。大人の配慮不足で、両者の子どもに嫌な思いをさせ、そして分断を起こします。支援が必要な子どもの見守り、周りの児童へのその理解の促し、大人が積極的に入ってほしいと思います。要支援の保護者も学校もプライバシーを理由に話さずに、仲良く遊びましょうと言います。大人ができないことを子どもに望まずに、大人も子どもの人間関係がうまくいっていない現場に入ってきてほしいです。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

94	一般	・学校の先生が、クラスの子に差別的に注意しなかったり、愛称で呼ぶことがあります。先生も人間ですから感情があることは理解しますが、それを表出することにより、クラスにどんな感情が生まれるか想像してほしいです。先生に慕われている子を、子どもたちは避けはじめます。きっかけはあきらかです。学校の先生は感情労働と言われ、とても厳しい職業だと思います。子どもたちへ公平に接することを頑張れば、先生が潰れてしまい、先生が少し楽をするといじめのきっかけが生まれる可能性も出てしまいます。このトレードオフを自治体でフォローしてほしいです。教職員研修でハラスメント系のe-learningを配布してもよいと思います。保護者からは、日々精一杯お仕事してくださる先生にもっと頑張れとは言いつらいので、差別しない行動が文化として根付く教育の仕組みを考えてほしいです。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
95	小学生	いじめが発生し、よくあるのは被害者が引っ越しをせざるを得ないというパターン。これはとても納得がいかないと思う。いじめがあった場合引っ越しするのは加害者という決まりを作るべきだと思います。してはいけないことをした、親が良い事悪い事をきちんと教えて来なかった責任も大きいと思います。責任をとるべき。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
96	小学生	自宅や学校で、人との関わり方について話す。嫌いな子がいる。むかつく。そういう、感情を親や先生と話せる環境があれば、そういうときの関わり方をアドバイスしいじめに発展してさせないように、防止できる可能性が高い。いじめられてるかもと感じる子にも、相手方との付き合い方をアドバイスすることで、悲観させず救える可能性が高い。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
97	一般	p7重大事態への対応について 特に被害者が不登校に陥った場合には、被害者が安心して登校できるよう、加害者を一定期間登校させないまたは別室登校にする、当該教室や当該学年の校舎に入れないなどの対応を行うことにより、被害者の心の安全と学ぶ権利を保障すべきではないのか。入学時や新学期の始まりに、この旨を表明し、実際にその通りに実施する必要がある。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
98	一般	P14 重大事態への対応について 不登校年間30日を重大事態の目安にするのは不適切ではないか。30日の欠席ということは土日の入りを考えればカレンダーにおいては6週間学校を休むということで、悠長すぎる。いじめにより被害者の学ぶ権利が侵害されているという意識でみれば、1日でも許されないという意識で対処すべき。そもそも児童はいじめられた初日からいきなり不登校になるのではない。いじめに耐えて耐えてもう耐えられなくなり休むのだから、1日でも休む時点で被害児童は相当のストレスに晒されているはず。不登校の期間が長くなればなると復帰が難しくなることも併せて考えると、15日も休めばもう重大事態と考え、取り組むべきではないか。	参考	重大事態の調査については、法やガイドラインに則って対応してまいりますが、不登校の早期の段階で、その原因や児童生徒の意向に配慮して、支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

99	中学生	いじめ発覚後の教師の対応に関して。数年前知り合いが部活内でイジメにあい、顧問にいじめのせいでやめた いと相談したところ「あなたが辞めると他の人にターゲットが変わってしまう。だからみんな怖がってるから もうちょっと頑張れないか」というようなことを言われたと聞きました。結局その子は退部しましたがその顧 問はあろうことか残った部員たちに「周りの大人に余計なことを言うな。私の仕事が増える」と叱責しまし た。とても信じられません。本当にこの重大事態への対処を大切にしてくれるのならこういった教師をどうに かしてください。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの 複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、 第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載し ています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
100	一般	p3 4いじめの防止等に向けた方針と役割 児童として 生徒たちへの働きかけとして「傍観者は加害者を助長す る」という視点を、より明確に導入してほしい。教室の中には、加害者と被害者だけでなく、傍観者がいる。 傍観者が目の前のいじめを放置することが、結果としていじめを肯定することになり、加害者をエスカレート させる場面が多くある。傍観者もまた加害者の一種に他ならないことを教え、傍観者にならないための方法 （笑って見過ごさない、誰かに相談する、学校に報告するなど）を取れるよう、周知したり窓口を設けるなど する必要がある。また、被害者を守ろうとする児童は、被害者と同様に安全を保障されるべき。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、傍観者への指導対 処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の 留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心ととも に、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
101	一般	p3 4いじめの防止等に向けた方針と役割 被害者に寄り添い、とあるが、被害児童が学校や大人に望むことは、 いじめを終わらせようとする断固たる意志と態度、矛盾のない毅然とした指導である。そもそも真に被害者に 寄り添い辛さを一緒に受け止めているなら、いじめに対し断固とした態度をとるはずなのに、実際の学校は加 害者に甘い。そんな先生方の姿を見て、子どもたちが学ぶのは「表面だけ取り繕った優しさを見せる口先だけ の大人が先生というものであり、学校というものは信頼に値しない」ことになるのではないかと 方針として 「寄り添う」ことを掲げるのなら「被害者には寄り添い、加害者・傍観者には対してはいじめは許さないとい う毅然とした態度を貫く」と書くべき。基本方針にはいじめを許さないと表明するという文言があるが、表明 するだけでなく、実際の行動でいじめを許さないことを子どもたちに示していくところまで方針にすべき。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただい ています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係し た児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策 のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生 徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進め ていきます。
102	小学生	いじめがあったことを隠さないことが重要だと思います。子供は普段から大人（先生）達の行動をみていま す。信用できるかどうかを。いじめられた子が悪いわけではないと思います。いじめた子が悪いです、きち んと叱ってあげてください。小さいSOSを見逃さないようにしてください。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを 活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制と しました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いた だいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
103	一般	まずいじめも虐待も 何が該当するかということを皆が認知していないといけなと思います。 男の子だか ら泣かないの。や 周りにはちゃんとできてよ。も 今では不適切な保育へと取り上げられています。 そんな こと知らなかった。 そんなつもりではなかった。 これがいじめをする側の意識ではないでしょうか。 事が起 こってからではなく、 普段から朝の会や帰りの会の中で こういう時はどうだと言う？ などと みんなで対話 する時間があれば良いと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しな い」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要 と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記していま す。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
104	一般	まずいじめも虐待も 何が該当するかということを皆が認知していないといけなと思います。 男の子だか ら泣かないの。や 周りにはちゃんとできてよ。も 今では不適切な保育へと取り上げられています。 そんな こと知らなかった。 そんなつもりではなかった。 これがいじめをする側の意識ではないでしょうか。 事が起 こってからではなく、 普段から朝の会や帰りの会の中で こういう時はどうだと言う？ などと 対話の場があれ ば良いと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しな い」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要 と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記していま す。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

105	一般	寝屋川市では、いじめ対応の専門の部署「監察課」を2019年から設置している。市長直轄の監察課はケースワーカーの経験がある職員など8人が教育委員会とは独立した第三者の立場で調査にあたっている。調査に支障が出るため、メディアには職員の顔を出していない。通報があれば職員同士ですぐに情報を共有する。監察課は、いじめを「人権問題」として捉え、当事者の子どもを被害者・加害者として定義している。いじめを即刻停止させるため、加害者とされる子どもに行為をやめるよう強く求めることもある。監察課は、通報があれば翌日までに事実関係の調査を始める。被害を受けた子どもの意向を確認したうえでいじめた側や学校の教師らと会って話を聞く。学校の報告を鵜呑みにはしない。教師も関係者のひとりとして話を聞き、先入観を持たずに第三者の立場でいじめに対応している。監察課が2023年度に対応したいじめは431件。その全てで1か月以内にいじめが止まったという。監察課の活動の法的根拠として制定されているのが「子どもたちをいじめから守るための条例」。いじめがなくならない場合、加害者の出席停止やクラス替えを学校側に勧告できる権限が市長にある	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見る化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
106	一般	第2章現状と課題の中の「いじめを防止するためには、いじめの問題を社会全体で考え、いじめの起きにくい風土づくりに努めるとともに、、、」の部分について、子供のいじめが起きている背景に、周りの大人の思想や行動、日頃の子供への働きかけの影響が大きいと思います。現在小学生の子育てをしていて、保護者同士空気を読み合い、強い同調圧力の中で「普通から外れている部分を知られると子供がいじめられる」と、他の家庭との付き合いも神経をすり減らすことも多いです。他にも大きなストレスがいくつかあり、、裸足で外を走り回りたいとか、電車に飛び込みたいとか、毎日のように思う生活の中で、子供に他人の悪口を言ったり、いじめにつながる話題を避けながら子育てをするのはとても大変なことです。先生方も余裕がどんどんなくなる中で、子供に関わる大人が、心のゆとりとは程遠い生活をしていて、子供だけが多様な他人を受け入れて、仲良く過ごすというのは絵空事だと思います。保護者が多様性を知り、安心して子育てできるためのイベント、講座等の啓発をしていただきたいです。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
107	一般	現在小学5年の息子がおります。息子は3年生の時に同級生数名から暴力を受け、その際は学校側からの指導で収まりましたが、5年生になってから3年生の時に暴力を振るわれた子供から陰口や言葉の暴力を受け不登校になりました 息子は学校が好きで、勉強がすき。それなのに行けなくなり、いじめた側が平然と学校に行く。これは非常に問題です。いじめた側は学校への登校禁止 又は、いじめた側は別室への隔離。加害児童の保護者に対し何らかの罰則を設けるべき 被害児童への対策よりも、加害児童が平然と過ごす事はあってはならない	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
108	一般	小学生の母です。ずっと狭い教室に閉じ込められているので、子供たちがイラついていると感じます。しかもお腹も空きっぱなし。ストレスからいじめが生まれると思います。 おやつをあげたり、移動教室を増やせばリフレッシュになると思います(いつも座席を変えます)。担任の先生も3人くらいいた方が目が行き届いて良いです。学校が古くて設備が壊れっぱなしというのも悪いと思います。そんなのは気分が暗くなります。みんなと仲良くしましょう、と言いつけさせるのではなく(みんなと仲良くするのは無理です)、いじめは犯罪です、気に入らない相手のことはそっとしてあげましょう、と教えた方がいいです。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

109	小学生	私立小学校でいじめにあい、校長先生に相談したのですが、加害者側に何も聞き取りしないで、相手の親にも言わず、あやまって欲しい。二度としないで欲しいという願いも受け付けてもらえず、子供はまた忘れてやるものですよと言われ、担任は自分でやったのじゃないと言われ、いじめということを学校は認めませんでした。学校に指導できる公的機関がないので私立については問題だと思います。公立小学校に転校しました。今通っている学校は先生に相談するときちゃんと対応してくださり、正しい道徳心を教えてくださり、学力もついてきております。私立にいた時の生きづらさを取り戻すかのように、親子で心の傷が薄くなってきております。公立小学校は教育委員会があるのでシステムは整っていると思います。いじめられた側はなかなか親や先生に相談することもためらってしまう子が多いと思います。勇気をだして相談すると思うので、担任の先生や副校長先生、校長先生が生徒の話をよく聞いていじめた側の本人、親に報告、それでもやめなければ、退学転校してもらうという罰も必要だと思います。いじめた側が悪いのに、被害者が転校はおかしいと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
110	小学生	いじめた側は退学になることもあります。近隣の公立学校に転校することになります。というメッセージを発信したら、いじめは少なくなると思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
111	小学生	2.現状と課題に該当するかと思いますがいじめは生徒間はもちろんですが、クラスの担任からのイジメもあります。我が子も新一年生に入学したてでの最初の面談で担任から子供を卑下するような事を言われ、新一年生に入学して不安もある中、「女の子だと自殺するような子もいる」との話をされてしまい後日学校内で話し合いの場を設けてもらいましたが、担任の独断で面談の内容を決めているとの事で謝罪を頂きました。しかし、その後の一年間のクラス担任との関係は親である私にも子供にも辛い一年でした。親の私ごとですが、この一年間は不眠が続き涙が止まりませんでした。心療内科にも通院した程です。大人が子を守らず、愛情を持って接されないのであれば児童も心を開いて相談など出来るはずがありません。ましてや、教員というライセンスを持った人間の発言は責任があると思いますので、伝える事をしっかり考慮した上で行って頂きたいです。教員業務の負担や人数の少なさは承知の上でイジメ問題などに真剣に対応するのであれば、担任の業務負担の軽減を行い、生徒との時間も持てるような工夫があればと考えました。教員ヘソソーシャルワーカーなどのケアも必要だと思います	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
112	一般	2人の息子がいるが、ひたすらに伸び伸びと、子供らしく育てて欲しいと思っている。そんな中、このいじめ防止の基本法には疑問しかない。友達がどんなことで嫌な気持ちになるのかを探り、自分と違う考え方について実践で学んでいくのが小学校と言う場ではないのか。いちいち友達が嫌だと思うことを1度でもすると呼び出され、いじめた方もいじめられた方の親にまで報告されると言う子供の苦痛、親の苦痛についてはどうなのか。今のいじめ防止法は、子供の心の健全な成長をおもい作られたものなのか、どんな方がどんな議論のもとこのようなものが作られたのか？疑問しかない。早急に以前までにもどすべきだ。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

113	一般	・一定規模以上の児童が集まっている以上、いじめを撲滅することは不可能であるため、単純ないじめの認知件数により学校評価・教員評価が左右されることは望ましくない。それはいじめ認知件数の学校側による恣意的な過少申告に繋がる恐れがあり、児童やその家族がいじめを受けたと認識しているにも関わらず、学校側がそれを認めないという事態を引き起こす可能性が高い。・そのため、学校側にいじめに対応する人的資源を相当程度追加で配置する必要があるが、それが現状困難なのであれば、積極的に外部（児童家族、警察等）にアウトソースすべきである。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
114	一般	>事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童生徒にいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等の安心を最優先に必要な措置を検討する。 上記対応内容については、「いじめを受けた児童生徒」が主体となっているため、対応として望ましいと思われる。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
115	一般	まずは、小学校のように中学校もあだ名を禁ずるべきであります。苗字で呼び合うことに徹底すべきです。あだ名で呼ぶことで周りには、気付かれずに陰口が言える状況をまずなくすべきです。教師にも気付かれずに、当人を追い詰めるのが常套手段なのですから。 おうおうにして、あだ名からいじめが発生するケースも少なくありません。現に私にも高校時代に経験があります。被害を少しでも減らしたいと思うなら、学校の取り組みに組み入れて頂きたいです。	参考	いじめの未然防止のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
116	一般	横浜市は、不登校に置かれた側の対応が個々で違うのはわかるのですが、学校が怖くなってしまふ生徒への対応をもっと考える必要があります。まずは、今まで受けられていた教育がうけられなくなります。学校から、切り離されるために、起立性の問題がもの1、2カ月でも発生してしまいます。横浜市が不登校児童むけのオンライン授業を配信すべきと考えます。各学校で取り組めるなら、一番良いでしょう。学校が怖くなってしまった児童には、学校の授業でも困難が伴うケースには、前者は有効でしょう。とにかく双方向でのデジタル活用が必須です。成績にも評価できるし、何より生徒を置き去りにしないことが最重要課題です。取り残され、高校でサポート高校による中学校や小学校の振り返りが必要なのが現状なのです。これを速やかに解決していただきたいです。 個人情報理由にオンライン授業はうけられないのが、横浜市の現状です。千葉の柏市では、病気で通えない生徒もオンラインで授業に参加でき、出席カウントもできます。双方向にチャットで自宅にいる児童にもコメントが貰え、成績にも評価されています。地域差が、あるのが現状なのです。	参考	不登校児童生徒への支援については、オンラインも活用しながら、それぞれの児童生徒の意向等に応じて、支援できるよう取り組んでいきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
117	小学生	3教育委員会の取組（3）いじめ事案に対する対処 ア早期対応について 重大事態になる前のいじめ案件についても、初期、中期段階をそれぞれ定義づけ、学校が法に沿って速やかに対応できるよう、情報共有や対応の手順を予め定め、指針として提示すべきと思う。 初期であっても調査は必須であり、学校全体あるいは学校外の機関を交えて調査を行うことで、保護者を含め、当事者へ重大性を認識させ、なおかつ初期中期段階で適切な対応をとることで、深刻な事態に陥らせない抑止力になるのではないかと考える。	参考	重大事態の調査については、法やガイドラインに則って対応してまいりますが、令和7年度から導入するいじめ対応情報管理システムにより、情報共有のスピードを挙げ、早期の段階で支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

118	小学生	(9) 調査結果を踏まえた対応 重大事態と認定されているにも関わらず、いじめを行った児童はいじめを受けた児童と違う教室で学習を行わせる程度の対応しかしてくれないのかと不安に感じた。被害児童からすれば、学校ですれ違うかもしれないだけで恐怖であり、学校に通いたくなくなるであろうことは容易に想像がつく。加害児童ではなく被害児童の利益を優先し、被害児童が不登校になったり生活環境を変える必要がないように、加害児童を申し送りの上転校させる等の対応をしてほしい。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を第一にしながら、全ての児童生徒の健全育成のために対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
119	一般	まず、「いじめ」とは犯罪と同じであることを知るべき。身体的なものは暴力罪、心理的なものはハラスメント。社会では犯罪として扱われるのに、学校では「いじめ」としてしか言われない。学校、生徒、教育委員会、自治体全体がそのような認識に変えるべきだと思います。 今後とも、いじめゼロを目指した活動よろしく願いいたします。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
120	一般	いじめにより被害者が学校に通えなくなっても加害者が普段通り授業を受け問題なく進学していく、という加害者の人権のみが守られる状況は間違っていると思う。まずは被害者の安全確保をし、被害者が学校に戻るようにするのが先決で、加害者の存在がその障壁となる場合は加害者を別室登校などにし、進学にもペナルティをつけるべきだと思う。その上で被害者にはケアを、加害者へは指導とケアが必要。逆に、周囲に不快な言動をする人をただ避けていただけなのにいじめと認定されるようなことは避けなければならない。我慢強い人や素直な人に、周囲から嫌われる人の相手を押し付けるのもよくない。問題行動が多い人は一旦集団から離し、丁寧なケアをする必要がある。問題の本質を見抜き、適切な対処ができる仕組みが必要。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
121	小学生	子供ならず大人から人にしてはいけない事を一から学ぶ必要があると思います。そして大体のいじめが人を傷つけてしまう子供自身に問題を抱えている事がほとんどです。家庭内で自分の居場所があるか、過剰に教育されてないか、影で兄弟や親から虐待されてないかなど、加害者の心配をした方がいい。本来は親が受け止めるべき子供のストレスを親に受け止めてもらえず、外に持ち出して弱い者に当てたらどんな反応するのか自分と照らし合わせているのではないでしょうか	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
122	小学生	他の子をいじめる子供も保護者が家庭で徹底的にしつけが必要です。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
123	小学生	クラス内でいじめそうな行為が見えたら、担任先生からすぐ対策を講じること。例えば、毎月1回ほど全校内において、事例のいじめをイラスト形で公開したりする事。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

124	一般	いじめを【した人間】の親子カウンセリングと転校の手続きが必要だと強く感じています。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
125	一般	当事者の意見を尊重とあるが、横浜市内の学校では加害者寄りの対応をした。子どもに近い教員についての取り組みが必要と考える。社会の問題と位置づけているが、近い大人のすべきことについて言及が少なく、結局は加害側当事者の問題と読める。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
126	一般	各学校にいじめた側をカウンセリングし、問題の根本解決する、いじめをしないよう指導できる専門家の配置	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
127	一般	小学生低学年、未就学児がいる家庭です。「相手がどんな言い方でも、やめてと言ったらすぐに止めること。」と伝えています。それは遊んでいる最中でもです。あなたの「やめて」には価値があるんだと伝えたいのです。もしも、嫌なことをされて「やめて」と言ってもやめてくれなかった時、あときの自分のやめての言い方が悪くてやめてくれないのかもしれない。などと思わない様、すぐに、相手はいけな事をしている。と助けを求められる様、そして[する側]にならない様、第三者であった場合はすぐに気付いてそれを容認しない為です。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
128	一般	いじめた方をカウンセリング、隔離してください人をいじめるのは、何か困っている、助けを求めている、いじめられた人もきちんとケアをして いじめた側を学校から離してください	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
129	一般	いじめは加害者に非があるという姿勢を徹底することが重要だと思います。いじめが発覚した場合、加害者を徹底的に隔離、カウンセリングを受けさせる、場合によっては転校などをしていくことが必要だと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

130	小学生	対策が手ぬるい。日々の授業の中でどれほど取り組んでいるのかが見えない。いじめが絶対悪であるだけでなく、犯罪であることをきちんと伝えるべきだ。状況によっては刑事事件になること、被害者から訴えられれば民事事件として損害賠償請求訴訟の被告となることも伝えてはどうか。最も重要なことは被害者が精神的に傷つくことをちゃんと教えることだ。その社会的損失は大きい。道徳の一コマとして、社会の一員に不可欠な学びとして教えるべきだと思う。被害に苦しむ人たちに協力を得てはどうか。横浜市教育委員会の姿勢は今後注視させてもらう。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
131	一般	相手の気持ちになって考える等のいじめ防止啓発は重要であるが、一般の違法行為も同様、残念ながら何を言っても無駄な子供や親も一定数いるという事実をしっかりと認識すべきです。また、いじめも違法行為であり、暴行罪、恐喝罪、強要罪、侮辱罪、名誉棄損罪等で処罰の対象になると共に、損害賠償請求等の民事責任を問われることです。このため、軽微ないじめであっても、警察や弁護士が主になって処罰や損害賠償請求を行うべきです。これにより、大きな抑止力になります。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
132	一般	いじめが重大化する最大の原因は、学校の対応が消極的であることだと思います。教員は自分の評価が下がることを恐れ、また時間を取られることを避けるため、どうしても見て見ぬふりをしがちになることは、構造的に必然です。このため、いじめのような非定常、かつ利害関係が絡む事柄については、学校とは完全に独立した市の職員や弁護士が主になって、関係者の事実関係を公正に調査して対応すべき。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見る化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
133	一般	いじめに対して早期対応をするとありますが、対応の雛形を学校の中で共有してほしいです。具体的には、担任が聞いたら学年主任に共有して対象児童との面談を設けるといった形です。なぜこのお願いをしているかというと、我が子がクラスメイトから嫌がらせに合い、個人面談で担任の先生に相談したところ、そうは思わないし嫌がらせを受ける側にも問題があると言われ、親子ともに辛い思いをしました。結果的に学年主任の先生に電話をし面談を設けてもらいましたが、全ての先生が「いじめについて相談されたらどう動いたらいいのか」という雛形を知っている状態にして欲しいです。SOSを出しているのに、担任の先生の主観だけで無かったことにされないよう、お願いします。	参考	令和7年度から導入するいじめ対応情報管理システムにより、情報共有のスピードを挙げ、早期の段階で支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
134	一般	被害者である子どもの意見を尊重するのは当然ですが、教育の名のもとに「被害者は逃げるしかなく、加害者は何事もなく通学している」という理不尽で不平等な状況に切り込んだ施策が必須だと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
135	一般	子どもが教員を含む大人に相談すれば対応することが前提となっているように読みましたが、「自分のクラス(学校)でいじめがあったとなると自分の評価が下がる」と隠す教員やまともに取り合わない学校もあると感じます。いじめが見つかったクラスや学校を問題扱いし減点評価するのではなく、発見・取り組み・改善を教職としてプラス評価する環境が必要です。また、SCの在室時間も短すぎて子どもの「身近な相談者」にはなりにくいです。養護教諭や司書教諭のように、在校時間が長い雇用にするべきです。	参考	いじめに関する学校評価、教員評価の留意点については、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

136	一般	そもそも防止策にいじめ発生時の対応として、いじめを行った側への対応方法を項目として盛り込むべき。いじめは重大事案でなくとも起きている。重大事案にしか対応しないのか。重大事案でなくともいじめを受けた側が別室登校、保健室登校で登校さえしていれば問題がないとするのか。定義に基づくならば重大事案に至る前の対応方法について具体的表記が必要。いじめた側こそ支援しカウンセリングを義務化するなど再教育せねば根本的解決、防止にはならない。横浜市はいじめた側への対応、支援に弱すぎる。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
137	中学生	部活の顧問の特定の子どもに対する無視や他の部員とは接し方が違う、大勢の人の前での叱責があり、仲間からも距離を置かれ辛い思いをしていました。学校に相談しても何も解決はしませんでした。結局辞めることになりました。いじめのきっかけは生徒だと決めつけないほうが良いです。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
138	高校生	いじめを受けても人に言えない、言えてもすぐには終わらない、ということを踏まえた取り組みをしたらいいいと思います！	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
139	小学生	未就学の際内緒話しを(コショコショバナシ)をしてはいけないよと教えられてるか、注意をされていたかで入学してからすぐにしてる子しない子が分かっているような気がします。実際保育園では注意されないなど子供の話ですが言っていたので悪い事してる気が生まれてないで育っているのかとを感じる事がありました。内緒話しは基本誰もがされて良い気がする事ではないのでその教育は家庭ではもちろんの事です。幼稚園、保育園、小学校でも共通して、してはいけないことの認識を教えてあげて欲しいです。小さなことから始まるいじめ。してる側は気づかなくてもされたら疎外感を生み出すもの。大人が側からみてもしてる子などを見ると良い気がしない事です。小さな子供達によく起こりがちな内緒話しなどから、してはいけない事という意識付けの認識を教えて行って欲しいです。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
140	小学生	未就学の際内緒話しを(コショコショバナシ)をしてはいけないよと教えられてるか、注意をされていたかで入学してからすぐにしてる子しない子が分かっているような気がします。小学校でも先生にはしてる子がいても注意されてないし、してはダメと皆んなへの呼びかけはされとないとのこと。内緒話しは基本誰もがされて良い気がする事ではないし、一人称対複数人で生まれる現象。日常に良く発生しがちなその行動から感じ生まれるイジメはあると思っています。してはいけないという教育は家庭ではもちろんの事です。現場で発生しやすい事例の為 幼稚園、保育園、小学校でも共通して、してはいけないことの認識を教えてあげて欲しいです。小さなことから始まるいじめ。してる側は気づかなくてもされたら疎外感を生み出すもの。大人が側からみてもしてる子などを見ると良い気がしない事です。小さな子供達によく起こりがちな内緒話しなどから、してはいけない事という意識付けの認識を教えて行って欲しいです。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。

141	中学生	娘は仲良しグループから仲間外れにあいました。虐めまでは行かずとも、複数対1人は虐め第一歩だと考えます。学校に行けなくなり、学校にも相手の親にも言いましたが、話し合いもその場だけの反省に終わりました。仲間外れやシカトは続き、虐めた側は同じクラスになったり、修学旅行も同じメンバーで班編成をしてました。学校側も容認しているようで本当に嫌でした。女子は特につるむので、クラス替え、グループ分けなので固定のメンバーで固まらないよう配慮すべきだと考えます。また、親にもその後の指導なども学校側からして貰いたかった、、	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
142	小学生	今子どもがいじめを受けています。悪口や小突かれるなど、程度は軽いですが、たまに夜になるとその事で癪癪を起こします。この施策のような事はして頂いているのですが、メンタルケアが不十分と感じます。家庭でもケアしていますが、学校との対話は担任の先生との電話や個別面談のみになっています。事が大きくなる事で子どもの負担になることがネックで出来ていませんが、本人や親がSWや他の先生、校長先生への相談がしやすい環境があればいいと思います。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめを受けた児童生徒のケアを強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
143	一般	いじめを減らすためには、1.いじめについての報告を秘密裏に学校、教育委員会、警察や報道機関などの第三者機関と、複数の主体が同時に受け取れる窓口を用意する 2.窓口寄せられた報告が正しいかどうか、必要に応じて学校内の各施設に録音機器を配備するなどして対象となった学校が各機関と連携して裏どりする。 3.いじめが判明した場合、いじめの事実や手口を過不足なく公開、共有し、いじめた側は以降は特別教室への通学とし、他の生徒から隔離する。 4.報告窓口が悪意を持って虚偽の報告を繰り返す生徒に関しても、いじめた生徒と同様の対応をする。 とする必要があると考えます。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
144	一般	いじめられた側が心理的に傷つき学校へ行けなくなり、いじめた側が通常通りに学校へ通ったままということに憤りを感じます。 いじめた側に出席停止や別室登校などの制限をかける処置を望みます。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
145	一般	いじめがどこにでも起こりうるとすれば、対策のメインは早期に気づき、見守ることで、最悪な事態である自殺を防ぐということを主眼に置くことになる。こどもの自殺が高止まりという状況をみんなで共有し、家庭でできること、地域でできること、学校がすることをもっと明らかにして、安心して子育てできる横浜を目指して欲しい。	参考	児童生徒が自殺に追い込まれることのないよう、学校、教育委員会のみならず、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と捉えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
146	一般	娘2人がいじめの経験があります。その際学校での聞き取りや取り組みなどを考えると教師の方は年代によっても様々ですが、自分の考えを押し付けてくることが多いです。あとは自分の好き嫌いなども考慮していじめられる方にも原因があると言ってきたり、考えすぎと言ってきたりしてまともに取り合ってくれないので、きちんとしたマニュアル作りが必要ではないかと思います	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、学校が全教職員による指導体制を構築し、組織として対応することが必要と考えており、第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

147	小学生	子供がいじめを受けました。重大ないじめの事案だと言いながら、いじめを受けた具合の悪い子供をそのままひとりで帰宅させる。重大事態の対処などするどころか真実を隠し、嘘の報告を加害者側の親にしていた事がわかりました。子供は、精神的、肉体的に追い込まれています。腹痛、吐き気、口に物を投げ込まれた後遺症で、ずっと喉の違和感、不安感、その他の体調不良。摂食障害にもなり普通の生活が送る事が出来ない。家族の心も追い込まれ病院に通っている。教育委員にも電話しましたが、電話しなければ良かったと思うほどの対応です。まずは隠蔽体質改善しなければならにも変わらないです。不信感しかありません。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見る化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
148	小学生	いじめの防止等のために横浜市が実施する施策」に関するご意見につて いじめ発覚後に指導をしても改善がされない場合は加害側のクラスの移動、学校の転校の実施。被害側が安心して学校に通える配慮が必要。教育委員会の判断のもと、転校指示書等の通知を発行してはどうか。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を第一にしながら、全ての児童生徒の健全育成のために対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
149	中学生	子どもが、仲間内の会話で特定のあだ名を使っていたそうです。そのあだ名は、本人の前では使ったことがなかったにもかかわらず、この件について中学校から親が呼び出され、子どもも別途、相手に謝罪するよう求められました。確かに、あだ名の内容が好ましくなかった点は反省すべきだと思います。しかし、この場合、「対象となった児童生徒の立場でいじめを判断する」という方針ではなく、むしろ本人が知らなかった事実を伝えることで、かえって傷つけてしまった可能性があるのではないのでしょうか。知らないままでいた方が、本人にとってはよかったのではないかとも思います。このような対応は、過剰ではなかったのでしょうか。横浜市としてどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
150	一般	いじめをしていることを発見しても、証拠がないと言われてしまう。学校にもこれからは防犯カメラの設置が必要だと思います。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
151	一般	ことが起こる前に普段から学級内で話し合いをし、保護者とも連絡を密にすることが大切だと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
152	一般	いじめられた側はもちろん、いじめる側の心のケアを行なってほしい。いじめていた側が、いじめていたという事実を認めず、いじめられた側がさらに傷つくというニュースを見かける。いじめる側にも埋められない心の穴があって、いじめることでその穴を埋めている気になっていると感じる。ちょっとしたことからまだしも、何もなく、人をいじめることはそうないと思う。いじめが表面化したあと、双方が健全に地域で生きていくためにも、双方の心のケアをすることが根本的な解決につながると考える。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

153	一般	何処に当てはまるのか？分かりませんが、私自身もいじめにあった当事者でもあります。今16歳になった息子が小学3年生でいじめにあっている事を同級生からのSOSでしました。その後から付き添いで廊下から見守りを続けました。なれてきた同級生は私が見ている目の前(授業中)でも言葉での攻撃をはじめたり、エスカレートした時には止めに入りました。実際にいじめをする子と話す『うらやましかった。』や『障害があつて優遇されてる』『邪魔』『きたない』と、耳を塞ぎたくなるような言葉も沢山ありました。インクルーシブとか言っても理解して下さるのはごく1部、無理があるのだと思い知らされるばかり それともう1つ、『いじめる側にも何かある』と、言うこと。生きていていいのかまで考えました。どうしてもいじめはなくなるいいじめを受けた子どもが結婚を考えても子どもをあきらめる選択をする人もいます。生まれた事をただ幸せと思える社会になりますように こどもも親も	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
154	小学生	現在把握しているいじめを分類し、どのようないじめが多いのか先ずは公表が必要と考えています。その上で、教育委員会含めどのような対策を施し、その結果がどうなったかをまた公表する仕組みが必要と考えています。いじめの実態を親だけでなく、子供達にもオープンにする事で問題意識を持つことや解決のための取組を促す仕組みを構築する事がいじめの防止に効果的ではと考えています。	参考	横浜市では、いじめ重大事態の調査結果について、公表ガイドラインを策定し、公表する仕組みを設けています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
155	一般	30年ほど前の横浜市立小学校卒業生です。当時いじめを受けていました。担任の教師に相談するも、「貴方が悪いんじゃないか」と取り合ってもらえず、傷口を縫うほどの怪我をさせられても、「私のクラスにいじめなど存在しない」と言い、最後まで取り合っていただけませんでした。（怪我の際は校長先生・副校長先生が謝罪に来られましたが、担任は上記の理由により来ませんでした）必要なのは、担任個人の主観ではなく、客観的に判断する材料を明記することではないでしょうか。また、いじめが発生することで担任の評価などにかかわるのなら、主観判断や隠蔽が行われる確率は必ず上がります。人員の問題等もあると思いますが、副担任や他の先生の目が高頻度である。という状態を作り出すということも大事だと考えます。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
156	小学生	いじめが起きてから、こういうことはよくないよね、など指導するより普段からクラスで、こういう場合は、いじめになるか、ならないか？目撃したなら、どうするべきか、されたらどんな気持ちか？を先生が答えを出すのではなくクラスで対処法を話し合う機会が月1あると。不登校、最悪自殺になってしまった場合、被害者家族だけではなく加害者の家族親戚も巻き込む。今の時代ネットに顔写真、住所、両親の職場も書かれたりもネットは一生消せないってことも教えてあげてほしい。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
157	中学生	いじりも立派なイジメになる！と子供たちに伝えてください。いじりをされて本気で面白がってる子はいません。顔で笑ってても心は壊れていっています。イジメは犯罪なんだと子供たちに認識させてください。虐めた方を出席停止や転校などさせてください。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
158	一般	各学校で、いじめがあったら誰に相談したらいいのか、いじめで学校に行きにくくなったら、どんな対応してくれるのか、事前にもっと親に説明して欲しい。こどもが先生に相談したくないという、親としては相談に二の足を踏んでしまいがちで、その時に学校が必ず力になってくれることを伝えたいが、今はいじめの話を説明されたことがない。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

159	一般	こどもたちが、自分たちが受けたり、見かけたりしたいじめをどうして欲しいのか、もっとこどもの意見を聞いて対応して欲しい。そっと見守る、介入してやめさせる、話し合いを手伝って欲しいなど、小学校高学年の娘の経験した事案だけでも、こどもの考えは様々な一方、教員に対する諦めがあって、結果、表面的に謝っておしまいになっている。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
160	回答なし	早期対応について 早い段階で弁護士のアドバイスを受けられる体制とありますが、法としての対応となると証拠が必要となりませんか？ 実際のいじめでは、証拠が無いケースが多いです。証拠が無くてもやられた方は覚えています。証拠が無ければやってなかったことにされてしまう事が学校では非常に多く、そこが問題だと思います。証拠を集めなければいけない事も被害者側の負担はさらに増します。被害者は泣き寝入りで理不尽さを感じ、対応が学校であれば学校に不信感を抱き、人間不信になるケースもあります。加害者側は反省どころかバレなければ良いという誤った学習をしています。法としての正しさだけでなく、人の心を見る意識が必要だと思います。当人が本当の意味で納得できる点が大事です。SCの配置にいて必要だと思いますが、現在は常時いらっしゃらなく、また気軽に児童生徒が相談できる状態ではないです。また、完全に第三者の立場の方を配置して頂けると公平でスムーズになる様に思います。SCの方とお話した印象では学校側が不都合にならない様に配慮されている印象でした。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
161	回答なし	会議について 会議を開かなければ対応できないという事であればそこも問題の様に思えます。いじめはケースバイケースでその場、その時だから対応できる事もあり、スピードも大事です。なので、対応者自身もしくは周りから見て不安要素がある場合だけで良いのではないのでしょうか。情報の共有は必要だと思いますが、形式化、マニュアル化していくとむしろ必要な対応ができなくなる様に思えます。学校は、人と人としての意識が薄い様に感じます。報告について 報告にどのくらい時間を費やす必要があるのか、報告に多くの時間をかけて次のいじめが起こらない様に還元をどの程度できるのか。1人1人異なる中で正確に伝える事も難しいです。報告をスムーズにできる体制が無いと無駄な時間を費やす事になると思います。また、いじめの対応が評価に関わる以上、評価を気にした報告になる事は予測できます。人を評価する事の価値の見直しも必要だと思っています。保身に繋がっていると感じます。	参考	令和7年度から導入するいじめ対応情報管理システムにより、情報共有のスピードを挙げ、早期の段階で支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
162	小学生	いじめについて語るときについ被害者の救済ばかりにフォーカスしてしましますが、いじめる子供も何らかの不幸にある事を同時に考慮する必要があります。いじめる子は大抵その子も親などから不適切な扱いを受けて、そのストレスをもっと弱い子にむけていることがあり、いじめる子がなぜいじめるのか、なぜ他人の痛みに関心する心が育まれてこなかったのか、そこを探らなければ根本的な解決にはならず、制度によってのみいじめを制御できても、状況が変われば、また繰り返される可能性があるように思います。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

163	小学生	「相手を尊重しよう」と言っても子供にとってはどんな状況でどうすればいいのか、具体的にイメージするのは難しいと思います。実際起きたいじめのケースについて、具体的に話し合えば、よりリアルにそれぞれの立場をイメージできます。いじめる方はそれほど傷つけてるつもりはなかったけど、生徒を自殺に追い込んでしまったということは実際にあり、ニュースでも見聞きます。小学生の自殺が増えている以上、そこまで踏み込んで、なぜそうなったのか、どの時点でどうすればよかったのか、真剣に話し合う機会について検討してほしいです。仮にもし私の子が被害者だったら、全国で自分の子のケースについて話し合ってほしいし、いじめを軽く考えている子に想像以上の悲惨な結末を知って思いとどまってほしい。	参考	児童生徒が自殺に追い込まれることのないよう、学校、教育委員会のみならず、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と捉えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
164	一般	教師が忙しすぎる。無駄な教育委員会の調査を減らすべき。子どもに寄り添える余裕を与えるべき。教師を増やすべき。特に少人数校に！！SSWを各校に配置。毎日、1日中いて欲しい。クレーム保護者の対応、子どもの相談、担任へのアドバイスをして欲しい。保護者対応が減れば、教師に余裕が生まれる。公立中学は酷い。不登校者が増加している。いじめが起きたら犯人探しで終わり。クラス全体でいじめがあっても見ないふり。言われやすい子どもが犯人にされる。だから、私立中学受験が増えている。	参考	教育委員会事務局では、教職員の負担軽減を図ることで、教職員が本来業務である授業準備や児童生徒支援に専念できるよう、チーム力の強化・外部人材の配置、校務DXの推進、業務の適正化・精選・アウトソースなど、様々な取組を総合的に推進しています。今度も、働き方の改善を促すとともに、必要な支援をしてまいります。
165	一般	中学では、根本的に基礎的ないじめ対応ができていないのではないかと？複数人の教師で個別に聞き取りを行うことは基本だと思われるが、実施されていないケースを何度か耳にする。担任が関係者全員を集めて話し合うそうだ。いじめは誰がしたの？と言われても、当然強い人の名前は出せず、結局、言いやすい子どもが犯人にされて終わるそうだ。根本的な解決にはならない。保護者側も高校入試を控え、担任に嫌われたくないから泣き寝入り。重大事件のとき、いじめ対応のマニュアルは実践されているのだろうか？中学の教師が小学校に出向き、研修されたいかがでしょうか。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
166	一般	我が家の子どもがいじめにあったこともありますし、まわりの子どもがいじめにあった話も聞きました 親に心配を掛けまいといじめられているときは訴えてきませんでした 現状では教員に解決を期待するのは無理難題と感じます いじめる側は精神的な問題を抱える事もあるようなのでカウンセリングを受けられる体制が必要かと思います 候補者は子どもからのアンケートで選び、それ自体がいじめにならないように注意が必要だと思います 保護者が学校に何時でも出入り出来る仕組みがほしいです 教員ではなく専門のスタッフがいじめに介入する体制が必要かと思います これだけ子どもの自死が多いのは異常事態だと思います	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
167	回答なし	そもそも「いじめ」という言葉で犯罪行為を曖昧な表現でひとまとめにすることをやめるべき。教える側も教わる側も事態の深刻さを受け止めづらくなる。「こういうことをしたら〇〇罪に当たる」といった、具体的な罪名とその内容を説明すべき。また、実際に犯罪が発生した際には、ためらわず通報すべき。複雑化した環境・教師の不足が叫ばれる昨今、学校だけでの対応は不可能。警察に対しても、通報を受けた場合は、積極的に介入していくことを強く要請する必要がある。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
168	中学生	いじめられ側にもきっかけなどはあると思うがいじめをした側に本人だけではなく、親にも責任、謝罪をすべきではないでしょうか。子供同士の問題でも、子供は普段の親の姿や言い方や態度をみています。いじめをした側の親の誠意は必要ではないでしょうか。子供がしたから子供だけ謝ればいいというのはおかしいと思います。先生方から相手の親に説明しさせるべきだと私は思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

169	中学生	いじめという言葉や捉え方が甘いと思います。学校で起こってようがいまいが、暴行事件等として逮捕することが当然です。疑惑があれば警察に、見回って頂いて構いません	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
170	小学生	子ども同士だけでなく、先生によるいじめもあると思います。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
171	小学生	周りの大人が見て見ぬふりをする。何かあってからではないと動かない。小さいうちに加害者、被害者の親を巻き込んで相談してくれない。そもそも教員不足で先生の質が悪すぎ、面倒なことは学校が有耶無耶にしてしまう事が多すぎるので、どうかしてほしい。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、学校が全教職員による指導体制を構築し、組織として対応することが必要と考えており、第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
172	小学生	学校だけで解決できないと判断した親に外部へ繋ぐ方法を提示してほしい。すぐに動いて欲しい。被害者に、クラスに入れないなら保健室や別教室を開放していたら解決にならない。加害者をどうにかする動きを見せて欲しい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
173	小学生	先生方がお忙しいこともあり、子供達の様子になかなか目が行き届いてないように思いますし、学校側も先生もいじめやトラブルを大事にしたくないのか、表面上問題はない、的な呈にしようとする印象を受けます。指導力のある先生がとても少ないと思います。先生方の教育も必要だと思います。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、業務のアウトソース化などによる働き方改革を進め、教職員が児童生徒に向き合う時間を創出するための施策に取り組むことについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
174	一般	この受けた側のいじめの判断というものが、曖昧なため先に声を上げた側がいじめの被害者とされる事や、身に覚えのない事案でいじめの加害者として被害者の保護者が言いふらし、結果として加害者とされている子やその兄弟、親までもが辛い思いをしてもそこには手を差し伸べられない。辛いと声を上げることは大切ですが、声をあげない子、あげられない子、面倒なことになるのが嫌で我慢してしまう子。色々な子がいる中で、先に行ったもん勝ちになっている現在のいじめの定義には甚だ遺憾であり、子ども達にも説明がしにくい物になっていると思う。いじめのでっちあげ等について学校問題に詳しい弁護士などにも話を聞くと、この数年多くなっている印象があるとのこと。そして、その親同士のトラブルも多く、学校側に弁護士や警察等の役割を強要している方を多く見かけます。そのあたりに関してもきちんと明記してもらいたいです。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

175	一般	いじめ防止の取り組みはとても必要だと思います。が、いじめの背景にあるものの一つに、社会全体の余裕の無さもあるのではないかと考えます。人は誰でも金銭的に余裕がないと、精神的にも余裕が無くなるものです。ましてや、小中学生という多感で、あらゆる事を吸収する年代の子どもたちにとって、気持ちの余裕のない保護者というのが精神に与える影響が大きいのは想像に難くありません。子どものいじめばかり問題視されますが、大人同士でもそのようないじめの問題は起こっています。自分たちばかり潤って、一般市民に増税ばかり求める政府も、そう考えるといじめにあたりますよね。まずは社会が、保護者が、気持ちの余裕を持てるように考えるのも、一つの対策案ではないかと考えます。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
176	小学生	いじめは多くの場合において犯罪行為であり、未成年が犯した場合には保護者である親の責任でもあることをもっと周知すべきであり、いじめた人も犯罪者になることによる社会的な制裁をうけるものであることをストレートに伝えていくべきである。まずは家庭でその当たり前の教育を行うように勉強会やセミナー等を開催し親のレベルを上げる必要がある。学校というシステムひいては先生の問題によりいじめがなくなるののだとは思えない。大人の社会においてもいじめは存在しているからである。私たち親が子供に犯罪を犯さないよう教育すべきである。学校には「いじめ」ではなく具体的な「犯罪行為」であることを理解していただき、起こったことは学校の責任ではなく犯罪者を捕まえることに専念していただきたい。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
177	小学生	担任が親からのいじめの訴えがあった場合、例外なく他教員と情報共有することを義務化してほしい。ただの報告として終わるのではなく、正しい共有により、担任、支援、学年主任等3人以上が必ず話し合い、より良い対応を具体的に決めて実行することが必要と思う。また、謝罪があったとしても、いじめ被害にあった子やその保護者に対する、いじめ加害者の子と親の心情を注意深く観察し、被害者側に対して理不尽な攻撃が何度もありうることを念頭に置き対処するべき。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、学校が全教職員による指導体制を構築し、組織として対応することが必要と考えており、第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
178	小学生	いじめ加害生徒の更生は、学校ではなく専門機関が対応し、家庭が責任を持つ仕組みにする。加害生徒はカウンセリングや償いプログラムを受け、道徳教育を義務化。親も講習や話し合いに参加し、怠れば罰則を設ける。罰則として、加害生徒は一定期間学校を離れ、更生プログラム修了後、被害者家族の同意がなければ復帰不可とする。学校の負担を軽減し、いじめは加害家庭が向き合う問題という意識を広める。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
179	小学生	被害者や家族に直接確認するのではなく、第三者機関が丁寧にヒアリングを行い、不安が解消されるまで話し合いを継続する。いじめによる心の傷は深く、人格形成や健康に悪影響を及ぼす可能性があるため、専門的なケアを定期的実施。被害者の精神的回復を最優先にし、必要に応じてカウンセリングや支援を提供することで、長期的な安心を確保する。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

180	一般	されたこと、言われたことが嫌だった時に「いや、やめて」と言って良い、言える環境づくりが最初ではないのかな、と感じる。遊びの延長での、軽いちょっかいやイジリだとしても、ここまで互いに楽しめるけど、これはイヤだ、これ以上はしつこい、と不快に感じ始めたら、「それはやめて」「これ以上は、もうイヤだ」と意思を示すことが必要に思う。それを聞いて、知って、ごめんね、と止められれば、それは友達関係の進歩になると思うし、それでも更にイヤなことを続けるのであれば、断固拒否する姿勢を示すこと、相手にも、周りにも、これは自分にとって不快なことだと伝えること、相手が止めないのであれば、周りに援護を求める、助けを求める、自分の意志を伝えるための仲介に入ってもらい、など手段は色々あるということを、何かが起こるからではなく、日頃から、学校とはそういうことも学ぶ場であると教えていくことが大切なのではないでしょうか。また、相手によっても、嫌と感じる感じ方は様々で、誰かとはじゃれ合いで楽しめることも、誰かにとっては苦痛かもしれないという想像力や、同意を得る方法などを学べるようにすることが必要と思う。いじめ防止のためのポイント→続き イヤなことをイヤと伝える方法、イヤと言われたときの対応、それが、例えば、こちらが思いもせず、イヤと言われてしまったとしても、の対応方法、相手との距離感や行動に同意を得る方法を、小さい頃から学べれば、将来の性的合意のあり方や、DV被害・被害、パワハラなどの問題を回避することもできるのではと思う。例えば深刻な出来事でなくても、普段から、相手にされてイヤなことは、イヤと言って良い、そして、その理由を言えるようにしていく、発展して、相手がどうだったらイヤでは無くなるのかという代替案の提案の仕方など、解決方法への導きまで学べたら、社会に出てからも安心だと思う。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
181	一般	「LINEかInstagramのDMによる、いじめ相談窓口の設置」子どもたちに対して、この相談窓口で次の約束を徹底的に守られることを周知する。 ・窓口の担当者に名前や学校名やクラス、悩み相談内容を話しても絶対に守秘され、相談者のプライバシーは完全に保護されること。（→被害者は相談してチクったことの身バレは最も恐れる。報復や逆恨みに怯えることになってしまい追い詰められてしまうから。） ・被害者が特定されてしまう恐れを避ける為、加害者とされる人に事情聴取はしないこと。 ・ただし専門の信用出来る限定的な大人が極秘内密に動いて、いじめの被害者が加害者から自然の流れかのような距離をとれる方策を速やかにとってくれること。また、その後も相談窓口にて心のフォローをしてくれること。相談窓口で相談してくる段階で、被害者は追い詰められて精一杯です。とにかく速やかに加害者から物理的に引き離して関わりを無くして欲しいです。	参考	よこはまこども・若者相談室（LINE相談）では、いじめなど、こども・若者の困り事全般に関する相談ができ、相談者の同意の下、スクールソーシャルワーカーとも連携して対応を行います。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
182	一般	いじめをする側、される側、どちらにも要員があります。学校では、いじめられた側が擁護されますが、いじめをする側は、家庭環境、逆に言葉のいじめ、先になにかされたからやり返した、うまく伝えられるず、言葉を発した側が信用される、いつもやってるからと決めつける指導など、たくさん要員が考えられるはずで。短時間で片付く問題はなく、子供と先生の信頼関係がないと解決できないことがあると思うので、心理、発達段階の対応など、もっと深く学びが必要と感じる場面が多々あります。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

183	一般	『いじめられた側』が転校などをするのが日本では一般的な対応になっていると思います。本人を避難させる意味もあるでしょう。しかし、それでは『いじめた側』は何の痛み(経済的や環境変化)も伴っていません。反省したフリをして。そのときだけ、今だけ、今回だけ。時間が経てばまた繰り返してしまうのです。なにも学びが無いのですから。『いじめた側』を認定したら強制的に転校させる制度があっても良いのではないのでしょうか？ 経済的や環境変化を伴うことは大人でも適応するのは大変です。社会人の世界ではハラスメントははじめ問題のある人は懲戒や左遷が命じられます。罰の意味合いもありますが、より多くの人の立場に立たせる為です。いじめる子供も今は子供でも社会人になれば社会人の秩序には抗えません。早くからその意識を持たせることは悪いことではないですし、子供の世界の「いじめ」が大人になったら「ハラスメント」になるだけなのですから。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
184	中学生	2章4-2などに関して。 昨年度娘が不登校になりました。心無い嫌がらせ冷やかしをする生徒の行動が原因だと思っています。これに対処できなかった担任、校長に当たってしまい、娘は一生のトラウマを負いました。私は親として子どものために学校と協力できなかったことを悔いてます。私は子育てもいじめも初経験です。一方、学校はいじめに対処してしきた経験があるはずで。担任の能力が低ければ、チームで対応してください。そして、保護者にどんな協力をしてほしいか言ってください。最初のいじめの兆候時点で、すぐに、担任、校長、主任、市の担当者、いじめ解決の専門職で、情報を共有し、基本の対処をしてください。最初はあ程度マニュアル通りの対処でいいと思います。能力の低い先生は、まずそれができません。自分で対処できないことはすぐにエスカレーションしてください。その体制を絶対に構築してください。また、保護者との連絡はメール、ビデオ通話を活用し、タイムリーにやり取りさせてください。タイムリーなやりとりが重要だと思います。私は仕事してますし、先生も時間が限られると思うので学校にいて話を重ねるのは非効率です。	参考	令和7年度から、不登校支援・いじめ対策部を新設するとともに、新たに導入するいじめ対応情報管理システムにより、情報共有のスピードを挙げ、早期の段階で支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
185	中学生	いじめた生徒は、反省しきるまで（なんらかの決めたら基準をクリアするまで）個別級、特別教育に登校させてください。いじめられ不登校になった生徒に、寄り添うという名目で、個別級への登校をすすめるなんて、筋違いです。こどもは、今まで通りに登校したいんです。いじめた生徒を個別級に登校させてください。それで救われる別の生徒さんもおもいます。いじめたれた側に特別教室を進めるなんてアプローチがまちがっていますよ。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
186	小学生	いじめられている側ではなく、いじている側の教育をするべきのような気がします。 道徳などでも、 {こう言われたら嫌だね}ではなく、 {言った方の言葉の愚かさ}などに重点を置くなど。 小学生のうちに、きれい事ではなくしっかり叱る事も必要かと思います。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成のために対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
187	一般	会社でも、ハラスメント相談は社外に窓口を設けているように、子供にも駆け込み寺のような場所があってもいいのではないかな。 学校の中と外に設け、子供に周知する。どこでも頼れるように整備するなど。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むとともに、学校生活あんしんダイヤルを設置し、スクールソーシャルワーカーにも直接相談できる体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

188	一般	いじめは無くならないと思います。相談しやすい体制といじめから逃げられる体制を作ることが大事だと思います。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むとともに、学校生活あんしんダイヤルを設置し、スクールソーシャルワーカーにも直接相談できる体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
189	一般	以下は、ゆくゆくは実現すればいいなと思う事項です。・いじめをした生徒は罪に問われるよう法整備を進める・いじめをした生徒は何らかのペナルティを課されるようにする（受験の資格を失う・他校への転校を余儀なくする、等）以下は、今からでもすぐできそうな事項です。・いじめを受けている生徒たちがSOSを出しやすい環境を作る・どんなタイプの生徒にも同じように耳を傾ける	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むとともに、学校生活あんしんダイヤルを通じて、スクールソーシャルワーカーにも直接相談できる体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
190	一般	教員間のいじめを無くす。子供の小3時のクラス担任が他のクラスの教員から数回にわたり公然と叱責され泣き出す場面があり、その後担任は休職し退職したことがあった。子供もショックだったようで、今も覚えている。担任が一年で2回変わり、落ち着かない年となった。叱責した教員のクラスはそのまま、子供達も怖がりながら過ごしていた。そのような教員からいじめ撤廃を言われても説得力がないため、基礎的環境として教員間のいじめ撤廃をお勧めします	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
191	小学生	子どものふざけと考えず、大人と同じペースで権利擁護することが大切だと思います	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
192	小学生	加害者にしないよう、何をしてはいけないのかを、道徳の時間などでとりあげる。教員の負担軽減を考え、外部講師もよいと思います。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
193	中学生	クラス替えの前に、同じクラスになって欲しくない子はいますか？と三者面談の時に聞いて頂きたいです。いじめられると分かっているのに、同じクラスになんかあったら、一年間悲惨な嫌な思いをするし、エゴではないと思います。 神奈川新聞記事で、同じクラスにしないでくださいと頼んだのに同じクラスになり不登校になり引きこもりになった子の話を見ました。下手したら自害なんてされたら大変です。我が儘ではなく、心や命を守ることを優先し、学校側も出来る限りのことをして欲しいです。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
194	一般	学校で、もっといじめ対策の授業や啓発をすべき。本人が嫌だと思ったらいじめであることを知らない子どもや保護者がいる中で、いじめ防止の取組など進むわけがない。その上で、気の強い子との付き合い方や、本人が嫌だと言えない関係性の中で我慢していることなどを相談できるようにする。小学校や中学校にもっと人を置き、子どもが安心して話せる状況をつくることだ。どんなお題目を並べるより、先生を増やし、子どもが相談しやすくする。先生を増やします！となぜ言えないのか。子どもに関わる人を増やさずに、小手先で解決しようとしているように思います。先生を増やしてください。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、業務のアウトソース化などによる働き方改革を進め、教職員が児童生徒に向き合う時間を創出するための施策に取り組むことについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

195	小学生	3教育員会の取組 (3) いじめ事案に対する対処 ア早期対応について 重大事態になってからはもちろんのこと、初期、または中期段階をそれぞれ定義づけ、学校が法に沿って速やかに対応できるよう、情報共有や対応の手順を予め定め、指針として提示すべきと感じた。 初期であっても調査は必須であり、教育委員会等学校以外の公的機関の介入させながらヒアリングを行うことで、保護者を含め、当事者へ重大性を認識させ、深刻な事態に陥る前の歯止めとなるのではないかと感じた。	参考	令和7年度から、不登校支援・いじめ対策部を新設するとともに、新たに導入するいじめ対応情報管理システムにより、情報共有のスピードを挙げ、早期の段階で支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
196	小学生	(9) 調査結果を踏まえた対応 重大事態と認定されているにも関わらず、いじめを行った児童はいじめを受けた児童と違う教室で学習を行わせる程度の対応しかしてくれないのかと不安に感じた。被害児童からすれば、学校ですれ違うかもしれないだけで恐怖であり、学校に通いたくなくなるであろうことは容易に想像がつく。被害児童が不登校になったり生活環境を変える必要がないように、加害児童を申し送りの上転校させるべきだと考える。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
197	一般	いじめという言葉がなくし、暴行罪や傷害罪はもちろんですが、監禁罪（220条）や強要罪（223条）といった犯罪が成立します。さらに、被害者の財産を奪えば窃盗罪（235条）や強盗罪（236条）といった犯罪、また、脅した場合には脅迫罪（222条）、公然と人の社会的評価を下げるような行為をすれば、名誉毀損罪（230条）や侮辱罪（231条）になる事をきちんと教える。 加害者の人権や未来の為に罪だということなど大袈裟だと言う人がきつーと思います、被害者の未来はその後ないかもしれない。加害者は、少年院や刑務所で更生してから未来を考えればよい。被害者がやり返した場合は、正当防衛になる様にする。被害者は、我慢して我慢してやっとやり返したのにお互い様だから仲直りしましょうという学校の方針は断固反対。被害者は、我慢するしかないのでしょうか？それではどうやったらとまるのでしょうか？他人が見ていて止めてくれる事もあるかもしれない。けれど基本的には自分で立ち向かうしかないと思います。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
198	一般	被害者の人権を尊重し、ケアを十分に行い、再度加害者からの攻撃や報復を受けないよう、距離を取れるようにした方が良い。被害者が不登校になったり、転校する事は異常である。海外では加害者にカウンセリング（精神鑑定含む）をしたり、別室登校、自宅謹慎、転校措置などしている。日本もそうすべきである。加害者の家族にも責任の重大さを分からせるために、学校にも「イジメ」ではなく「事件」として即、警察を介入をすべきである。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
199	中学生	いじめが発覚した際、いじめられた生徒は学校に安全に行けるようになり、いじめた生徒が保健室登校やクラス替え、転校等被害者に関わることをないよう措置して下さるようお願いいたします。我が子が、ある生徒から性的な噂を度々流されたため、一部の生徒から陰口を言われる、仲間外れにされる等のいじめを受け、居づらくなりました。先生に相談し、これ以上当該生徒に関わりたくないでクラス分けで同じクラスにしないでほしいと頼んだそうですが、色良い返事はもらえなかったとのこと。本人が関わりたくないと言っているので当該生徒に事実確認ができず、そのため具体的な処置ができないのだと思いますが、性的な内容を含む誹謗中傷は本来ですといじめの範疇を超えた犯罪かと思います。そのようなことをする生徒に対して、決して許さない、被害者に関わらせないという態度を学校側に見せてほしいと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

200	小学生	具体的な取り組みについて読みましたが、校内でもうどうにもならないと思う。親の嫉がなっておらず先生にご負担が大きく申し訳ないが、昨今の精神的身体的暴力行為は見えにくい。いじめという言葉をなくして暴力としていくらい事はもっと重大だと思う。未然に防ぐにも早期発見対応にも、学校に警察を入れる。スクールポリスを導入する。録音ができる解像度の高い防犯カメラを至る所に設置して校内の死角をなくす。児童のストレスを軽減するには評価に関係ないリラックスしてお喋りができるカフェのような息抜き場所をつくる。早期発見について正直な意見を申しますと、担任教師の発言にモラハラ気を感じており安心できません。自身の手柄のために子どもの揉め事を解決しようとししないでください。と伝えたいけれど、校内に相談できる人がいない。校長副校長も事なかれな感じで話すことでかえって子どもに何かされないか心配で話せていません。不定期で見回るなどし教室内の指導や発言が適切か各校で事例検討していただきたいです。人間性の問題も人間だから失敗したら謝って関係を築き直すしかないのですし。どこにも言えないことを言えるこの機会があります。ありがとうございます。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
201	小学生	もしかしたら生徒、先生が見ぬふりをしていることがある事もあると思う。自分から『嫌だ、嫌な思いをしている、環境を変えたい、助けて』言えない子もいると思う。寄り添ってあげる事が大事だと思う。いつでも話をきくよ、という担任の先生や担任ではない先生や声かけと姿勢。もしくは生徒。外国では、いじめをする人に問題があるとするため、加害者を病院に通ってもらうそうです。なぜ、言えない子が嫌な思いをしないといけいないのか。いじめをする加害者をクラスから出て行って、隔離するなどの被害者を守る制度が必要だと考えます。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
202	一般	いじめが発生する要因がいろいろあると思います。それを親や保護者が理解し伝えなければいけないと思います。以前自身の子供の事で学校に出向いたことがあります。学校側からは、誰が悪いとか犯人探しも出来ない。子供の心に傷を作るのでその子に『あなたがイジメたから〇〇ちゃんが学校に来れなくなった』とも言えない。と言われました。たしかにそうだと思います。やられたらやり返せを教えられない時代にいじめられている人を守ることが教えられるのかとも思います。悪いことをしたらキチンと罰があたえられるように教えずにはと思います。大人にも言える事です。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
203	一般	最近他校ではありますが、〇〇小の6年生のいじめの問題を耳にしました。被害者である児童の親御さんの話を聞くと学校や教育委員会の対応に疑問を感じる部分が多々ありました。学校は被害に遭った児童だけではなくいじめを行った児童のケアもしなければと言う方針は理解できますが、今回の件で家族が生活に支障をきたすくらいになってしまう現状に余りにも寄り添っていないと感じました。ルールに沿う事が重要される余りに先生方も制限があるようですし、形式だけの対応になっているようです。ルールや方針が整備されても具体的に解決された例がほとんど耳に入ってこず、結果的にいじめられた子が別教室で過ごすと言う変わらない対応で時間が過ぎて本人やその家族が諦めてしまうと言う流れです。ましてや6年生です、その子の小学生の楽しかった日々も最後の嫌な思い出に塗り替えられてしまっ一生心の傷として残ってしまう可能性があるのです、同じ年の子を持つ親としてはとても他人事とは思えません。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。

204	一般	色々と対策をご検討されていると思いますが、その前段階の、SOSの声を上げることのハードルの高さへの対応も必要と感じます。 具体的には、①いじめだと認識できるようにする ②声を上げれば具体的にどんなことをしてもらえるのか分かるようにする の2点も重要だと思います。 ①について、企業等のハラスメント対策でも、どのようなものがハラスメントに当たるかを例示して認識してもらいやすくなることが一般的です。 同様に、どんなことがいじめであるのかを例示し、自分がされていることははっきりしたいじめだから声を上げて良いのだ、ということが認識できるようにするのが良いと思います。 ②について、声を上げるのは勇気がいることなので、声を上げたらどうなるのかを具体的にイメージしてもらえるような情報展開も必要と思います。【改定素案】第4章 重大事態への対処福祉の方向の対策が主なようですが、警察との連携についても記載があっても良いと思います。一律「いじめ」として扱うのではなく、刑事事件に相当するものはきちんと犯罪として警察に引き渡すことで、抑止力にもなり得ますし、少年法により加害者を適切に更生に繋ぐこともできるかもしれません。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
205	一般	福祉の方向の対策が主なようですが、警察との連携についても記載があっても良いと思います。一律「いじめ」として扱うのではなく、刑事事件に相当するものはきちんと犯罪として警察に引き渡すことで、抑止力にもなり得ますし、少年法により加害者を適切に更生に繋ぐこともできるかもしれません。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
206	小学生	いじめた側、いじめられた側、どちらにも心理カウンセリングが受けられる制度があるといいと思います。できれば何かがあってからではなく日常から学生、学校の教師、親もカウンセリングが受けられる体制があるといいのかなと思います。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
207	小学生	子供は嘘をつきます、必ず絶対に。いじめがある事が確認された際は、二者面談や三者面談を行いその事実確認をすべきです。手間は増えますが、いじめられている子供はもちろん、いじめている子供にとっても、そしてその親にとってもその事実を把握する事で今後の成長に際して再教育を行い直す必要があります。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者のとの連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
208	小学生	横浜市立〇〇小学校で、実際にいじめを受けて不登校になっている子供がいます。ラインのグループチャットでの仲間やずれや下校時の仲間はずれなど、証拠があるにも関わらずそれを学校側は事実確認をせずあいまいな対応を取るだけ。これについてはどうお考えなのか、また今後の対応はどうするのか。いじめをしている子の親はそれをいじめと認識すらしていません。いわゆるそういった障害を持っているようで。差別をするわけではないですが区別は必要です。越境等で別の学校に行かせる、あるいはそういった支援学校にいかせるなどの措置が強制力のある方法で必要だと思います。周りの子供たちも、次は自分がいじめられるのではないかと思いを唱えられない状況です。この事実をぜひ知っていただき、解決して頂きたいと切に願います。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。

209	小学生	学校教育の一環として、いじめが犯罪である旨を生活の授業に取り入れ、忖度した内容ではなく実際に起きた実例を元に現実的に教育して欲しいと思っています。子供達にとってトラウマにならないように、保護者からのクレームにならないように言葉を選んで伝えようとし過ぎて事実が伝わっていないと感じます。いじめの実例を挙げて、恐喝、暴行、傷害等にあたることをはっきりと教えておきたいです。重大事態への対処についても、実例を挙げて事実を伝え、子供達自身に考えさせる授業を望みます。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
210	小学生	親にされていることを学校でしている子供を見かけます。我が家然り。親への教育も必要ではないかと思います。社会性について、対外的コミュニケーションについて、稚拙な保護者も見受けられますので、家庭教育の見直しから根本解決につながることもあると感じます。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた方針と役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
211	一般	道徳の授業ではなく、脳科学の授業を子供たちをお願いします。心とは何なのか。どのような出来事がきっかけとなり、脳が暴走するのか。脳が暴走するとはどういう状態なのか。自己認識出来なくなるのはなぜなのか。感情とは何か。私達人間の行動は全て脳に支配されています。心ではなく、脳の記憶です。全ての言動にルーツがある。道徳ではなく、そういった原理を合理的に解説し、自分を研究し他人を研究する思考を中学生のうちに身につけて欲しいと思います。	参考	学校において行う授業は指導要領等に基づき行っています。あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
212	小学生	P3市としてどのように把握するのか。漏れがある。(2)いじめをおこなった者に適切な指導及び支援行われるまでの時間とは。時差もなく行えるのか現在進行形のいじめだからこそ相談しているのにすぐ動けないのであればなら意味もなく感じる。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対応が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
213	小学生	P9イについて 重大事態の申出をしても当てはまらないと言われる なぜ当てはまらないのか明確な答えを出さない学校のせいでまた子供を苦しめることとなった ●教師の質も落ちており、傾聴、声掛けの対応が出来ていない。 ●SSWについて 本件以外で校長と関わる機会があり、良い校長ですと言い切る事により誘導してると感じる。その発言によりSSWに対する信頼等一切なくなります。SSWは誰に寄り添うべきなのか。校長と全く関係のないSSWを担当にするのは難しいと思いますが両方はそれを表に出さずに対応するべきだと考えます。 ●学校でのいじめの教育について 子供に聞くといじめについての授業はなく、(人権についてはあり)いじめについて疑似体験等授業をしないと理解力のある児童しか分からないと思われます。理解できない児童にいじめだと注意、指導しても理解出来ず、改善に時間を要する為、長期休みの前など授業が必要ではないかと感じております。 ●加害児童も学校の大切な生徒との事、何故被害者が欠席、転校、指定学区外に進学するしかないのか。他国のように加害者への措置を厳しくすれば家庭でも指導徹底されると考えます。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
214	一般	他者との価値観の違い、人種の違い、家庭のルールの違いなどから、いじめの芽が育ち始めると感じます。多数の意見と違うから、議論しているのではなく自己主張しすぎであるとか、寛容性や優しさ何あれば済むことも多いと思われます。多様性と言うよりも、価値観の違いに理解を持つ優しさを持てるよう煮家庭でも学校現場でも取り組みながら、人の痛み気付ける社会になればと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた方針と役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

215	一般	児童の心の状態を数値化しビッグデータやAIによる解析を行うそうだが、所詮大学や企業の研究レベルで、どこまで慎重性があるのでしょうか？大学や教授のレベルが低いと大変だと思いますが、実施するからには確実に成果につなげてください。	参考	デジタル技術やデータを活用したいじめの早期発見の取組については、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
216	中学生	現在に至るまでに、昔ほどは、酷さが見て見えない所が多々ある認識であれば、薬物の内容の様に、やってしまったら、こうなる、ああなると、もっと具体的に道徳時間などを使い初歩から途中、酷くなってしまったら、相手の事のみならず、やってしまった本人にはこのような事が起こる事を、定点でやる事が良いかと思います。今だからこそ、早期に法的な事を市が示しても、本人達は理解していない、そのまま、大きくなり、大人になり、言いたい放題になる流れを、止めて行くのは、早春な小中高生から、示してもいげは、今の大人を否定して自分達は、やらない事が相手への思いやりに繋がってくれる事を、教育は絶対ではなく、一人でも多くのそう言った子を育てる事だと思います。家庭に委ねるのは、子供達の繋がりを引き裂く事が優先になってしまうと、思います。今の子達は、ビビリですので、教育の場で学ぶ方が有効的に感じます。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
217	一般	いじめの定義に「法は、同じ学校等に在籍する児童生徒からの心理的・物理的に影響を与える行為のうち、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義しています。」とありますが、「不法行為に加え、」の一文が必要ではないでしょうか。本人がいじめと感じなければいじめではない、という相対的な問題ではなく、まず不法行為（傷害や器物損壊、名誉毀損など）は絶対的に許されないことを教育現場でも徹底する必要があると思います。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
218	一般	被害者のケアだけでなく、加害者側の家庭も含めた教育やケースワークなどの問題解決策も盛り込んでほしいです。多くの場合、問題があるのは加害者ですが、学校だけでは対応できません。被害者側だけの問題にせず、加害者教育をするための体制整備も盛り込んでください。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
219	小学生	いじめの抑止力として校舎内の防犯カメラの設置を進めるべき。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

220	小学生	4年生の我が子は夏頃から友人からの"無視"を受けました。その事を秋口のいじめアンケートのような学校で実施しているものに"いじめを受けている"と回答した上で担任との二者面談を受け、実際に受けたいじめの内容について相談しました。その後、冬になり友人からの"無視"が悪化、陰口、仲間外れを受け、そこで初めて親に起きている事の相談をしました。夏から冬の間、親である私は子供がいじめを受けている事を知りませんでした。担任にこの事をお伝えしたところ返ってきた回答は「知りませんでした」です。子供は自ら、いじめの芽が出始めた頃に担任に相談しているのに関わらず、何も対処をせず、話を聞いた事すら忘れ、だんだん内容はエスカレートし、泣いて初めて親に相談するとい事態に追い込みました。校長先生にお伝えします、と言うと慌てて対処していましたが、これには到底納得がいきません。大人からすれば、いじめの内容はとても"くだらない"内容でした。それでも子供にとってはとても心痛める出来事です。内容の大きさなどに関わらず、子供から発せられるSOSには真剣に耳を傾けるべきです。いじめは蕾の段階で潰さなければいけません	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、学校が全教職員による指導体制を構築し、組織として対応することが必要と考えており、第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
221	一般	カウンセラーを常勤にして欲しい。カウンセラーも相談一待ただけでなく、こどもたちをみて周り、いつもと様子が違う子には声をかけるなどしてほしい。こどもも親も苦しんでいる声に耳を傾けて欲しい。先生たちにそれをしていただくのは、授業もあるし難しいと思うから。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点からいじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
222	一般	子どもの小学校では、被害を申告できる子どもへのケアはありますが、言えない子どももいます。例えば言語的訴えが上手な中高学年の女子に毎日ネチネチ細々と文句を言われていましたが、ずっと我慢していた男の子。ある日耐えかねて強く言い返したら、その場面だけが教師の指導対象となり、女子児童の保護者も自分の子どもが被害者であると認識してしまう。日頃から我慢している子どもたちは報われない上、誰にも相談ができません。教員に言いに来ない子達の方が、より辛い思いをしていることの方が多いです。言わない子への対応ができるよう人員配置が必要だと思う	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
223	小学生	日本はいじめがおきると何故かいじめられた側がそこから離れないといけなような感じになっていると思います。虐められた側の心のケアは勿論ですが、欧米の様に虐める側がカウンセリングを受けるなりし、根本から変えていかないといけないと思います。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
224	一般	未然に防止するのはとても大切だと思うが、実際は、事が起こってからの対応が、ほとんどを占めているように感じる。また、一番難しいと感じる場面は、事実確認・認定の際だと感じる。だれが事実確認するのか、また、その者ができるのか、子供たちそれぞれの話をきいても、大抵なんらかの齟齬があり、事実確認は難しい場面が多い。また、子供によっては、あったことを、うまく伝えることが難しい子も多い。それを大人がどこまで、吸い上げてあげられるのか、考えることが多い。やはり、大人の目がいかに、どこまで、届いているかが、重要な気がする。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

225	一般	娘が小学2年生の時に、クラスメイトからいじめがありました。死ね、殺すと書いた手紙を匿名で机の中に入られました。犯人も分かりましたが、とても卑劣な内容でした。小学生になる前から、いじめは絶対にやってはいけないことだと教育を入れて欲しいです。親御さんも含め、いじめは犯罪であることを自覚してほしいです。心の傷はそう簡単には治りません。命の大切さは、繰り返し道徳の授業などでも学習させ、学校は、いじめがあった事実を教育委員会に報告し、再発防止に努めてほしいです。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
226	中学生	いじめは教室のみでなく、クラブ活動時にも発生する可能性があります。教室、クラブ活動時間問わず、いじめた側の生徒は心からの改善を認められるまでは部活への参加停止、選手登録の抹消などの措置をお願いします。当該生徒の不参加により団体競技の人数を満たさなくなる場合も例外ではないと考えます。但し、基本的には部活全体の連帯責任の必要性はないと考えます。(部員全員で一人をいじめていたなどの組織的ないじめを除く)	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
227	一般	いじめられた被害者側の子供のケアもちろんですが、加害者側の子供の家庭に問題がある場合もあります。海外では被害者を隔離するのではなく、加害者側を隔離し精神状態をケアするのが一般的です。加害者を隔離しないとターゲットが次に移るのみのため、いじめ根絶への効果は薄いでしょう。被害者側が隔離され、いじめがなければ享受できたはずのクラスメイトとの関わりや共同作業等の教育が受けられなくなるのは遺憾です。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
228	一般	・いじめられている、と嫌われている、は似て非なるものであるという事を理解する事。この2つは確実に存在する。逆も然り。ここがいじめとイジリ之差だと思います。いじめられている→差別、優越感情が少なからず入る。嫌われている→双方に何か意見があるという事。前者は成長期においての能力や身体的、精神的な個人差からくる感情。後者は嫌われている方がいじめ被害者。いじめ加害者側も最初は被害者。生活の中で個性により生まれる現象。大人で言うところの距離を置こうの状態。いじめ被害者側は、何故そうになっているのかに気づけない。いじめ加害者側も、自分が結果いじめになってしまっていると感じにくい。・教師達が全員自分のモラルを令和にアップデートする事。・教師が大人の事情を持ち込まない事。この問題と家庭環境は全く関係ないとは言えない。・個人は違うものだという事を子供達に理解させる事。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
229	一般	・SNS、インターネットリテラシーを今のうちから学ばせる事→これからではなく、もう既にネットと生活は切っても切り離せない状態にある事をもっと大人が理解して欲しい。危ないから使ってはいけないという存在では無くなってきている。一人で公共交通機関を使うのと同じ。授業で習うべき。身を守る為です。・道徳の授業→多様性の今必要なのは、自分と違う環境や考え方の人達とどう付き合っていくのか。先生が前で教科書を読んで発表するだけの授業なんて意味がない。子供達同士のデモンストレーションでもいい。こういう場合どうすべきか？は答えはひとつではないところこそが重要なので、とにかく子供達に擬似でもいいから体験、思考、共有させる事。自分の思いを溜め込まない事にも繋がると思う。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組(P6～)に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

230	一般	当事者はもちろん、見た人、気づいている人がしっかり通報できる体制を作ることが大事、そこには疑いと違和感だけでも良くて、しっかり伝えると言うこと、事実の確認は後でいい。そうすることで、当事者が助かるという実感を共有できることが大事なので、通報を受けたら、どんな形であれ、学校の外の第三者をいれて必ずアクションをとる。当事者と関与していると思われる人間に、しっかりカウンセリングを継続的に行う。勝手なジャッジはしてはいけない。みんなが気軽に勇気をもつことが、いじめ、虐待、ハラスメントなどを撲滅する第一歩、その第一歩をまだない努力を惜しんではいけない。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた方針と役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
231	一般	小学生の保護者です。隣人の同級生に入学当初から、わかりにくいいじめ(ひやかし、からかい、高圧的な態度など)を受けています。クラスが分かれていれば落ち着いているので、4年生のとき担任に次年度のクラス分けについて相談しました。しかし同じクラスになりました。現在5年生ですが2度もです。結局カウンセリングを受けたり先生にも過大な負担をかけることとなりました。隣人同士は特に生活にもかかわってきます。子どもは大人のいる前では仲良くするので相手の親御さんも実情を把握できずやられる方はたまったものではありません。クラス分けの希望をすべて聞くのは難しいとしても、隣人や近隣の片方の親からのクラス分け配慮の希望は必須で聞いて欲しいと強くおもう意見しました。またいじめている子こそ親御さんの希望がなくても、カウンセリングを受けさせる規則を作りたいです。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
232	小学生	小学校6年間クラス替えなしという方針を実施してみたい。6年間共に過ごさなければならないクラスメイトなんだという認識があるだけでいじめが軽減すると思う。実際にヨーロッパではそういった実績がある。あとは各家庭に金銭的な補助をお願いします。経済的余裕、精神的余裕、親の様々な不安要素がなくなれば家庭でのストレスがなくなり、子供が家庭のストレスを学校に持ち込むことも無くなると思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
233	一般	子どもたちが頑張って学業に取り組んでいても、子どもたちをいじりという形であしらう、子どもの尊厳を一瞬にして壊す教師が存在しています。このような環境では、いじめはなくならないと思います。まずは大人である教師が、相手が子どもであろうとも1人の人間として人を大切に扱うというお手本を見せる事が真っ先に具体的に取り組むべき事案であると考えます。問題があっても、学校は対処せず、子どもたちは成績という暴力を掲げられて我慢するしかありません。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
234	小学生	日本のイジメのペナルティは主要国に比べても、非常に遅れ取っています。いじめ加害者に対する、何も罰則が無いのが大きな問題です。例えば、大きなイジメを行った場合は加害者の生徒を出席停止などや加害者側を別室に移す、何度も繰り返す場合は転校させる、親子でカウンセリング講習を義務化するなど人権侵害に対する毅然とした罰則が必要です。現状は被害者の子供が加害者が教室にいる事で、教室に上がれなくなり、保健室登校や不登校になるという優しい排除が行われてる様な悲しい現実です。いじめの加害者は先生からの指導だけで、普通の学校生活を送れ、被害者は学びも全て止まってしまう様な現状は余りにも不公平です。厳しい罰則があれば2度としないと言う気持ちにもなるだろうし、またしてはいけないと言う気持ちにもなると思います。先生方から指導のみでは同じ子がまた別の子に繰り返すイジメを繰り返すなどが身近でも起こっています。心が傷ついた被害者が安心、安全に通い辛くなるし仕組みを絶対にどうにかしてあげるべきです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

235	小学生	いじめられた被害者が不登校になるような 重大事案は今後の人生にも大きく影響を及ぼしたり、最悪の場合は命に関わる事と重たく受け止め、そこまで追い込んでしまった加害者生徒には 厳しい罰則をもって反省を促すべきです。例えば、親子でカウンセリングの義務化 加害者側を別室指導、反省分の提出や 繰り返しのいじめに対しては出席停止措置や 転校装置などが学校が措置できる様に して欲しいです。でなければいじめの被害者ばかりが 学びの場を奪われたり、学校生活での楽しみを奪われるのはあまりにも不平等です。 子供の頃から やってはいけない事には しっかりとした罰則が必ず必要です。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
236	小学生	いじめられた側のケアも大切ですが、いじめた側へのケアも迅速に実施頂きたいです。 いじめられた側だけ学校生活から隔離するのではなく、いじめた側も迅速に隔離し、専門家のケア受けて欲しい。 いじめる側の方が何かしらの問題を抱えている事が多いと感じます。しっかり専門家にカウンセリング頂き、真因に応じて、学校或いは行政も入って頂き、解決・改善できるよう長期的なフォローを希望します。 いじめる中心人物が隔離・ケアされると、同調していじめてしまった人も改善されると思うし、同じくケアして欲しい人がいれば、助けてと声を上げやすくなるのではないのでしょうか。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
237	小学生	子供が虐める側、虐められる側共に経験しております。 いずれにしろ学校が重く受け止めていない印象が強いです。 子供から話を聞いてこちらから連絡するまで学校側は把握しているのにこちらは子供が虐めている、虐められているのを知らない事もありました。 様子を見て子供から話を聞いてくれたり虐めている側を注意して下さっているようですが、その後も虐めが続いていたケースが少なくなくその時もこちら側が訴えてようやく動いてくれました。 それでも相手の子の親がまともに対応しないタイプだと連絡が取れないらしくまた様子見に戻ります。 悪質なケースは虐めてる側の親を呼び出して学校側から直接話をする、虐めてる生徒はスクールカウンセラーと何故そのような事をするか等話をさせるなど解決に有効な対処をして欲しいです。 子供のお友達で虐めが原因で不登校になった子、転校してしまった子もいました。 これ以上悲しい思いをする子供達が出ないよう虐めた側への対処を厳しくして欲しいです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
238	一般	フランスのように いじめを受けている方でなく いじめている側を否定なく転校させる措置をとる。 その上で、いじめをする側は心が病んでいるので、カウンセラーを受ける事を必須とする。 いじめられている方が不利益を受けるのは対応がおかしいです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
239	小学生	第3章いじめの防止等のために学校が実施すべき対策について。 いじめが起こった場合、いじめた側はいじめ直後に先生やいじめた児童と話し合い謝罪するが、その後は教室で友達と変わらず楽しく毎日を過ごし、された側は教室に行けなくなって会議室や保健室登校か不登校になる場合もあります。いじめをされた側のケアやサポートは考えて下さいますが、何度もいじめる児童にもまた、いじめずにはいられない心のケアの為に会議室、保健室登校を行い、自分を見つめ直してほしいです。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
240	一般	第2章、3、（2）いじめの早期発見について デジタル技術を使つての取組を記載されてます。企業でも定期的にメンタルヘルスチェックを行い自身の健康状態を確認してます。子供用の同システムがあるとよいかもしれません。	参考	デジタル技術やデータを活用したいじめの早期発見の取組については、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

241	一般	他人に何かされたり言われたときの心の持ち方や強い心の保ち方、考え方など子どもの心を健全に保つためのヒントや助けになるような教えが普段からあると救われる子がいると思います。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
242	小学生	以前、いじめられて先生に相談した時に「まだいじめと決まったわけじゃないから「いじめ」という言葉は使わない」と言われました。その後、学校に行けなくなっても「いじめ」ということばを使うことに慎重でした。学校にいじめがあってはいけない、このクラスでいじめを出してはいけないと言うプレッシャーが担任にあると思います。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、いじめはどの学校にもどのクラスにも起こりうることを認識して取り組むことについて、第2章 いじめの防止等に向けた役割のうち学校の役割として記載しています（P4）。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
243	一般	いじめの現場を見つけたら、叱りに行く。いじめの現場を見つけたら、一人で行かずに、親と様子を見に行く。一人で行かないのがポイント！	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
244	一般	いじめに関する動画や資料等を元に各学校で指導する時間をとってはいかがでしょうか。また、アンケートを取り、いじめに近い状況を見聞きした事があるか、その際どのような対応をしたか等幅広く調査してはいかがでしょうか。不快なあだ名をつけ広める、他人の噂話を広める、他人になりすましSNSを運用する、等、最早犯罪に近いような事が当たり前に行われている気がします。そのような場面を見たら学校の先生方や、周りの大人が注意をし、また子供達がいけないことなんだと自覚する必要があると思います。何がよくて何がいけないのか、子供達は分かっているようで分からずに何気なく発した言葉、行動がいじめにつながる事が多いかと思ひます。悲しい出来事が繰り返されないために、子供達が安心して暮らせる社会になるように、一歩踏み込んだ対策を期待します。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
245	一般	どの部分というより、教師や学校の対応は分かりますが、生徒に寄り添えない先生が多い為、私たち市民や生徒だけじゃ無く、教育委員会自体がきちんと考えないといけないともう。実際、娘が通う中学の部活でコーチが人格否定をしたり死ねといっている。教師もお前が悪いと拍車を掛けて一緒になっていっている。親は担任、顧問、校長に話をしても、スルーして自分達が悪いと認めない。人間的な観点が社会人とは違う。方針、法案よりも聞き取り調査や事実を知り得た上でこの行動なのか。隠蔽までして、何を守りたいのか。それが知りたい。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

246	一般	いじめはなくなりません。だってそれを考える大人の社会でも普通にあるんですから。私自身も小学生の頃いじめにあいました。その事を今考えても何故いじめにあったのか、どうしたら解決したのか未だわかりませんし相談した大人がどう行動してくれたら自分が救われたのかもわかりません。だから自分を傷付けたりいじめ相手を傷付けたりする結果になってしまう、今の状況を終わらせたい一心で。 最初にも書きましたがいじめがなくならないと思います。最初は減らす為に考えました。日本はディスカッションの機会が少ないと思います。ネット社会の副産物で人と関わる事を嫌う大人も多い今幼児期からひとつのテーマについて話し合う経験をたくさん積む事で色々な考えがあるんだということを知り自分の考えを頭でまとめて相手に伝える力を養い相手の意見を受け取れて考えるという積み重ねをすることでいじめという行動に移す前に何故その人が嫌なのか話す事ができるかもしれない、万が一いじめにあっても自分の気持ちや状況をきちんと誰かに伝えてどうしたらいいか話し合えるかもしれないと思います。ネットじゃなく顔合わせてきちんと自分の意見を言える社会になればいいな。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた方針と役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
247	小学生	書かれていることは大切だと思うが、当然で初歩の対応かなと感じました。せっかく策定するのだからもう少しアプローチを具体的に記載して欲しいです。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
248	小学生	いじめた子といじめられた子と同じクラスにしないでほしいと言っても、配慮はしますが、必ずならないとの約束はできないと言われる。いじめを防止するには関わらないことが必須だと思うのだが、なぜ一度でもいじめが起きた当事者同士を関わらせようとするのか。防止する気があるのか疑問だし、いじめられた側が不安になるのは間違えているので、いじめた子に数回カウンセリングを受けさせる取り決めを作ってほしい。そしてきちんとカウンセリングした旨をいじめられた側に報告してほしい。いつまでいじめる側を容認し続けるのか。いじめられた側ばかりに焦点を当てず、いじめる側の対策も考えてほしい。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
249	一般	社会全体含め、大人が自分も他人も尊重できていないことの縮図として子供の現状がある。自分を大事にするのと同じように他人も大事にしよう、という概念を包括的性教育(=人との関わり方を学ぶこと)を通して、生まれてから死ぬまで何度でも機会あるごとに学び続ける必要があると思う。具体的には、胎児期では親に対して教育を、幼児期では幼稚園・保育園でも教育を、義務教育期間では各学校で教育を。もちろん家庭でも教育を。義務教育を過ぎた成人には成人式や横浜市転入の際にパンフレットを渡すなど、どの年代でも繰り返して人との関わり方を学ぶことでしか、現状は変えられないと思う。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

250	一般	「いじめ」という言葉だと簡易に使われがちなので、罪の意識が軽くなっているところがあると思う。『「いじめ」をしてはいけない。』ではなく、体を傷付ける→傷害罪、心を傷付ける→侮辱罪に該当するといった犯罪行為であることを認識させる気が薄いように思いました。いじめしない、させないって言葉軽くないですか？犯罪行為ぐらいの言葉の重みでないと子どもは真摯に受け止めないと思います。またスクールカウンセラーの対応、いじめSOSなど、結局いじめられた側が努力して助けを発信しないといけないという根本的なところから見直した方がいいと思います。犯罪行為だと認識が子どもたちにも浸透すれば周りからいじめられている子への助けになりやすい。いじめられる方にも原因があるとかいうよくある言い回しも社会に出れば、「いやいや、犯罪行為する方が悪いでしょ」となるのにいじめだと何故かそうなるのは意識が希薄だからだと思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
251	一般	確かに子どものちょっとした行き違いなどで過度に反応するのは良くないというのはわかるが、結局慎重に進めた結果被害者の傷が深まったり、救済されなかったら本末転倒だとおもいます。またいじめをなくすことはほぼ不可能だと思うので、起こる前提でどう対処していくかの対策の方が建設的だと思いました。例えば、被害者だけでなく加害者も相談できる第三者の弁護士協会の窓口紹介など、学校、担任、校長だけで背負わない風潮の醸成も必要だと思いました。少ない大人の人数で全体を見守ることは不可能だって保護者もわかっています。一般社会でも問題は起こる前提で、事が起こった時にどう対処したかの方が評価されています。隠蔽が最悪手。こといじめ問題になるといじめがあったかなかったか、に焦点が当てられがちですがふつうに社会人だったら、いじめは防げないと考えていますよ。防ぎたいなら、いじめではなく犯罪行為であると認識を改める、いじめが起こったら認めてどう対処したのか公表する。の方が保護者は安心する。ブラックボックスになるのが1番不信をまねく。もっと一般社会の感覚を持っているのでは。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見る化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
252	中学生	P11のいじめ防止について、安心が防止につながるなど、いじめ防止が明確ではない。いじめが発生してから対処は二の次で、防止が最重要である。しない、させないではなく、まだ未熟で自分しか見えない人が多いであろう中、いじめが発生する前に1人1人が考える時間を設けるべきではないかと思います。例えば入学直後や何かの節目に、自分がいじめられていたらと言う過程で考える時間を設ける。学校へ行く時間になると嘔吐しますなど、学校へ行かなくなるほどのいじめを受けた人の状況を実感してもらおう。自分に置き換えてもわからない人もいるので大事な家族に置き換えて考えさせる。実際いじめられている人がいる状況では、この議題は逆効果となる。いじめられている人の潰れそうな心を共感出来た事がいじめ防止の第一歩ではないでしょうか。また、過去のいじめに繋がったほんの些細な一言など、実例をあげて言葉の重要性を理解して貰う。言いたいことは本人に直接伝える、本人に言えないことは他人に言わない。例えいじめられる要素があっても、これを守ればいじめは起こらないと思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
253	一般	悪質な事に関してはいじめという事案で片付けないで警察などの連携をした方がよいです。最近SNSを使用したものなど、デジタルタトゥー的な事案もあるのでその場合、弁護士に相談出来る体制が必要だと思います。保険でもそのようなプランもあるそうなので学校自体が保険に入るなどをすると良いと思います。(個人の加入は高額なので) また、いじめをする生徒に関しては別学級での登校とカウンセリングを受ける事を義務化 進学先にしっかり申し送りする事	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

254	一般	いじめではなく、犯罪として考える	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
255	小学生	p3の4いじめ防止のための具体的な取組の未然防止のいじめ防止市民フォーラム～について、関係機関に警察や検察、裁判所や児童相談所など関係している機関は全て明記したほうがいい。(明記する事が大事) いじめを行うと具体的にどういった機関が動くのか、誰でも分かるようにハッキリと示す必要があると思った。また、基本的に「いじめ」という言葉を使わずに、全て刑法に置き換えて伝えた方が良くと思う。	反映	ご意見を踏まえ、原案において表現を見直します。
256	小学生	p3の4いじめ防止のための具体的な取組の重大事態への対処について、重大事態の申立てがあった場合などには、第三者の視点を交えて～の第三者が具体的に誰なのかハッキリと明記したほうがいいと思った。申し立てが学校だと教師への負担が大きいと思うので、申し立て先は初めから警察や弁護士、裁判所の第三者が務めた方が良くと思うので、「警察や弁護士の視点を交えて～」と明記したほうがいいと思った。また、いじめが事実であった場合の対処の具体例も追加すると良いと思った。例えば、加害者生徒は必ず転校させるとか。虚偽申告の場合は申し立て者を立件するとか。	反映	いじめ重大事態における第三者は、「当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と第4章 重大事態への対処(P16～)に明記しており、弁護士、心理士等の専門的知見を有する者が担当します。また、いただいたご意見を踏まえ、学校生活あんしんダイヤルを通じた申し立てができることを明記しました。
257	一般	いじめの加害者は転校させるべきだと考えます。ただ、それでは根本的な解決には至らないので、その後の被害者、加害者それぞれのケアもセットで考え、安心して学校に通ってほしい。また、加害者においては、それが明らかな犯罪行為であれば学校から警察への通報も視野に入れてほしい。その際は報道発表は行わず、かつ、校長等もいじめが起こったことに対し、明らかな果実がない限り、処分の対象にしないでほしい。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
258	小学生	経験談になってしまうが、幼児時代にどうにも我が子はいじめられやすい子らしく、周りが的にしてくる(水風船を我が子だけに集中的に当てたり、鬼ごっこでは鬼ばかりさせられる)というのを遊びを見守っていて経験した。やってる子供はもちろんまだ悪意というほどのものではない。でも幼児期からこのいじめの縮図は確実に生まれている。親の私は嫌がってるからやめてね、鬼は順番ね、と他の子に言っていた。見守っている当事者の他の親は何も言わない(我が子は楽しくあそんでるから)。叱らない親が問題なのではと思った。自分の子がもしやってる側だったら叱る。年少幼児を育てる親から教育が必要だと思う。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた方針と役割(P3～)として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
259	小学生	過干渉過ぎず、監視するしかないのではないのでしょうか。正直、人が存在する限りいじめは無くならないし、防ぎようがないと思っております。子供だけでなく、大人でもいじめや嫌がらせはありますので。大人がが見ていない、見えていないところで起こることが大半で、そこをどうするかが課題になると思います。被害者側のケアはもちろんですが、加害者側にも寄り添い、重大な悩みや問題を抱えていないか見守ることが大切ではないのでしょうか。声を大にして「いじめ絶対だめ!」のような文句は返って逆行化な気がします。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

260	小学生	いじめ防止等のための対策の基本的な考え方について。一人ひとり、あなたも私も誰かの大切な人であること。傷つけられた人と傷つけた人、その周りの人たちも悲しい思いをするということを教えていく必要があると思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
261	一般	いじめをしている子供が、どんな話し方や態度をとっていじめているかという、どう考えてもその子自身が家庭で両親なのか兄弟など、年齢が上の人物にやられてることが、そのまま出てるように感じる。家庭内で普段から、気に入らないことがあったら他の人に八つ当たりしたり、怒鳴ったり、〇〇されたから、やりかえして！などということがない環境で、子供が健やかに穏やかにいれば、他者に対して優しくいれると思う。子供は、小さいときからずっと色んなことを、普段の生活から常に学んでいるので、家庭内での人間関係が及ぼす影響が1番大きく、気をつけなければいけない事だと思う。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた方針と役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
262	一般	いじめをゼロにするのは難しいですが少なくする為に・他者との違いを受け入れる・相談できる環境づくり・加害者のカウンセリング・多くの人間がその問題に関わる・年齢が低いときからいじめ問題を考えさせる	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見る化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
263	小学生	いじめを受けた対象児童の心のケアだけでなく、いじめを受けた対象児童が安心して登校できるよう、いじめを行った児童の転校や出席停止など厳しい対処が必要と考えます。現状、いじめを受けた児童が泣き寝入りし、いじめを行った児童の人権を尊重するあまりに、いじめを受けた児童が安心して登校できる環境が確保されません。どんな理由があっても、他者に加害、誹謗中傷、悪口等を許してはならないと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
264	回答なし	いじめに関する「匿名」のアンケートを定期的に全校生徒に一斉に行う。全員に配り、記入しても白紙でも必ず提出。匿名は必須条件、情報提供することでいじめっこから告げ口したと思われるかもと恐れて声を挙げないこと防止のため。自分が苛められた(かもしれないを含む)、苛められている(かもしれない含む)のを見た、等、小さなことでもいいから、子供が安心して声を上げられる機会を積極的に作るべき。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
265	回答なし	生徒主体の(やらされてる感の防止)、いじめに関する意見交換会や、いじめ防止動画の視聴を定期的に実施。いじめをすると、どんなことが起きてしまうか、いじめられるとどんな気持ちになるか、生徒間で意見を交換する機会を定期的に設け、いじめをしにくく(いじめるのがはばかられる)環境と、いじめを許さない意識を維持する。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた方針と役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
266	小学生	いじめに関しての教育よりも、道徳の教科を強化するべきだと思います。人は違っていい、色々な個性がある、様々な考えにふれ、自分自身も成長していくのではないのでしょうか。教育者の道徳教育にかかっていると思います。素晴らしい先生は、学校に1人はいます。そういった方を手本にして、学校として取り組む議題だと思います。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

267	小学生	委員会に報告し、3ヶ月見守りとのことだったが、いじめた相手がこちらの事実を認めず、全く事実と異なる理由のわからない言い分を押し通し、相手側だけが被害に遭った被害者になっているので、意味がないと思った。人の嫌がるあだ名で呼ばず、名前で呼ぶのは基本だと思うが、その教育もきちんとされず、先生に注意されることなくそのまま過ごして、下校時間をずらし相手に会わない配慮をして見守りが終わりではいじめはなくなるしないし、いじめに対しての認識が適当なんだと感じた。相手側が騒いで面倒だと思えば、親同士で話をさせ、解決させたようにみせるのであれば意味がない。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
268	一般	全体的に曖昧な表現が多い。理想論でなく、まず「いじめ」の定義に基づいて、「いじめとは、犯罪行為である」という前提で話を進めなければならないのではないのでしょうか。「そんなつもりはなかった、知らなかった」という答えに逃げさせる前に、前提として「いじめは犯罪」という教育をまずするべきです。言葉の暴力やSNSでの晒し行為・嫌がらせ、身体的暴力これらは被害届を出されれば犯罪として成り立ちます。被害の大小は関係ありません。それを知らずに甘く見ているから「これくらいで捕まるわけない、少年だから」と考える者が必ずいます。脅しではなく事実として、そのような教育をするべきではないですか？その上で、どのような行為が「いじめ」にあたるのか、いじめをされた側はどんな気持ちになるのか、また自分が犯罪者となっていていいのか、など具体的な事例で細かく示す時間を作れば良いのです。「こんなことくらいで」という考えは誰もが持ちます。ですから、怯えてコミュニケーションが取れなくなる心配は杞憂だと思います。低学年でも、「いじめは犯罪行為」ということくらい理解できます。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
269	一般	根本的になぜ日本ではいじめられた側が学校を休んだりやめたりするのか、行政はいじめた側をなぜ擁護しているのかを考えるべきだと思います。教育格差や親の質が改善されない限りいじめはなくなりません。そのうえで、いじめた側に罰を与えていじめることが悪であることを教える必要があります。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
270	一般	同じ市内に住む友人の子がいじめられて転校しました。まだ小学2年生です。殴られ、トイレに閉じ込められたそうです。なぜ、された側が転校しなければいけないのでしょうか。子供とはいえ、やっていることは犯罪です。極論かもしれませんが、やっている側を転校させる流れに変えて欲しいです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

271	一般	いじめ加害者へのカウンセリングと罰則も検討した方がいいと思います。 ・カウンセリング いじめ加害者は内心では不安や劣等感を抱えていることが多く、それを隠すために他人を攻撃することで優越感を得ようとするケースが少なくありません。心理学の研究でも、いじめ行動が自己価値を補う手段として機能することが示されています。次に、感情のコントロールが苦手 という点も大きいです。例えば怒りやフラストレーションをうまく処理できず、衝動的に他人にぶつけてしまう傾向があります。特に家庭環境が不安定だったり、感情表現を抑圧されて育った場合に見られやすいです。実際、ストレスが多い環境で育った子どもの中には、攻撃性が高まるパターンが報告されています。 また、共感性の欠如 もよく挙げられます。相手の気持ちを想像したり、痛みを理解する力が弱いと、いじめの影響を軽く考えてしまうことがあります。これは生まれつきの特性の場合に加え、育った環境で「弱い者は責められる」と刷り込まれた結果の場合もあります。 ・罰則 行為に結果が伴うことを学ばせないと、「何をしても許される」と誤解するリスクがあります。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
272	一般	いじめは、その行為が相手にとって不快だけでなく、実行に移す前に、自身に置き換えられることが大事だと思います。報道等で取り上げられる、すでに重大事項になってからのものが多く、子どもにとっては、そこまで至らないものは、単なる「悪気なきからかい」程度の範疇になる恐れがあります。私が受けた経験から、相手側が「いじめは最低」と恐らく本心から言い切る様子や、数年後「あの頃は楽しかったね」と言われ、「私があなたに受けた事でとても辛かった事に全く気づいてないな」と、「だからいじめは無くならないんだ」と虚しく感じることも多いです。ぜひ「同じことを自分がされたら」を感じ取れる心の育成をお願いします	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた方針と役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
273	一般	いじめられた側だけではなく、いじめを行った側へのケアも同時に行なっていただきたいです。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
274	小学生	SNSが普及した事に関して、いじめに利用されるだけでなく、した方にも不利益を被る可能性を周知すると効果は絶大と思う。 いじめた側が大人になり、夢を叶えた後過去にいじめられた側がSNSを利用し証拠と共に告発し、いじめ側が暗い人生に転じるというムービーを作成し全ての学校で放映。 横浜市では、悪行を進んでする性質の子供は少なく、高みを目指すことによるストレスの捌け口による、という部分も多いように感じることからこの提言とします。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた方針と役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
275	一般	子供が小学生だったときに、いじめにあっていました。相当期間、我慢し悩んだ末に思い切って担任の先生に相談しました。親身になって話を聞いて下さいましたが、結局は、具体的な対応には繋がって頂けませんでした。虐めた側は、明るく積極的で、クラスでも活発に発言・行動されるお子さんで、先生には理想的な子供に見えていたようで、我が子のように地味で冴えない子供側にも虐められる原因があると受け止められたようです。教職に就かれる方は、ご自身も子供時代に学校が好きで上手く過ごされていた方で、集団に馴染めない子供の気持ちを理解しにくい面もあるのかなと思っています。大学生になった今でも、「小学校は大嫌い、担任も大嫌い」と言う子供の言葉を聞くと胸が痛くなります。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

276	小学生	娘は現在小学一年生です。胸を高鳴らせた入学式を終え6月頃から、良くいえばませているクラスメイトの女の子から大人の目のない所で嫌がらせをされ続けました。本人は「やってない」「言っていない」と否定し、親もその子の言葉を信じています。2週間ほど続け、飽きたらまたしばらくして違う形でと繰り返されました。私個人はいじめに近いと感じていました。陰湿な嫌がらせは、娘は嫌だと感じ声に出すこともありましたが、対応方法が分からず精神的に苦痛を強いられました。もちろんきっかけとして娘にも非があったかもしれない事は認識しています。先生にも相談したものの目撃者がいないことから指導はされませんでした。小1からいじめ(嫌がらせ)が起こるなんて、と驚きと戸惑いでいっぱいです。低学年でも分かりやすいいじめや嫌がらせの道徳感であったり、アサーションの授業などの導入があると良いなと思いました。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
277	小学生	市内の小学校、中学校、高校のトイレ以外にカメラを設置する。これがいじめ防止、いじめ抑止につながる。見られていることを意識させる。先生がいなくて、見ていないなど、理由を言い訳させない為！！うちのコが〇〇小学校の4年生で、イジメにあっています。学校は見えていないを理由にイジメはないと言っている。すでに5年生の生徒はイジメを理由に小学校に来ていない。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
278	一般	先生自身が、いじめ、差別、ハラスメントをきちんとりかできるような研修をする。学校生活の中の具体例からどのような声がけをすべきか、常に意識できるようにする。「相手の同意なく、相手に触れるのはセクハラです」などこども用の啓発ポスターを作る。(ハラスメントの意識なく、脇腹や顔を触るなどのこどもが多いが、触られた方はストレスが溜まっている場合が多い) 日常のこどもの言動に大人が積極的に介入するようにする。(ハゲ、ブス、デブはルッキズムという差別だよなど	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
279	一般	いじめ加害者に対する処分の厳罰化を求める。 学校、教育委員会はいじめ加害者を積極的に早期に出席停止とする。加害者とその保護者に更生トレーニングを受講させる。加害を継続する場合は別の教育機関へ移す。 口頭や態度でのあおり、からかい、ちょっかい、死ね等の暴言もいじめであることを教育し、これらをやめない児童生徒を出席停止とする。 内申書にいじめ履歴、いじめや態度不良による出席停止日数とその理由を明記する。これらを学力と同様に進学の判断材料とする。 学校は都度いじめ事例を児童生徒と保護者へ積極的に公表する。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
280	一般	いじめという言葉でなく、「暴力」「誹謗中傷」「恐喝」など、犯罪と同じ名前にすべきだと思います。いじめと聞くと被害者のイメージがありますが、暴力と聞くと、やった方が悪い！というイメージが付きやすい。被害者のケアはもちろんですが、加害者のケア（家庭環境も含めて）に力をいれてほしいです。攻撃的な子供はいる、だからこそ、小さいうちから犯罪を学んでほしい。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
281	小学生	いじめをしてしまう人間は、何かしらのわだかまりが心にあります。それを取り除かないと、繰り返してしまう。いじめをしている人の更生を図るために、カウンセリングを受けてもらう必要があると思う。いじめる側のメンタルケアをしてみたらどうでしょう。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

282	小学生	「いじめ」という曖昧な表現の使用をやめた方がいいと思います。この定義の曖昧さにより児童への指導上、許容されるものと許容されないものの判別に困難をきたし、結果として児童は友人と表面的な関係しか築けなくなります。人は生きて行く限り、誰かと必ず衝突する時があり、それにより自分の長所短所を認識しアイデンティティを確立していくので、友人との摩擦というのは必ずしも悪いものではありません。「いじめ」という言葉の使用により、児童の成長に必要な衝突の機会まで奪ってしまいます。学校生活において、「喧嘩」や「自分勝手な行動」「不寛容」「悪口」等は、子供達が大人になってから過ごす現実の社会同様、必ず起こるものであり、それらを「防止」してしまうと、子供達は現実にはぶつかった途端、生きていくのが辛くなってしまいます。「いじめ」という言葉を使うのであれば、それは当然起こり得ることであり、学校が防止或いは隠蔽しなければならない不祥事ではないと認識すべきです。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
283	小学生	「いじめ」または「喧嘩」「衝突」は当然起こりうる許容される社会現象であるとの前提を共有する一方で、許容範囲を逸脱している現象があることをはっきりと児童に分かりやすく提示すべきです。学校や警察が積極的に介入し、刑法には窃盗罪、器物損壊罪（教科書、上靴などの持ち物隠し）、暴行罪、傷害罪、侮辱罪（SNSを含む）、名誉毀損罪（SNSを含む）強要罪というものがあり、具体的に事例を挙げ、どのような行為がそれに当たるのか、してはならない行為として、低学年のうちから道徳や総合、全校集会の時間を利用し、弁護士や警察官を講師に迎えるなどして、繰り返し徹底的に叩き込むことが肝要と思います。学校の中で起こることと言えど、被害児童が警察に通報した際は、刑事事件の加害者になってしまう重大な行為となりうると指導すべきです。同時に、家庭にも年度はじめに通信並びに懇談会等で上記の許容範囲を超えた行為については学校は断固とした態度で臨むと周知することを提案します。単なる人間関係の摩擦と犯罪行為の境界が明確になることにより担任業務も軽減できます。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
284	一般	いじめが起きてしまったときには、学校だよりなどで、保護者全体にどの学年でどのような内容のいじめがあったかを報告すべき。それを目にするによって、家庭でいじめについて話が出るのではないだろうか。我が子がいじめられていないか、いじめていないか、など。また、いじめられている子が守られる学校になると思う。いじめられている子が逃げて転校するのではなく、いじている子が悪いのだということを、全体認識として持てれば、いじめる側の抑止力になるのではないだろうか。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
285	小学生	いじめをした人物の名前をしっかりと学校内で公表して欲しい。いじめられた方だけが被害者として名前を出され、周りに聞き取りをされ、いじめられたと言うことだけが周りに知れ渡り、犯人はいじめをした人に謝るだけ。聞き取りに協力してくれた人たちにもどう言う経緯があってこの人がいじめをしていましたと伝えない意味がわかりません。いじめをした奴がこういう奴なんだとしっかりと周りに周知して欲しい。公表しないから続くんです。繰り返されるんです。いじめは犯罪です。大人も子供も関係ないです。公表、出席停止、もしくは別の教室で加害者は授業をするなどしてください。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
286	一般	学校が実施すべき施策について加えていただきたい一文です。意図せずとも、影響を与えた行為を行った児童についても物理的に保護し、心身の苦痛を感じている生徒と接触できないようにする。また、影響を与えた行為を行った児童について、スクールカウンセラーおよび児童精神科と認定心理士など専門家へつなげ、WISC等各種検査を行ったのち、心理カウンセリングやソーシャルスキルトレーニング等へつなげる。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

287	小学生	やった方は謝れば終わったと思い、無かったことにする。忘れる。 やられた方はどんな些細なことでも忘れられないし、思い出して苦しむ。 悪気はなかった、かもしれませんが悪意のあるナシではありません。 叱るということ、とても大切だと思います。 なだめたりするだけではないと思います。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対応が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
288	小学生	子供自信が人にやられて、言われて嫌なことを友達にもしない、言わないという根本的なことを親がきちんと話すべき。当たり前のことだから敢えて言う必要がないと思ってる親、そもそも子供のことに興味がない親、親の揉め事に子供を巻き込む親がいるので、まずは保護者の意識を「いじめ」に対して向けないといけなと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
289	小学生	いじめを受けている子が、カウンセラーさんに相談に行くことは難しいと思います。 いじめられていることを話すことは勇気のいることです。声を上げられない子がいる以上、困ったことがあったら来てね！ではなく、全児童に困ってることはないかと話を聞く位でないと、いじめは見落とすと思います。私自信が子供の時それでいじめを見落とされ、学生時代の良い思い出はありません。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
290	一般	いじめる側についてです。いじめる側はいじめている意識が無かったり、いじめているのを隠したりと、いじめへの意識の低さを感じます。また、あきらかに加害者にも関わらず、本人や保護者へ、いじめたことを深く追求していないように見受けられます。もちろんいじめをしないことが一番ですが、いじめる側の心理や状況を把握し、再発を防止することが大切だと思います。そうでないと、今後もいじめを繰り返すかもしれません。いじめられた側は、また同じ目にあうかもしれないという不安が残り、今の環境で過ごすのが難しくなるのではないのでしょうか。いじめる側への対策や予防を検討していただきたいです。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対応が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
291	一般	いじめは厳罰にするしかないとおもいます。いじめは犯罪です。いじめ、という手ぬるい言葉ではなく、犯罪だという認識をもち、警察がもっと介入しても良いと思います。ほとんどは学校で起きるので、先生は加害者の生徒にもっと厳しくしても良いかと。みてみぬふりが多いので。	反映	今回、いじめに対する厳正な対応を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
292	一般	犯罪だから逮捕。加害者の出席停止若しくは転校。または寝屋川市のような解決部門を作る。内申点減点措置。厳罰にしないと駄目。	反映	今回、いじめに対する厳正な対応を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
293	一般	先生達の意識改革をお願いしたいです。 昨年度、子供が支援級という理由で、交流級の授業に参加する際に、グループ活動に入れて頂けませんでした。年配の先生でした。今年度はそのような事はなく、楽しく過ごしています。先生が仲間外れのような事をすると、子供達も真似します。意識改革をお願いしたいです。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

294	一般	小学生の母親です。まず、人間にいじめを「しない」「させない」ことが無理であることからスタートすべきです。子どもの学級は他学年と比較して非常に落ち着いていました。それでも、陰口や本人を前にした悪口がなかった訳ではありません。子どもへは、漫画「3月のライオン」を通して、いじめの傍観者も加害者であること、殆どどのいじめは嫉妬など加害者側の問題から起こることを教えました。このため、傍観者となった際には悩んでおりましたが、学校の場合は担任の力もあり短期間で解決したように見えました。いじめは必ず起こることを前提に、パワハラと同じく加害者側に問題があることを教育してはいかがでしょうか。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
295	一般	校長が事勿れで放置するもしくは問題視しない場合、教職員がいじめの主体である場合等、学校運営を行う側の問題行動の処断について何も規定がない。会議録の作成等で現場から奪った労力に見合う成果が記されておらず、余計に教員発のいじめが発生しやすい状況を作りたいのかと勘ぐる。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
296	小学生	誰にでも相性の悪い人はいるのではないかと思います。学校の仕組みはあまりにも逃げ場がない。大人でさえ転職や部署替えで逃げるのできるのに、転校やクラス替えのハードルが高すぎる。1年は同じクラスメイト、担任の先生で過ごさないといけない。せめて一年の中でも1度か2度は苦手な人から逃げられるようにクラスを移動できたり、所属クラスに行けなくても学校で勉強できる場所の提供があまりハードルが高くない状態で利用できたらいいと思います。同じクラスに相性の悪い人がいるお互いのストレスがいじめという形ででてしまうときがあるのではないかな。距離をおくことで防げることもあるのではないかなと思います。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
297	一般	いじめを防止するには、一人一人の本来あるべき思いやりの気持ちが何より重要です。しかし、幼少期にはあったはずの人を思いやる気持ちが、成長と共に薄れていき、自分よりも弱いものを見つけると自分は強くいられないと、無意識に脳裏にすり込まれていきます。それは、人は、人から学ぶ生き物だから。競う事を教え、覚え、格差に負けない自分を保持しようと必死になるあまり、たくさんのストレスを子供たちも感じながら努力を強いられ続けています。お金があるから、力が強いから、頭がいいから、スポーツが出来るから、そんな彼等は人と違う人間を的にし、まるでゲームのように言葉や暴力、今は文字で人を死の淵へと追いやります。学校に責任を問うばかりの大人や社会。先生の仕事は、抱えきれない程あるのに、問題児も、加害者も、被害者も、学校に丸投げする。子供たちには、逃げる場所が必要です。それを国が認め、資金を出せばいい。いじめられたら、逃げる場所がある。それだけでも生きていられるなら、そんな場所をたくさん作ればいい。無駄なことに税金を遣う国が、今すべきは、子供たちを守ること。能力やその他の事は関係ない！辛いのに親に言えずにいじめられに	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

298	一般	学校に通う子供たち。親は大切なんですよ。だから、心配かけたくなくて、言えないし言わないんです。自分が我慢すればいいだけ。そう、自己暗示をかけて耐え続けるんです。毒親なら尚更言えません。逃げる場所は、恥ずかしい事じゃないこと、当然の権利なんだという事、親も子供を信じ、協力してくれる人を頼ること。実際、難しい事だとは思いますが。けれど、横浜に限らず、全国に必要なんですよ。逃げ場って。私は、我が子から「死にたくなる」と言われたんです。とても怖くて政府の相談窓口で電話(チャット)しました。結論、何の解決にもなりません。『今日の私の対応は、如何でしたか?』など、己の評価ばかり気にされ、嗚呼、国に頼っても意味ないんだ。いじめ撲滅、自殺防止、パフォーマンスではない、本物の言葉、気持ち、相談場所が欲しいと、つくづく感じました。『逃げていいんだよ』と言える社会を作ること。一緒に戦ってくれる人がいるという安心感。大事なものは、相手の気持ちを変えるより、自分の固定観念を変えること。勉強を教え、個々に携われる環境。そして意地悪をする事は、とても恥ずかしくダサイ事なのだと、大人が示していくこと	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
299	小学生	いじめの防止のために学校は担任の先生だけではなく、いじめやトラブルがあった時に、保護者や子供からよく話を聞いて解決を導ける担当の先生や専門家の方を複数人配置することをした方がいいと思います。担任の先生だけなら、お忙しく見えて、なかなかのことがないと保護者は相談出来なかったりするので、心配事があれば、すぐに相談出来る窓口や直接の相談も受け付けていただけたら、大きくなる前に対処出来るのではないかなと思います。そして、子供も自尊心や親を心配をかけないでおうと思う子供もいるので、担任の先生ではない方に、小さな事ですぐに相談出来る場所があればいいなと思います。	参考	横浜市では全小中学校において、児童支援・生徒指導専任を配置するとともに、令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見、早期対応につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
300	一般	いじめになる前に、相手の気持ちを考えられる人間になろう。 相手が嫌がっていないかを考えられる人間になろう。 大切なことなので、小学生のときから指導してほしいです。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
301	一般	イジメは何をイジメと言うかを考えた方が良くと思う 相手はイジメてるつもりは無くても、イジメられたと思った時点でイジメになる イジメと言う言葉1つでは無く、もっと子供に分かりやすく、やっても（言っても）良い事悪い事を細かく教えてあげて欲しい。分からないからイジメられてる方にも原因があると思う人もいる。イジメはイジメる方が120%悪い、そしてイジメる人が1番悩んでる。家庭、親をもっとしっかり見た方がいい、また親にも原因がある。他人は鏡だとしていい。他人に優しくすれば自分も優しくしてもらえるとイジメてる人に教えて下さい（ちゃんと理解するまでカウンセリングが必要です）	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

302	一般	P.12学校いじめ防止対策委員会について。娘が小学六年のとき、いじめにあいました。加害生徒は、気が強く、気に入らないときは他の子もターゲットになっていました。また、その他に他人の物を盗る生徒もいて、あまりよい学年ではありませんでした。児童支援専任の先生に関わっていただき、そのツートップの問題行動の生徒の保護者にも話をしてもらいましたが、加害者が守られる、という印象の采配でした。担任は新卒に近い経験年数だったためか、加害生徒が大人の顔色を見て取り繕うのを見抜けず、鼻息したり、課外授業では自前のスマホでツーショットで写真撮影する姿に目を疑いました。この担任は、「学校の先生方は加害生徒も守らないとならない立場で被害生徒を守るように動けないようだから、教委やいじめ110番などに電話しようと思う」と保護者がいうと「したいならすれば」と開き直り、校長は「いじめられる側に反省点がある」という残念な方でした。長くなりましたが・・・この対策委員会のリーダー、構成する先生方の資質、人格が大きく影響するので、そこをまずどうにかしてほしいと切望します。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
303	中学生	今は小学校からそうですが、喧嘩や嫌がらせがあり、両方から話を聞く嘘をつく子に対し、つかれたほうの児童へ「先生はその場をみていないからわからない」「気が合わないのは仕方ないから、接触しないようにしましょう」と話す。これでは相談しても解決しないを虐められた側に植え付け 虐めた側は「嘘をつきいい子を演じれば大人はいとも簡単に騙せる」を植え付ける。大人の目の届かない所で同様、更なる悪化を招きたいじめが続く。相談する気をなくなる。だから、自殺に追い込まれる。逆にいじめた側が環境変わり、自分がそうなった時 忍耐も知らない分、挫折が大きい。今の学校での指導方法が 解決出来ない 考えて行動できないゆとりを持ち過ぎた子供を作り上げていることに気付いてほしい。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
304	一般	いじめは、大人で言うところの犯罪にあたる。実際にあった事件を例にあげ、他人事ではなく、自分もやる側になっているかもしれないと現実味をもたせる。子ども六法を使って話してみる	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
305	小学生	そもそも「いじめ」などという言葉がよくない。「暴行罪、傷害罪」なのだから、なぜそう言わないのかがまったく理解できない。些細なことでも毎回警察に介入してもらいましょう。加害者の人権は手厚く保護されるが、被害者の人権はどうなってしまうのだろうか。「子供のやることですから」というが、それならハムラビ法典のように同じことをやり返すことを合法にしたらいいのではないか。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
306	小学生	小学校入学から個別級に通っています。物理的ないじめはありませんでしたが、言葉の暴力を何度も受けてきました。『人と違う』ことが、なぜ弾かれて異種の目で見られるのか。それぞれの家庭での意識改革、小中学校での意識改革が必要と思われます。学校へ問い合わせると『ふざけただけ』と回答が返ってきます。何かした方の意見ではなく、された方の気持ちを優先出来ないものかと考えております。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

307	一般	どういったことかいじめに値するのか具体的に子供に知らせる必要があると思います。子供は無知で知らず知らずのうちに加害者になってしまう場合も。共働き世帯が多く、言い出せない子供も多いようなので毎月いじめについて伝え、自分たちで考えさせる時間を取らせて欲しいです。自分達が考え、これをしたら傷付くのでは？と気が付かせる時間が必要だと思います。また、いじめは恥ずかしいこと、弱虫がやることなど、悪いことだという認識を持たせるべきです。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
308	一般	海外ではいじめの被害者ではなく加害者向けのプログラムが組まれて、加害生徒の方の心のケアを行うと聞きます。ぜひ横浜市でもいち早くそのような対応をして欲しいです。被害者側のケアはもちろんなのですが、経験上被害者は誰でもなりえるが、加害者側は心に傷を持った子が多いように思います。いじめをする側の気持ちとして自分より弱者がいる事で安心したり、優越感を持てるという事があるかと思います。またいじめは必ず集団対少数で起きることから、多数側にいられることで安心するという気持ちがいじめを起こしているのではないかと感じます。例えば同じクラスのメンバーだけで過ごさなくて済むように授業は理解度別クラスを設けたりして閉塞感がないようにする。また加害者には心理ケアプログラムを組むなどして被害者側ではなく加害者を助けてあげるという意識に変えていくのも良いかと思います。(心理ケアが済むまでは加害生徒は別室登校をして、被害者生徒はそのまま通えるようにする)	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
309	一般	いじめはなくならない。大なり小なりのいじめは人が人として生きていく限りは存在するものであり、防止することも根絶することも不可能。いじめられた側が泣寝入りするのもおかしいが、いじめた側を罰するのも不可能。昨今の教育ではふわっとした感じで指導をしている。そういう時代なのだろうが、それではメンタルの弱い子どもが増えるだけ。仕事柄小学生から大学生まで幅広く子どもと関わっているが、年々メンタルの弱い子どもが増えているように思える。自身の子どもにはいじめられた時に無視するように指導した。いじめる側は反応がなければ飽きる。それができるようなメンタルの強い子どもになるように教育したらいじめで自殺となくなるのではないだろうか。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
310	一般	親子関係、他者との関係性の在り方が早期に気付けるかどうかの分かれ道。共働きの家庭が増え、親子の時間と減り関係性も希薄。教師との関係性も希薄。子どもたちは大人の目を気にすることが必要なく、やりたい放題。もう少し、大人との時間や在り方を改善するべき。近所の子どもが悪いことをして注意すればその親から苦情を言われる世の中がいじめを増幅させている。民事不介入ではないが、他者が介入できないことが、保護者や教師に足かせとなり、なにもできず、見て見ぬふりをするしかないという、救いようのない結末になっているのではないだろうか。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割(P3～)として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
311	小学生	いじめを受けた子が自ら発信できる機会を作るため、学校だけではなく友達や大人と関わる機会を作る取り組みが必要だと思う。乳幼児期にお母さんたちを対象とした集まりの場を小学生以上まで拡大するような形で、親同伴でも子どもだけでも行けるような 子どものたまり場 の提供、ワークショップの開催等 ここに行けば居場所があるという、お年寄りの集まりがあるようにオープンな場所を作ると早期発見、未然防止に繋がるのではないか。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割(P3～)として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

312	一般	諸外国のように、加害者を隔離し更生するプログラムが必要だと思います。日本は、「いじめ得」だと感じます。被害者が排除され、加害者はますます力を持つ。いじめ加害者は、はっきり言って異常です。その子の家庭環境が素質かは分かりませんが、普通では無いという意味で、異常です。加害者のため、というのは綺麗事の建前で、本当は被害者と傍観者たちが穏やかに過ごせるため、また、副産物として加害者を更生させるため加害者へのアプローチが必要だと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
313	一般	いじめを受けた側へのケアも必要ですが、いじめた側の即時出席停止、被害者からの隔離と、児相などの介入を設けるべきと考えます。福祉、警察との連携を具体的にマニュアル化しないと、閉じられた学校という世界のまま、風穴が開きません。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
314	小学生	いじめを行った児童に対して、一定期間の別室登校、出席停止措置を積極的に取り入れてください。小学生のこどもは、これまで数件の被害を受けています。それぞれに対し、学校は適切な指導を行なってくれたと思いますが、加害児童がそれ以降も登校しているのに対し、こどもは学校に行くことが苦しく、心の傷がなかなか癒えずにいます。いかなる謝罪があったところで、傷つけられた心は元に戻りません。こどもを見ていて察するに、ごく自然で正しいと思いますが、加害者に対して処罰感情があり、それが適切なかたちで満たされていません。罰でこどもたちを動かすことはあってはなりませんが、「いじめ」と認定された事案につきましては、相応の対処をお願いしたいです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
315	一般	寝屋川市の取り組みがニュースになっていました。寝屋川市では、2023年に対応したいじめ案件431件について、その全てが1ヶ月以内にいじめが収まったそうです。この取り組みを成功事例として真似することがいじめ防止に繋がると思います。 https://news.yahoo.co.jp/articles/c31573280ceb208b908101d9d2d7d9a7180e6307	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
316	一般	まずP.14に重大ないじめかどうかの判断を学校・教育委員会事務局がそれぞれの責任において行う、とあるが基準がわかりにくい上に期限が決められていない。そのため、先日公表された事案のように数年経過してから発表されるような事態になるのではないのでしょうか。申し立てを受けた場合、1か月以内に学校及び教育委員会が対応を協議し公表するなど、期限を設けていただきたい。そのうえでP.18の調査結果の提供及び報告になる児童及び保護者への調査結果説明も迅速にしなければならないと思います。P.19に「事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童生徒にいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等の安心を最優先に必要な措置を検討する。」とありますが、これは重大事案であると認定されるまでに時間がかかるのであればなんの意味もありません。また、子供にとっていじめは全て重大事態です。年間30日学校に通えないほどではない、金品を奪われていない、心身に重大な被害を負っていない、それでも重大です。この基準以下は重大ではないと間違った認識にならないよう言葉を配慮すべきかと思います。	参考	重大事態の調査については、法やガイドラインに則って対応してまいります。令和7年度から導入するいじめ対応情報管理システムにより、情報共有のスピードを挙げ、早期の段階で支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

317	一般	「いじめられる側にも落ち度がある」は昔から言われる言葉ですが、まずこれが絶対にないことを明記すべきだと思います。加害者の児童にいじめている自覚がなくても、被害者の児童が苦しいと感じれば、それはいじめです。「これくらいは大丈夫でしょ」と思っても、その尺度は人によります。児童にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」と教える前に、苦しいと感じたときに逃げてもいいし貴方は悪くないと教えずにいいのでしょうか。この指針全体に言えることですが、「いじめの被害者・加害者どちらにも配慮」している印象があります。センシティブな事案もあるでしょうが、加害者がはっきりしている場合は配慮する相手を間違えないで頂きたい。たとえ権力者の子どもが加害者となった場合でもちゃんと機能するのか、基本指針を見ていると不安になります。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
318	中学生	いじめを受ける側が学校に通学できなくなるというパターンが多くあるように思います。いじめた側の出席停止等の措置も必要ではないかと思います。先生方の業務が多く、子どもも含め親も相談しづらい状態です。第三者の介入（弁護士等）も含め社会全体でいじめを根絶していく必要もあると思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
319	一般	暴行や恐喝など犯罪に相当するものは警察との連携を強化すべきでは。また、全体として、いじめという言葉は矮小化を招くためいじめという言葉から脱却すべき。窃盗を万引きと呼ぶことで犯罪感が薄れているのと同様と考える。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
320	小学生	生徒とのコミュニケーションを深め寄り添う事をして欲しい	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
321	中学生	いじめは犯罪です。某市では、当時中3だった息子さんがスマホで「死んで」などと複数人から言われ自死してしまいました。お母さまが、加害者と市を民事で訴えています。私も同じ状況が起きたら、加害者を民事で訴えます。高校受験の内申欄にもいじめ加害者欄を設けるべきです。それぐらい、毅然とした対応で横浜市はいじめや人権侵害を許さない対応で臨んでください。もう一度いいます。いじめは犯罪です。人を死に追いやります。	参考	児童生徒の未来ある命を守ることが最も重要であり、学校、教育委員会のみならず、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と捉えており、いただいた意見を参考にいただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

322	小学生	いじめ防止のためには、教師の働き方改革が急務だと思います。学校内での子供達の様子は先生が一番把握していると思いますが、現状は業務に余裕がなく、先生での初期対応が難しいため、自殺などの大きな問題に発展しているように思います。先生が忙しくイライラしてしまうと、クラスの雰囲気が悪くなり、いじめにつながるようなギスギスした雰囲気になります。また、いじめを発見したり、通報された教師も業務が忙しくすぐに対策できないでいると、いじめがエスカレートします。 具体的な提案です。 ・授業時間数を減らす(小学6年生は4 5分授業を5時間目までにして、6時間目なくす) →先生と生徒の負担を減らす事で、いじめをなくし、すぐに発見し、対応できる体制を整える ・1クラスの人数を少なくして、目が行き届くようにする(1-2年生：25人・3-4年生：30人・5-6年生：35人) よろしくをお願いします。	参考	教育委員会事務局では、教職員の負担軽減を図ることで、教職員が本来業務である授業準備や児童生徒支援に専念できるよう、チーム力の強化・外部人材の配置、校務DXの推進、業務の適正化・精選・アウトソースなど、様々な取組を総合的に推進しています。今度も、働き方の改善を促すとともに、必要な支援をしてまいります。
323	一般	いじめの被害者だけではなく、加害者側のケアや個別教育も盛り込む必要があると思います。 特定の人を攻撃するという行為は、集団生活を送る事が困難である事と同義です。 加害者側も、家庭や学校等生活の場に何か問題を抱えているのではないのでしょうか。 いじめる側を無くさないと、根本的な解決は無いと思います。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
324	小学生	本人が苦痛と感じた場合 →なんらかの障害(発達障害など)がある場合、苦痛を訴える力が弱い、又はうまく伝えられないなど場合も考えられるので、客観的な意見や観察も大切だと思います。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
325	小学生	子どもたちは「いじめ」という言葉で片付けていますが、いじめで行われている内容は犯罪です。暴力により相手を傷つければ暴行・傷害罪、相手のものを故意に壊せば器物損壊罪、お金を払えと脅せば恐喝罪、誹謗中傷すれば名誉毀損罪・侮辱罪、嫌がることをさせれば強要罪、どれも立派な罪になります。そのことを小さいうちから子どもたちに教えるべきです。相手の人生だけでなく、自分の人生も変えてしまうのがいじめだということを認識させる必要があります。 また、日本はいじめられた側が転校したり引っ越したりするケースが多く、いじめた側は何も環境を変えることなく今までの生活を送っています。いじめた側は、自身が転校することになるという罰則を作るなど、厳しい処分が必要だと思います。同時に、いじめる側は自身が心の傷を抱えていることもあるため、いじめられる側だけでなく、いじめる側もカウンセラーやソーシャルワーカーに話を聞いてもらい、心のケアをしていく必要があります。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
326	一般	小学生1年生の時点で 娘に身体中の痣があるのを発見するまで1ヶ月以上にわたり 何もしていないのにツネられ続け相当な身体的、心理的イジメを受け続け 担任、副校長、校長、教育委員会、PTA、警察に相談したにも拘らず適切な対応をしてもらえず 半年以上にわたりやりとりをし加害生徒を特定したにも拘らず、 プライバシーの問題、年齢の問題で強制的には何も出来ないと 言われ 結局、加害生徒の保護者とも「娘はやってないと言ってるので面談も拒否します」と逃げ続けられ 未だに話し合いの場も設けられず 何の問題解決にも繋がらず 担任を異動させただけで被害者側のこちらが今でも毎日の様に娘を過度に心配し続ける毎日が続いている ○○小学校のイジメ対応について真剣に取り組んで頂きたい	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。

327	一般	精神年齢があがってくるといじめが陰湿化するので、小学校の高学年になる前に、何がいじめなのかをはっきりと子どもたちに教えるべきだと思う。そして、家庭でも話し合うようもっと促すべきで、子どもたちのことを知らない親が多すぎるため、もっと向き合うようにも促すべきだと思う。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
328	一般	小学校、中学生の登下校時にいじめ的な行動を見かけることがあります。保護者的には、我が子じゃない場合、その事をどこの誰に伝えていいものか分からず見過ごす事が多々あります。実際、簡単に学校に問合せメールが出来るのであれば写真や動画付きで送れるのにな、と思う事があります。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
329	一般	いじめとか曖昧な言葉を使うから子どもはなにやっても大人が庇ってくれるんではないかと思ってしまう。暴力ふったら暴行罪、怪我させたら傷害罪、脅したりしたら脅迫罪、盗んだら窃盗罪、人のものを壊したら器物破損罪、ネットで誹謗中傷したり個人情報だしたりしたら名誉毀損罪、プライバシー権の侵害などなど、いじめはrippana犯罪で子どもだからと何しても許されるわけじゃないんです、と教えないとだめだと思う。いじめがあった場合、学校も警察や弁護士の介入を率先してやりますと生徒に伝えとくのもありだと思う。親や学校は世間体や保身しか考えてないから何もしないと思ってる子どもには有効だし、実際に警察や弁護士介入したらいじめの子たちはさすがにまずいと思うから。スマホの使い方、SNSの使い方などのネットリテラシーを家庭で任せるんじゃなくて、講師とか招いて全校集会や課外活動の時間を作って教えるべきだと思う。スマホ一つでいじめは簡単にできちゃうから。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
330	一般	重大にも関わらず、警察や法律家など司法が関与しないのはなぜか？少年法があるにしても、いじめは犯罪であり、第三者機関という抽象的なものではなく司法に判断を仰ぐ必要があるのではないかな？	参考	重大事態の調査については、法やガイドラインに則って対応してまいります。横浜市では、全ての調査に第三者である弁護士が関与し、中立性・公正性を担保する体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
331	一般	いじめた側に対しての行政関与が少な過ぎる印象。いつまでこの「いじめられた側が我慢する」を強いるのか？いじめた側の社会的責任をいつになったら問うのか？未成年であれば保護者がその責任を負うべきであり、逃げ得を許す現行のやり方は不十分。いつの時代もいじめが0になることはないのだから、子どもだと甘く見ず、やった奴が罰せられる、そういう当たり前の処分を下せないのか？	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
332	中学生	〇〇中学運動部で、部員からのいじめを受け、先生にも相談しました。しかし何も対応してもらえず、学校も休みがちになり、成績が下がりました。結果、部活を辞めました。本当は部活を続けたかったです。高校でも部活をやりたいけれど、またいじめられたらと思うと不安で、部活には入れないかもしれません。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。

333	小学生	いじめた子への対応が甘すぎる、経過観察で何もありませんでした。いじめられた子は、その子がいる間ずっと6年間我慢しなければいけません。逆ではないですか？海外ではいじめた子には厳しいです。退学、学区内への引越などさせるらしいです。日本はいじめた子に優しく配慮するみたいで、成長を見守るのだと。いじめられた子は何も対策しません。成長を見守るのではなく、罰を与えるべきです。結局、いじめっ子で、頭が良く、嘘ばかりついて、とりまきの子もさからえないのです。本当にどっか行ってほしいです。学校の内申点も0点にしてほしいです。今でも許せません。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
334	小学生	40代親。〇〇小でイジメあり。度重なる人格否定や暴力等、小学生は純真な者というイメージでしたが、それは楽観的過ぎた考えというのが現実でした。まさに小学生がこれ程卑怯になれるのかと、我が子から知らされ愕然としました。イジメは犯罪であるとの大前提を生徒や親、先生も、まず勉強より何より第一に優先順位としてお互い確認し合う仕組みが必要。道徳や総合の授業でも周知して下さい。対処方針として二つ提言です。まず何度諭しても改善しない事案は、ある程度の体罰は絶対必要で、話せば分かる筈など呑気なスタンスでは、受けた側は自殺してしまいます。ビンタなど昭和スタイルも、深刻度により容認すべきです。それでも改善しない生徒に対しては、現場で手をこまねいているのではなく、次のプロセスへの移行、つまり警察へ連絡、警察官からの生徒への聞き取り、鑑別所移送など、そういったシステムが早期に必要です。ある一線を越えたら現場の先生任せでなく、校長や市役所、警察など自動的に連携するシステムを構築して安心して勉強出来る体制を願います。他人を尊重出来ないごく一部の重大事案の生徒は、毅然とした対応で学校からの排除も選択肢にすべき。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
335	小学生	いじわるをする子は、先生のいない時間帯を選んでやります。朝の先生が来る前の時間帯、登下校時。特に、朝登校してから先生が教室に来るまでの時間に、教室で色々なことが起こっていると思います。先生がお忙しいことは承知ですが、抜き打ちで朝、いつもより早く教室に来たりするなど、先生不在のときの子どもたちの様子も見てほしいと思います。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
336	一般	いじめをしない、させない、見逃さないを意識することはとても大切で、それに加えて「ひとりひとりの大切な命」について、学校でお話していただける機会があると良いと思います。幼稚園では、毎年助産師さんによる「命のお話」会があり、幼稚園児にも分かりやすくお話していただいていたいました。いじめは、先生や大人の目の届かないところで起こります。自分の行いによって相手がどんな気持ちになるか、また被害者の家族はどんな気持ちにさせられるのか。ムシャクシャしていて人を殴る、刺す、相手が死んでしまう、誰でも良かった、面識のない人を襲う、ふざけているつもりだった、そんな事件が多すぎる世の中になってしまいました。いつも思うのは犯人は「愛情を受けて育っていなかったのかな」ということです。犯罪者を増やさないために、命の大切さ、命が亡くなるというのはどういうことなのか、何度でも繰り返し伝えていくことが大切だと思います。	参考	児童生徒が自殺に追い込まれることのないよう、学校、教育委員会のみならず、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と捉えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
337	小学生	問題解決するまで いじめた側を出席停止にすべき いじめた側のいじめの重大さを考えるきっかけになると思います。また、その際いじめた側のケアも必要不可欠。いじめられた側が出席しづらい環境があってはならない！いじめられた側が精神的苦痛により欠席した場合、欠席のカウントに入れないなどして進路の妨げにならないシステム作りをするべきです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

338	一般	いじめの有無について子供たちにアンケートを取る学校もあるようですが、先生にも同様のアンケートを取れるようにすると良いと思います。先生が匿名でいじめの有無を告発できるようなアンケートがあれば、もみ消されたり責任問題にならずにいじめを明らかにすることができると思います。いじめの疑いがあっても言えずに見て見ぬふりしている先生や、直属の上司に相談したけどもみ消された先生もいると思いますので、そういう人たちがこっそり発言できる場所があればいいと思います。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
339	一般	道徳的教育を施したうえでの性善説はもはやきっぱりと捨て、犯罪行為として刑事事件の扱いをすべき。学校や教育委員会側としてはさぞかし面倒になり、かと言って隠蔽する事も不可能となる事から、いじめ対策に本腰を入れざるをえなくなるのでは。これまで、殆どが大人達の事勿れ主義によって被害者側が不登校になったりと社会から切り離されきた重大性を鑑みれば、その労力は負うべきではないか。民間企業では、重大事案は仕組みで防ぐのがセオリーである。教員に無駄な仕事をさせている場合ではない。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
340	小学生	担任が抱え込まない巻き込みについて。対応者を増やすにあっては、ステータスが今どのフェーズにあるのか、保護者に見える化してほしい。（イメージ）担任→学年主任→校長→スクールカウンセラー→〇〇委員会]	参考	令和7年度から、不登校支援・いじめ対策部を新設するとともに、新たに導入するいじめ対応情報管理システムにより、情報共有のスピードを挙げ、早期の段階で支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
341	小学生	いじめについて、生徒と担任の先生、または生徒とスクールカウンセラーの方で、子どもと大人で1対1で話す機会を設けてほしい。いじめられている側でなく、いじめを行っている生徒の方に問題があると思うので、海外のように、いじめを行っている生徒について、もっと厳しく対策をとったほうがいいのかと思う。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
342	一般	〇〇高校では教員同士のいじめがあるようです。主犯の教師は生徒への対応も評判が悪いです。子供にいじめをしないよう指導する立場の人が、このような人間性では、正しく子供たちを指導することができるでしょうか？校則に、いじめは業務上過失致傷とみなして、厳重に対処すると明言してはどうでしょうか。暴力を伴ういじめは、暴行罪や傷害罪、脅しや何らかの行為の強制、金品を脅し取るといった場合には脅迫罪や強要罪、恐喝罪となる可能性があり、学校内での行為であろうと刑事罰に問われることがあります。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
343	小学生	いじめの事実を学校内で公表する	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

344	小学生	全ての学校で、朝と帰りのホームルームを利用し、現在学校で使用しているiPadでの個人スケジュールを作成し、宿題、提出物、などいつ出せるのかを送信、管理させる。その中で、先生との報告、連絡、相談をコミュニケーションを取る。（先生は1人ではなく各教科の先生、養護教諭の先生にも送れるようにする。）問題発生時、すぐにオープンにして先生方全員で共有する。イジメなどをされる子に問題が無いとは言わないが8割はイジメをする側の子供に問題があると私は思う。イジメを受ける側は1人な場合が多いのに対し、する側は1人では怖いから必ず人数を増やし、グループを作り攻撃するという卑怯なやり方。される側は精神崩壊し普通の日常を奪われる。本当に人として病んでいるのは、イジメをする側だという事を理解してほしい。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、学校が全教職員による指導体制を構築し、組織として対応することが必要と考えており、第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に明記しています。また、SOSを早期に察知することが必要であり、1人1台端末の更なる活用についても検討していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
345	小学生	人の子の話ですが、故意にはない些細な事故(打撲程度)から親側が相手の子供に対して嫌味などの嫌がらせをするご家庭があり、そのせいで嫌がらせをした親の子供が他のお友達からお前の親面倒だから関わらない方がいいと言われ結果嫌がらせをした親が元々トラブルで巻き込んできたあの子が全て悪いんだと大きくしているような件がありました。どちらの子供2人はただただ可哀想で、保護者の出過ぎた行為でいじめではないかもしれませんが孤立してしまうこともあると感じ、保護者への注意も必要なのかなと感じました。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
346	小学生	昔と違い、学校の目の届かない所でのゲームのチャットや、LINE等アプリを使った無自覚なイジメがあることを学校側が子供達に無自覚のイジメ言葉以外にも精神的な見えない部分や書いた文章での内容等分かりやすく子供達に指導すべき。小学生では早い子で1年生からスマホを持つ時代です。その部分も含めて指導年齢も見直すべき！子供だけでなく親同士のイジメも実際に起きていて、私もいじめられた張本人ですが、学校を通さず個人攻撃してくる保護者がいます。子供にもとても影響を与えられています。子供=保護者 保護者=子供学校側も大変だとは思いますが親子それぞれ指導すべきだと考えます。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
347	小学生	子供は大人が思う以上に考えてます。内容は少なからず大人からするとちょっとしたことで、やられた側の親の立場に立つとちょっとしたことになりません。言葉遣い一つとっても威圧感を与えたり、言われた側の取り方によっては心が壊れてしまうこともあります。純粋無垢なゆえに起きてしまう大きな影響を大人の指導の仕方もあると聞けないと思います。親が基本なお手本になります。親が他者を攻撃する方だと子供もその姿を見て弱い人を助ける眼差しでなく、攻撃対象として見てしまいます。子供の指導も大切ですが、現代においては親の指導から入るべきかとかんがえます。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
348	一般	いじめ件数の急速な拡大は、子どものSNS利用の増大に起因すると思いますし、子ども二人の中学校入学説明会でも、それぞれの年で、LINE等のやりとりで起きるいじめが後をたたないと説明を受けました。SNSによる誹謗中傷やいじめが原因で自殺、という、あってはならない悲しいニュースもよく耳にします。諸外国に倣って、10代の子どものSNS利用を禁止すべきだとは思いますが、現況から一足飛びにそのような措置をとるのが難しければ、小中学校のクラスでのグループLINE作成の禁止(学校が管理できるなど)をルール化し、いじめの温床を減らす措置をとる必要があると思います。	参考	いじめを未然に防止することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

349	小学生	子供に対していじめについてどんなものかや実際起きてしまうとどんな影響が有るか等を教育する必要があると思います。 小さいいじめから大きいいじめなど、いじめをいじめと認識出来ないケースも多いと思うので加害者側も被害者側もいじめを認識できるようにしなければいけない。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
350	一般	加害者を被害者から離し、加害者及びその保護者へのカウンセリングを行う。相談内容によっては児童相談所や警察への通知義務を学校へ課す。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
351	一般	教員不足なので大人の目が増える事も大事だと思います。そして小学生同士の、フォートナイト（オンラインゲーム）、LINE、良くないと思います。（家族内や、習い事等だったら良いと思います。） 学校を通して禁止にしてほしいです。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
352	一般	令和の時代の教員不足、モンベが多い、その事が原因で生徒全体に目が行き届かない、1人1人に手をかける時間が足りない。と言う事もあり、いじめの原因、先生が病気になる、辞めちゃう、そんな事もあるように感じます。そして、先生達はすごく忙しく大変な思いをしているように感じます。 教員免許がない、事務員さんは今でも学校で居ると思うのですが。他にも教員助手として教室に居る大人を増やすのはどうでしょうか？手のかかる子の居るクラスで監視、補助したり、日本語が分からない子に通訳のサポートをしたり、休み時間の見守り、子どもの話し相手になったり、先生の丸つけのお手伝い、新人の先生の補助、その他雑用係。アルバイトさんを雇ったり。厚木市の小学校では、保護者ボランティアを募っていた事もあるそうで、それもいいのかな。と思いました。 男の子でヤンチャ過ぎる子は、女の先生に対してなめてかかる事があると思うので、ボランティアお父さん、ボランティアおじいちゃんが、教室に居るだけで少し気が引き締まったりする事もあるのではないかと思います。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
353	小学生	いじめをする子どもが愛着障害があるのか発達障害があるのかを客観的に評価する必要がある。いじめが発生した時点で加害者の親と子どもから聞き取り調査をし必要に応じて児童精神科を受診させること推奨してほしい。 聞き取りに関しては学校独自ではなく児童精神科医の指導のもと市内で統一した質問シートを作成して行なってほしい。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
354	小学生	いじめの初期段階で保護者が学校に働きかけても、学校側は何も対応してくれなかった。 実際にどういったいじめに対して周囲が動いてくれるのか、もっと詳細に示してほしい。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

355	一般	ポイント3 1人1台端末を活用した心の健康観察をはじめとするデジタル技術を活用した取組について 小学校で1人1台貸与されている端末を活用するということでしょうか？ 放課後も持って帰って自由に活用できている小学校もあると聞く一方で、うちの子どもの小学校では学校の授業中にしか使えないため、学校や先生の方針によってこの取組をうまく活かせるかは大きな差があると思います。 ICT端末の貸与については、横浜市で方針を統一していただきたいです。	参考	SOSを早期に察知することが必要であり、1人1台端末の更なる活用についても検討していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
356	一般	いじめを受けた対象の子のケアだけでなく、いじめをしてしまった子へのカウンセリングこそ必要ではないかと思っています。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
357	小学生	昨今のニュースではいじめの内容が「恐喝」や「傷害」、さらにはいじめられていた子が自ら死を選ぶようないわば「（間接的ではあるかもしれないけれど）殺人」と呼んでも差し支えないような、惨い内容のものを散見します。 学校内で、未成年者の間で起こったこととはいえ内容如何では、いじめ対応の専門部署ではなく警察にお任せするべきだと思います。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
358	一般	いじめが発生する前に、なぜこんなにもいじめがなくなるのか？を生徒たちみんなで考えたり、話し合う時間を学校で設けて欲しい。 人を嫌ったり、いじわるしたい気持ちが生まれるのは、人間として本能的なものだから仕方ないこと。社会が成り立つ前、法律などが無い時代に自分や仲間を守るためには、外から来たような自分たちとは違う人間を排除して、自分たちの安全を守りたかったはず。 でも現代になり、世の中も変わった。気に入らない人間を排除したい気持ちは、コントロールするのが現代人のあるべき姿。自分に危害を加えて来る存在でないのなら、気に入らない、嫌い、いじめたい相手に対してどう接すれば良いのか、それぞれの学校やクラスの中で話し合い、気持ちの持って行き方を考えてみるべき。 出来心でいじめてしまったことで、相手の人生を狂わせる権利は誰にもない。相手の気持ちを考えられず、自分しか大切に思えない人も、いじめたことが将来自分の人生で不利な状況を生むことを心配した方が良い。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

359	小学生	「外に敵を作ってみんなで攻撃をすることで、自分達の絆を深めたり、自分の立ち位置を確立させて安心したい」という感覚が、いじめる側の根本的な心理なのではないかと思っています。そのため、いじめはいけなとか、相手の気持ちを考えようといった教えは届きにくいかもしれません。みんなが仲良しであれば問題ありませんが、実際問題そうはいきません。特に学生時代は、仲間であることがとても重要です。であれば、こういった考えはどうでしょうか。いじめで一番問題なのは、一人対複数人の構造だと思います。それを複数人对複数人にしてしまえば、いじめというよりグループ間の対立という構造になり、お互いに仲間同士愚痴り合ったり励まし合ったりしながらやり過ごせますし、一人で攻撃の対象になるより心理的負担も大幅に減ります。やや強引な考えな気もしますが、実用的で速効性のある方法かと思います。ですので、まずは悩みを相談できるような親しい友人を作る機会を積極的に設けるのがいいと思います。我が子は遠足や修学旅行など校外活動を通じて気の合う友達を見つけることができたので、そういった活動を年間を通じて増やしてみるのはいかがでしょうか。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
360	一般	いじめ加害者になってしまう子どもの分析が、圧倒的に足りないと思います。どのような子どもがいじめという行為に手を染めてしまうのか、どのような家庭環境にあるといじめをしやすくなるのか、両親からはどのような扱いを受けているのか、どのような子をターゲットに選ぶのか等々、所見を発表することにより、大人はきちんとリスクを把握しているという意見表明になると思います。	参考	デジタル技術やデータを活用したいじめの早期発見の取組については、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
361	一般	「思いやり」「優しい心」を育成するだけでは、いじめ防止になりません。なぜならば、いじめをする側は「親に上靴を洗ってもらえず汚れていたからそれを指摘した」くらいのつもりでしつこく、「バイ菌」と呼ぶようなケースもあるからです。加害者となる子どもは、自身の家庭で厳しい親からきちんとするよう圧力を受け、そのストレスをターゲットに向ける可能性もあります。そのような子どもに有効なのは、人権教育を施すことです。人権とは「思いやり」や「優しさ」とは無関係です。「大嫌いな相手にも人権はあること」を教える必要があります。いじめをしてしまう子どもへの解像度を上げる必要があるでしょう。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
362	一般	事後の対策として、加害者と加害者家族に対し、被害者の親が直接顔を合わせて意見する場を持つべきだと思います。先生や学校関係者に叱咤されたくらいでは再発する、あるいは悪化すると考えています。いじめは「いけないこと」ではなく、「犯罪」です。もっと強い言葉を使ってもいいのではないかと思います。場合によっては警察や弁護士にも同席してもらうべきです。また、子どもだけでなく、保護者に情報周知することも大切だと思います。性格に二面性を持ち合わせている子どもがいじめをした場合、保護者が非を認めないこともあることが考えられます。日頃から子どもの言動について家庭で気をつけるべきこと等の情報を流したり、懇談会で話し合いの場を持つなどすべきだと思います。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
363	一般	そもそも、いじめの定義に疑問があると思います。5年前位に中学校の先生から、本人がいじめられていると思っていなかったら、いじめではない。といわれました。それはそうかも知れませんが、本人の心の中は誰にも分からず、本人が周りに助けを求められない性格の場合もあると思います。はたから見てやり過ぎと思われる事があった場合は、周りも気をつけて、声を掛けるなど注意する位でないと変わらないと思います。小さな子どもがケンカしている時に、ある程度は見守りますが、エスカレートしそうなったらとめますよね。それと一緒にだと思っています。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

364	小学生	いじめというのは発覚してごめんなさいすれば、また裏でいじめてたり、もっと陰湿になったりすることもあるので、学校内で話し合ったり処理しようと思わずに、警察に通報するようにして欲しいです。いじめというのは暴行、名誉毀損、強要、器物破損、強制わいせつなど様々な犯罪なんだということを徹底して伝えていって欲しいです。教職員が伝えていくのではなく、警察の職員の方による授業などしてもらい教職員や生徒に浸透して欲しいです。大なり小なりあるとは思いますが、被害者が嘘を言ってる場合もあるし、加害者が嘘を言ってる場合もあるとは思いますが、それを教職員の方々が判断すると偏りがでると思いますので一律警察に通報で、その後は市の職員の方なのか警察組織の方に任せて、そういう事例を作って、教職員や生徒にいじめというのは犯罪で捕まるし、訴えられるし、嘘をついた場合も名誉毀損で訴えられることもあるんだと思うだろうし。全員が今までの認識から変えていく必要があると思います。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
365	小学生	本年度、教職員にいじめの相談をしました。学校では教員が目や耳で確認しないと、対処できないといわれました。まずは、現場、教職員の意識改革が必要です。また、いじめをした側への対処が甘すぎます。いじめた側への処罰がないかぎり、どうにも改善されないのではないのでしょうか？いじめられた側を保護だけではなく、いじめた側への心のケアをふくめ、それ相応の機関での再教育も必須です。考えが甘すぎます。これはいじめはなくなりません。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
366	一般	まず「いじめ」という言葉をやめるべきです。悪質なものは犯罪になることや、「いじめ」とひとくくりにするのではなくどう言った事なのか具体的に明言すべきかと思います。嫌がらせ、セクシャルハラスメント、登校する権利を侵害する、など。子供にもわかりやすくどう言った行為がどの法律に触れるのかを説明して欲しいです。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
367	一般	いじめられた側が学校に登校できない状況なかった場合、加害者を徹底的に明確にし、要因となる児童は改善されるまで保健室登校や自宅学習になることを約束して欲しいです。いじめられた側が授業を受ける権利、通学する権利を奪われ、加害者側が平然と授業を受けられ、登校できるのは間違っています。児童同士の嫌がらせ等で登校が難しいと判断された場合は加害者は一定期間の自粛を求める場合がある。と言うことを生徒や保護者に名言して欲しいし、そうすべきです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
368	小学生	席替えで、授業を妨害したりする乱暴な児童（以前私の子供とトラブルがあった）が近くになったため、子供が担任に別の席にして欲しいとお願いしたところ、問題のあった児童が別の席に移動になったことがありました。問題のあった児童は不満があり、担任に席が変えられた理由を聞いたところ、「誰々さんがあなたのそばにいたくないんだって」と答え、その後報復のように乱暴な粗暴が続きました。また何か嫌がらせを受けた時に先生に相談したところ、「嫌がらせをやめて」と子供が嫌がらせをしてきた児童に言ったことを責められたこともありました。「ちゃんとやめて欲しい理由を言わないと相手はわからないよ」と的外れな指導をし、「相手の気持ちも考えなさい」と嫌がらせをした児童を庇う発言までしていました。教師がいじめの起因となるなど言語道断です。いじめ防止において、教師の適切な対応は極めて重要です。教師の不適切な対応が被害児童をさらなる苦しみ追い込む事例も存在します。こうした事態を防ぐため、教師の再教育を徹底して下さい。担任に話しても否定するばかりで話にならないので、学校以外の窓口を設けて欲しいです。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るとともに、学校外の相談窓口である学校生活あんしんダイヤル等の設置について、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

369	一般	一番取り組むべきなのに取り組んでいないのが家庭だと思います まず子供との会話がなし、接する時間がないと言う家庭が多い そんな中親が他者と比べたりつづやくことを子供が真に受けるからいじめが発生すると思う 先生が良い悪いのどうこう言うのも親のせい またやっていることの重大さに親も子ども気が付かず学校や先生任せなことが原因だと私は思う 自分は自分と思える声がけを親が子供が小さいうちからすれば、携帯で友達と繋がっている必要もない	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
370	一般	いじめをした加害者ではなく、された被害者を守る強い意志を持って向き合ってほしい。いじめは犯罪です。学校や教育委員などの教育機関が適切に対処できない場合は警察の介入も辞さない強い意志でいじめられた子どもを守ってほしい。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
371	中学生	相手の問題は相手のものだ、自分とは線を引く。 相手が自分をいじめられない状況に持っていく。 →距離を置く、先生に言う、逃げる、同じ空間の中にいないようにする、何か言われても無視する、などいろいろあります。 相手はパワーゲームをしてきているのですから、戦わずそのゲームに乗らずに、自分はそれには乗らないよ。 勝手にやってな、知らないよ、関係ないよ、 あんたの問題だよ、しゃあねバイバイ、という態度をとること。 パワーゲームから降りること。 とにかく、逃げてもよいので、その状況から離れて、心の安全を確保することから、始まります。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
372	中学生	いじめられて、自尊心が下がって、自分が悪いのかも、と思ってしまう。それは被害を受けた時に起こる自然現象であり、理不尽な後遺症です。学校側はその後遺症を作らないようにするべきであって、見て見ぬふりをやめてください。いじめられた側がきをつけることとしては、 相手がいじめるのは、相手の問題であることを、よく自覚することを伝える重要性がある。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
373	一般	いじめられた子どもだけでなく、いじめた子ども及び家族に対するカウンセリングや転校などの対応をして欲しい。 いじめられた子どもの居場所がなくなるのはおかしいと思う。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
374	小学生	いじめは生徒間だけとはかぎらず、見えないところで生徒、教員間でも行われています、残念なことに校長を含め生徒に対して複数の教員がいじめを行うことがあります。はじめは教員から生徒への暴力に始まり、それを親が注意すると、校長を含めた管理職総出で生徒に原因があるようなことをいい事態を隠蔽します。わたしの子はそのような扱いを受け学校を転校しました。転校先ではちゃんとした対応をしていただきました。サンプリングした生徒宅等への直接郵送などにより発生の有無の確認や、いじめが発生している場合は可能な限り具体名を出すシステムがなければ根元をなくすことができないと考えます。また、支援級などは特にいじめが発生しやすい環境にあると考えます	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。

375	小学生	加害者の隔離、出席停止、カウンセリングを義務付けてほしい。加害児童が教室に残り、被害児童が教室へ入れなくなるのは見せしめ以外の何物でもない。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
376	小学生	加害者の隔離、出席停止、カウンセリングを義務付けてほしい。加害児童が教室に残り、被害児童が教室へ入れなくなるのは見せしめ以外の何物でもない。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
377	一般	クラス全員が無視をしている場合は、中心人物ではないと罪の意識が薄れていると思います。加害者なんだという意識を持ってほしいのです。その為に、いろんないじめの事例を漫画やアニメなど、見やすいもので、見てもらいたいと思います。自分に置き換えて考える授業もしてほしいと思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
378	小学生	小学校でも中学校でも、持ち物、服装、態度等について、制限や決まり事が多すぎます。ルールの理由も教えてもらえず、従わないと叱られる。これでは賢い子ども程、「自分の頭で考える」のは損だと考える事でしょう。そして、「皆と違うことは良くないこと」と刷り込まれた子ども達が、個性的な面を持つ子をいじめるのだと思います。そのよう管理をしないと学校生活が回らないのは、生徒に対する先生の数が少なすぎる事も一因であると思います。先生数を増やし、親との連絡や事務等の作業専門員を配置すべきだと思います。また、学力状況調査や、運動会等、学校や子どもを互いに競わせる事をやめるべきだと思います。	参考	全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
379	中学生	いじめをしている子を停学・転校処分にする いじめの度合いによっては警察を呼ぶ	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
380	一般	保護者は仕事や都合を理由に懇談会や授業参観に行かないこともあるが、クラスの様子やどんなお友達がいるか、先生と子ども達の間接を知る機会であり、親として見ておく必要があると思う。その上で、子どもの様子を毎日観察し、友達や先生との関係が良好か、子どもとの会話から判断していくことが大事だと思う。年齢が大きくなったから、安心ではなく、大きくなったからこそ会話は大切で、時間をとって子どもと会話する必要があると思う。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

381	中学生	P11 内容 未然防止とは具体的に何をやるのか？嫌がらせを受けた子供に対してスルーすれば良い、気にするなという指導は未然防止にはならない。「今時の子供のノリだから」と看過されることが多い。「いじり」の時点で指導を入れるべきではないだろうか 看過されてしまうことで「いじり」をされてる側が相談すべきと思えなくなり、また、相談しても助けてはもらえないと思ってしまう。「いじり」はほんのわずかな間で行われる。その僅かなことがされた側にどれだけの心傷を及ぼすのか教員、加害生徒に根気強く理解してもらえる策を講じてほしい。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
382	一般	現状、虐められた被害者が登校出来なくなったり転校しなければならないなど、被害者側が環境を変えなければならないのが非常に問題です。海外では、イジメをする加害者にカウンセリングを義務付けたり、転校させたり、罰則を与えたりすることが一般的になっています。実際、虐めをする加害者は何かしら自身に問題を抱えている場合が多く、被害者に何か理由があって虐めをするというよりは、次々にターゲットを変えて虐めを継続すること自体が目的になっており、周りの人は自分が虐められたくないので加担し、どんどんエスカレートしていきます。虐めたら今の生活は続けられない、とんでもないことなんだということが周知されなければ、虐めは無くならないと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
383	中学生	いじめられている子のケアも大切ですが、加害者への対応も必要だと思う。海外では、加害者がカウンセリングを受けたり別室での授業、ペナルティーを与えるなどあります。注意をして終わりだけな今のままだと変わらない。いじめを受けている子が逃げなきゃいけない我慢しなきゃいけないのは違うと思うので改善してほしい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
384	小学生	いじめはグループで行われることが多く、その中にはリーダー的存在がおり背けない雰囲気であるように思います。先生や誰かに「チクる」と自らの立場が危険に侵される感じになるのだと思います。いじめ防止のポイント1：子どもの視点に立った対策を・・・子どもの意見を聞き反映に努める、意思を尊重する とありますが、意見を述べても自身に害が及ぶことはないと言う、公表するにあたっての「安心感」を持たせられる表記（説明）があると、意見しやすいのではないかと思います。	参考	児童生徒がSOSを出しやすい環境や仕組みを作ることが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
385	中学生	第三者による調査について 第三者は学校関係以外の方々の意見を聞けると客観的だと思います。具体的には学校運営協議会の方々など、地域目線も必要かと思います。学校や委員会だけの対応では、結果に納得しない場合、訴訟等にも発展しかねず泥沼化します。また保護者の被害妄想の場合もあり、それを抑止するシステムが必要だと思います。	参考	いじめ重大事態における第三者は、「当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と第4章 重大事態への対処（P16～）に明記しており、弁護士、心理士等の専門的知見を有する者が担当します。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
386	一般	画一化しない。ランドセルの限定、持ち物何でも一緒にしない、まるっきりの自由でいい。自由がいい。個性を杭のように打っている。教諭側もっと自由に、のびのびと授業をしてほしい。多様性の逆行している現在の学校は、水槽のようで、いじめが起きるのは当たり前。魚社会で海の中でいじめは起きないけれど、水槽ではいじめが起きるとサカナくんが仰っていました。	参考	全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

387	小学生	うちの子どもからは学校の貸し出しで授業で使用しているiPadをクラスメイトにわざと落とされる事案や通せんぼされる等があると報告があります。先生方もお忙しいとは思いますが、頻繁に担任しているクラスだけでなく他クラスにも顔を出して欲しいです。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
388	小学生	まず何よりも、先生の態度を改めるべきでは。イジメのターゲットになりやすい、周りとテンポが合わない、遅れがちな子に対する態度が先生によってマチマチ。自分の考えを押し付けがちな先生は過度に注意したり予定通りにいかないとため息をついたり舌打ちしたり。そのような態度を教室内唯一の大人がとると、それを見ている周りの生徒は、その子をバカにしたり過度に注意していい、となる。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
389	中学生	学校に限らず、社会においても「いじめや差別は無くなることはない」という現実を受け入れることから始めなければなりません。いじめが絶えない原因として、その根本にあるのはいじめた側にリスクがないことである。現状ではいじめられた側が転校するなり、登校拒否したりと主なコストを背負っている。世の中から犯罪が無くならないのと同じで、そのために法律がある。犯罪したら刑罰を受ける、だから犯罪をしない。それと同様にいじめの加害者側にもリスクを背負わせる。例えば:いじめに加担したら内申書に記録される、停学や退学させられる、など。コストを背負うべき人に背負わせる。ことに尽きます。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
390	小学生	いじめという表現が緩いのだと思います。れっきとした犯罪行為であり、いじめ、ではなく傷害罪、暴行罪など表現を変えることも必要ではないかと思います。場合によっては学校がすぐに警察に通報するシステムを作って、保護者にもそのように通知しておくべきではないかと思います。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
391	小学生	これは私達が子供の頃から共通することだと思いますが、大人の目の届くところではいじめは起こりません。海外のように防犯カメラの設置等でやれることはまだまだあるとおもいます。更衣室には設置しないが、その際は鍵を使用し入室するなど。そして、当人同士である子達もちろんですが、その周りにいる子供たちが何故それを大人に言えないのか考えるべきだとも思います。まず1つの理由として面倒臭い。これは今の大人たちが何をするにも面倒臭いと思っている現状にあると思います。近所付き合いが面倒臭い。子供の行事が面倒臭い。学校からの連絡が面倒臭い。これを見ている子供たちはわざわざ面倒臭いことに首を挟むことはありません。大人が危機感を持つべき。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
392	小学生	いじめてた子、いじめられてた子に時間をかけてカウンセリングしたら、その背景には家庭がある場合が多いはず。そうゆうのを集計してどんどん伝えた方がいいと思います。今は道徳の授業が少ないけど、道徳こそが人の生きる術であると思います。授業参観は全部道徳でもいいくらい。テスト問題より子供たちの心理状態を家庭も学校ももっと把握するべき。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

393	一般	今は低学年からスマホを持つ子もいて、LINEの低年齢への普及が早いので親がLINEのチェックをしっかりすべきだと思う。文面だけでなくステータスメッセージもいじめに気づくポイントかと思う。ここは先生では踏み込めない領域で、親にしかできないがおそろかにしている親が多すぎると感じています。気づいて親から学校へ伝え、指導してもらっても数日経てば元通りということもあります。あと、学校で行ってくれたスマホの使い方指導も警察から来た人が淡々と喋って面白味がなく、指導を受けた学年の子のステータスメッセージも他人を攻撃する内容がすぐ後日に乗っていてなんの効果もない様子だったので、やったという建前だけでなく中身のあるものになるよう見直すべきです。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
394	一般	いじめをしている子がいるという事実を先生が見てみぬふりをしたり、学校全体として隠蔽しようとするのが、まずはいけないことだと思います。いじめはどの社会でも起こり得る社会悪だと思いますが、子供の場合いじめている子の家庭環境に問題があるのかもしれないかったり、病気を持っている可能性もあります。そこを解決しなければ根本的な解決にはつながりませんので、そこまで踏み込んでいただきたいです。そしていじめ問題で何より最も大きなことはいじめられた子が不登校になったり、学校が嫌いになったり、最悪の場合自死を選ぶことです。これは絶対になくさなければいけません。よって、市も学校も社会全体としていじめられてしまった子の人権や精神を守るための活動をするべきだと思います。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
395	一般	いじめは「トラブル」ではなく「犯罪」少なくとも「人権侵害」という意識を持つべき。いじめた側といじめられた側とを「和解」させるのではなく、いじめられた側を「保護」し、いじめた側を「更生」させることが必要。早期の「更生」が困難であれば、いじめた側を強制的に「転校」させる措置も必要。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
396	中学生	こんな長ったらしく見づらいアンケートをとるなら もっと子供に寄り添える事ができるスクールカウンセラーを増やすのがいい どうせ、大人が考える子どもの気持ちはわからない。 こういう対策してるって見せてるだけにしか思えない。 学校に通わなくても行ける場所を作ってあげる。 いじめた方が悪いから、その子に対して対策しないと またいじめる。負のループ	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
397	一般	いじめを発見し解決出来た場合「評価」（給与など含めて）になる仕組みを作っていただきたいです。教育委員会に対する評価もいじめが「少ない方」ばかりを評価にせず「解決出来た場合に加点」する仕組みにして欲しいですし、先生方も解決出来た場合は「業績評価」に加えて欲しいです。この手の問題で最も問題なのは「いじめが無かった方が評価もされて手間もかからない」となることで、それによって「いじめが隠蔽される」という事に繋がります。なので、いじめを減らす施策自体は実施いただいて問題無いのですが、解決出来た場合は加点要素（解決した人にはメリットが出る）とする仕組みをぜひ取り入れていただきたいと思います。	参考	いじめに関する学校評価、教員評価の留意点については、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

398	一般	加害者、被害者の凄惨な末路を綺麗事抜きで伝えていく。逮捕や家庭崩壊の可能性、死の危険性なども言及して行って欲しい。また、感情のコントロール方法(我慢だけではやり過ぎせない場合も想定)や困った時の相談後の大人の対応をイメージさせたりするような協力も必要。大人を信頼してもらえる取り組みが不可欠で、信頼できることを口先だけではないということを行動で示していく必要がある。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
399	小学生	・まず、『いじめ』ではなく、『犯罪』であることを教員・保護者・児童全てに認識させること ・全ての事例に対して、被害児童ではなく加害児童を隔離(別教室で授業、停学、退学など)すること この点において諸外国と比べ日本は逆であり間違っているのだと全ての教員・保護者・児童が認識する必要があります ・悪質なケースが発生した場合には警察に通報すること 学校内だけで(穏便に)済ませようとせず、社会的に解決させること 加害児童に悪い成功体験をさせてはならない	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
400	一般	児童の心のケアだけでなく、いわゆる学級崩壊などが起こった場合の担任の先生のケアもして上げて欲しいし、それが集団からのいじめなのだと、子どもたちに諭すべきではないか？と感じました。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
401	小学生	被害者の心のケアはもちろんですが、加害児童への対応も必要だと感じます。加害の背景には家庭環境の問題や精神的に不安定な状態であることも考えられるため、カウンセリングや場合によっては精神科通院などの措置が加えられると、被害者とその家族にとって学校に通うための安心材料になるのではないのでしょうか。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
402	中学生	毎月1回、いじめの可否や知ってる情報を便箋みたいな可愛い紙などにいじめとか、人間関係について 困っていることを書いて、またはQRコードを渡して、うちで携帯でアンケートやいじめの情報を知ったら 送る、というのを監修する。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
403	中学生	毎月1回、いじめの可否や知ってる情報を便箋みたいな可愛い紙などにいじめとか、人間関係について 困っていることを書いて、またはQRコードを渡して、うちで携帯でアンケートやいじめの情報を知ったら 送る、というのを監修する。 日頃から なにがいじめで 何がいじめでないか 実例や動画を配信する	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
404	一般	小学校にもスクールカウンセラーを全校配置し、こどもたちが利用できる相談室を設定し、こどもたち自身がSOSを出せる窓口を増やせるようにしてほしい。また東京都教育委員会が行なっているよう全員面接を行い、子どもたちの声を第三者的立場で聞く機会があると良いと思います。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

405	一般	被害者が判断していじめかどうかを定義するとありましたが、そのポイントの中に学校の外で他者に行ったら犯罪になるものは、学校ではなく警察の仕事になります。学校と家庭による情操教育と同時に、行為そのものに対する刑罰は警察に対応させることで、子供の空間だけの問題ではないことが加害者にも分かる可能性があります。ぜひ警察の方に指導を頂いたり、加害事件が起きたら補導をしていただきたいと思います。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
406	小学生	タブレット教材に関するいじめについて 2023年の小学5年のときに、校内で各教室でつかえるタブレットで「（私の子供の名前）死んでしまえ」と書かれました。見つけたのは、我が子です。しかし、誰が何時に使ったかログも分からずとの事で、加害者特定ができませんでした。その後もトイレの壁に同様の言葉が書かれており学校で私たちと話し合いは行い、クラスでも話してくれましたが、被害者としては根本的な解決には至らずにいます。タブレット端末の操作のログがわかるようにする事、各個人がログイン入力しないと操作ができないなどのツール導入などを行ってほしい。いじめは残念ながら撲滅は難しいですが、見えない卑怯ないじめはなくしてほしい。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
407	一般	いじめという抽象度の高い言葉が事実をわかりにくくしていると思います。ネットでの誹謗抽象、人権侵害、ハラスメントなど、世間では罰を受けるものです。いじめをする側は加害者であり、問題があるのはいじめる側であるという意識を子供たちに意識付けさせるべきだと思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
408	小学生	「（定義に基づいた）いじめは、やる側の人間が100%悪い」という認識をひろめるべく、標語や教職員、保護者等の声かけなどを推進していくとよいと思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
409	一般	学校だけの対応では不十分であると強く認識しています。専門の窓口経由で、学校以外の担当の方がついたらうで、第三者的に実態の解明、対策、方針の選定、被害者、加害者、クラスメイトへの指導や心のケアを総括的にマネジメントする人が必要です。いじめ認定をうけても、親に何の報告もなく、対策も方針の相談もないまま、3か月経過し、再発していない（頭を蹴られるという暴力の事象自体は）ので解決です。という学校の対応をうけ、学校自体が機能していないと感じました。学校は自発的に連携なんかしません。学校以外の部門から専門性のある人を配置していく必要があると思います。	参考	横浜市では、いじめに関する学校外の相談窓口として、学校生活あんしんダイヤルを設置し、スクールソーシャルワーカーにも直接相談でき、一緒に解決に向けて考える体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

410	一般	日常的な暴力や暴言がいじめに該当するという意識付けをもっと児童にしていきたいと思います。 いまのいじめに関する定義では、児童本人が心身の苦痛を感じることが原点になっていますが、苦痛と訴えてよいのか、我慢すべきラインなのかを被害者側が判断できておらず、訴えることができていない現状です。 こういう場合でも相談してよい、こういう場合に我慢する必要はない、こういう行為はいじめとなって指導対象になるということを、小学校低学年のうちから（さらにいえるなら幼児期から）繰り返し、大人側が毅然とした態度で子供たちに伝える必要があるとおもいます。子どもは、教室で首を絞められたり、何度も押し倒されたり、殴るけるを受けても、当時は本人がお友達同士のしょうがない範囲として我慢していました。翌年、クラス替えてそうでない環境になってはじめて、あれはいじめだったんだ。と気づきましたが、その暴力を受けた子供も、被害を複数回、周りで見ていた子供たちにも本来もっと早く、心のケアをしてあげてほしかったです。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
411	一般	いじめの内容がどんどん悪質化しているように感じる。 とにかく加害をさせないために、京都での判例（加害児童に対しての賠償金）などを用いて、警察案件にもなり得る事を分からせる必要がある。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
412	一般	いじめが起きてしまった時の、加害児童への対応が常に納得いかない。 暴力がないと警察案件にもならず、不登校になったり別の部屋に登校するのは被害者側となる。 相手が不登校になった場合など、もっと加害者にも制裁を与えるべき。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
413	一般	いじめは犯罪と周知した上で罰則を設ける。 いじめた側を転校する、将来の就学先にも共有。 罰則を強化し抑止する。 声を上げた方を葬る社会を変えるべきだ。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
414	小学生	〇〇小学校でとても陰湿ないじめが起きています。 本人が認めたり証人がいなければ対応が難しかったりするようです。 塾などでも問題が起きているというニュースもあり、対策として防犯カメラをつける措置をしているところもたくさんあると思います。 小学校でも防犯カメラなどを本気で検討しても良いのではないのでしょうか。体育の着替え時はうつらないようなど上手に配慮しながらできると思います。 証拠がないため対応できず、いじめられた子が学校に行きたくない、行けないというのはおかしいと思います。 またいじめた子が陰湿だったり繰り返しいじめをするようならいじめられている子が別の部屋にいくのではなく、いじめた子が個別に行くなど対応しても良いのではないのでしょうか。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。また、いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

415	一般	いじめ、嫌がらせをする子には前兆があります。暴力的、だらしない、言葉遣いが悪い。それを放置せずに直す、直せないなら集団から離すべきです。大人が管理できない子を子供たちだけで制御できません。放置していて乱暴な子からの暴言、暴力を浴びて学校に行けなくなる子がたくさんいます。感じ方は人それぞれなので、どれくらいならいいというものはありません。なので集団から離して自分の言動行動をわからせてあげる必要があります。弱い子を守る必要もあります。加害者がそのまま集団にいて、被害者が行きたいのに行けないのはおかしいです。加害者の保護者もおかしい人なので先生一人だけで対処せず学校全体で取り組んでください。被害者が取り残されることないようにしてください。被害者が簡単に逃れる場所を作ってください。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
416	一般	加害者を守るのではなく被害者を守るべき。いつも加害者が守られている。いじめた側は簡単に謝れるけど、いじめられた側は許せてもその傷が癒えることはなく、一生背負う苦しみ。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
417	一般	加害者の親に責任を問うべき。いじめた側といじめられた側という区別ではなく、しっかり加害者と被害者で分けて認識させる必要があると思う。加害者側親子をカウンセラーなどを通してカウンセリングするべきだと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
418	一般	いじめる側に問題があります。いじめる生徒に対して、アンガーマネジメントやカウンセリングを実施してください。いじめられた側が安心して登校できるよう、いじめた側が出席停止処分となるような対応をしてください。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
419	小学生	「いじめ」という言葉をやめてほしい 法に触れる犯罪という認識を子供達が持つことができるようにしてほしい	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
420	高校生	スクールカウンセラーをもっと身近な存在にしてほしいです。今のスクールカウンセラーさんは学校内でもなかなか認知されておらず、何曜日にいるのかすら知らない人が多いのが現状です。私もその1人でした。なので、スクールカウンセラーさん宛のポストの設置やメールアドレスの公表で辛いときに自分の思いを安心して発信できる環境づくりを行って欲しいです。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
421	一般	いじめは犯罪であることを広く知らしめるべきです。優しく綺麗事を言っているだけでは、何も改善しません。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

422	一般	いじめた側を「いじめ」ではなく、事件として警察に連絡して法の中で裁く必要がある。また、いじめられた側のケアももちろんだが、いじめる側の人格に問題がある事を認めさせ必要な有無に応じてではなく、いじめた側全員にカウンセリングを受けさせる必要がある。そもそも教師がいじめ問題を解決させるノウハウがないのに現場任せというのがおかしい。だからいつも有耶無耶になって事なかれ主義を学校側が貫こうとするのだ。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
423	小学生	いじめの加害者にカウンセリング義務を課し、学校外からの関わりを継続する。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
424	小学生	昨年度にいじめられたことで、登校に不安があり、登校する度に体調不良になってしまいます。現在はいじめられていなくても本人にはまだ終わってません。もう済んだことだと思わずに安心して通えるような取り組みがあればいいと思います。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。引き続き、登校に関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください
425	小学生	いじめを見たことがある、目撃したなどの無記名のアンケート設置箱にいれるようにしたりいれるのが難しいならネットで提出できるようにしたりする。最近元気がない、体調が悪そうな生徒に生徒同士、先生、親が目を向ける。いじめを見たことがなくても、最近友達が元気がない、〇〇くん、さんが泣いていたりするのをみるといった無記名アンケートや皆で管理したりできるようにする。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
426	高校生	学校側には、自分たちの立場では無く、子供の心や意見を大切にしたい。上の立場の人が同席すると担任の先生は逆らえない。意見も言えない。いじめの定義が記載されていても、所詮紙。先生の心に届いていない。そんなのよくある事。で済まさないで欲しい。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
427	小学生	いじめは犯罪である事を小学校から教えていく必要がある。いじめを受けたらすぐに警察に連絡でいいです。みんな危機感が無いからいじめなんてするのです。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
428	小学生	いじめをする人は人の気持ちを考えられていません。自分がされたらどう思うのかを考えないからです。自分がされたら嫌な事を他人にはしないということを改めて伝えることが大切だと思います。また、自分の事しか考えていないからそのような行動を取っています。周りを見ても、色々な子がいる。世界には色々な人がいる。気に入らないからいじめめるのではなく、色々な人がいる事を受け入れる事の大切さも知るべきだと思います。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

429	中学生	いじめが発覚した時点で、いじめた側（いじめられた側ではない）への心療内科への受診、カウンセリング、登校の制限などを行うべき。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
430	一般	いじめた側に停学や成績が下がる等の不利益を被る対策をしないと無くならないと思います、是非お願いしたいです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
431	一般	なし	その他	
432	小学生	警察に通報するべき。然るべき処遇を受けるべきで、そのことが一切書いていないのはおかしいと思います。いじめをした人間の方にカウンセラーがついて、登校させないようにしてほしい。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
433	一般	防止策として、まず各教室や廊下等に防犯カメラを設置してはどうか。被害確認できるし抑止力になる。証拠にもなる。警備員を導入し外部からの不審者対策兼生徒児童を見張ってもいい。また、生徒児童には被害にあった際はすぐ警察に通報する、あるいは途中下校する、登校止めることができるということを徹底させてはどうか。声をだせない生徒児童守るためにはそれぐらいしないとけない。いざとなれば途中で帰る、登校しなくともいいんだぞになれば抑止力になる。教師も学校も把握できかつ対策しなくてはならない。本来教師が見つけ解決が必要だができてない現状がある。監視カメラがあれば見つけられる。また、労働者がストライキで労働条件改善できるように不登校や途中下校してしまえば事案可視化されるし登校してほしければ改善しろと意思表明でき、加害者への抑止力になる。教師負担軽減のため体育祭等を任意参加にするくらいが必要。コロナ過休日部活遠征する等教師の方の浮世離れ危機感のなさには驚かされた。生徒児童をまもるために無駄な業務を削減したりし、生徒児童をしっかりみるようにせねばならない。また、生徒児童の負担も軽減する。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
434	一般	いじめと不登校に対応する学校職員や対応にあたる人を、確実に確保してほしい。現在、他の校務と兼任だったり、常駐ではない方が頭数に数えられています。不登校もいじめが関連していたり、成績等も個別対応が求められたりする中、対応しきるのは困難です。定義等も大切ですが、迅速丁寧な対応、安心して児童と向き合う時間を取れる体制を作ることが急務だと思います。	参考	横浜市では全小中学校において、児童支援・生徒指導専任を配置するとともに、令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

435	一般	対処としてまず、教師が気付かないなどを防ぐため、学校教室や廊下等に防犯カメラを設置するべき。また生徒児童には被害にあったら警察に通報する、あるいは途中で下校し抗議の意思を示すことをしっかり教えることが必要です。我慢させないすぐ声をだしたいと言われてもなかなかできません。しかし警察に通報する、あるいは途中で下校するくらいの意思表示ができれば抑止力になります。労働組合等にストライキが認められるよう、こっちは不登校や途中下校ができる、くらいの対抗策があれば安心です。学校側も問題点がすぐ把握できます。また体育祭等行事を任意選択制にし、教師の負担を減らすことも必要です。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
436	中学生	横浜市が法律違法なことをして、子供を虐待体罰をしている。越境は違法行為である。越境をしているものではなく、受け入れている側が違法である。それを指摘されたところ、生徒を学校がいじめて体罰をしている。転校しろと教師が脅す。部活動停止を1年近く行い、生徒は不登校。通院中。恥を知れ。いじめどころか、犯罪集団の集まりが横浜市。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
437	中学生	犯罪行為をやめさせること。〇〇中学校。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
438	一般	学校には、登下校や放課後の児童の様子は分かりません。見える部分だけでなく、その背景を保護者を含めて事実確認することを重視していただきたいです。子どもの言うことを信じたいと保護者は思うものですが、子どもは悪意なく嘘をつくこともありますし、視野が狭く自己中心的な解釈もすることがあると思います。なにかトラブルが起こったときと学校だけに解決を求めるのではなく、保護者とともに子どもをケアすることが社会全体のためだと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
439	一般	昨年の春に学校内で首絞め合っている子がいて、暴力はいけませんと入学した春に？先生が言ってたらしいと子供から聞いた時に？実際に子供がその様子を見てないにしても？学校でやっては、いけないいじめをされた方がどのぐらいいたのか？子供達のいる場所で危ないいじめと感じ。連絡帳に書いてそのような事をしていた方がいたならば親達に説明会の春に質問された方がいなくても、事実なのか？学校の連絡帳で質問したら2度と連絡帳を使わないように担任と副校長に子供さん達が沢山いて、連絡帳に質問を書いてこられても？けがした時に担任が見れないと困るで、連絡帳使い方は、4月ぐらいまでにしてほしいと？親が聞いたイジメの質問に学校が対応してないし？学校は、いじめが起きた内容をきちんと記録し、書面で残し、教育委員会と横浜市や文科省でいじめの内容や誰がやる子と把握する仕組みにしてください。障害の子も学校にいるならば？いじめの内容も命が危ない事を先生がいけない間にしたのか？わかりませんが、4月は見守りの地域ボランティアや旗振りの保護者から入学した学年が複数泣いていたと心配の声もあり、改善下さい。	参考	令和7年度から、不登校支援・いじめ対策部を新設するとともに、新たに導入するいじめ対応情報管理システムにより、情報共有のスピードを挙げ、早期の段階で支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

440	一般	子供が遠足に行き、蚊が沢山いる公園に行くと先生が言い、虫除け購入し対策のお願いも？市は昨年春、夏や秋まで市民お年寄りや親が意見出しても？場所がわからないと公園や市道を蚊の対策を東京よりやるのが遅い！遠足も低学年に自分で虫除け使えない、汗で取れます、動物園や博物館など蚊の対策をしてある所に低学年は遠足行く場所の安全対策と蚊の対策に予算つけて下さい。遠足公園で遊具は市の管理不十分か？室内遊具で3回綱島あたり公園でおでこの頭に近い場所をぶつけ。先生は、冷やしてくれたが。学校についてから保健室に促す事を校長や他の先生も引率され、なぜ親に電話もなく？平日病院は、やってない所があり、紹介できないと言われ？学校行事の怪我に連携医がいらないからと適当に病院行かなくていいと言う対応なんです？学校で怪我まで？親が自分で病院探してくれが困ります。病院が平日に休みで見る所を紹介改善を！医師会に学校で頭の怪我に対応出来るように。市と文科省と連携し親に医療紹介と。後からスポーツ保険等に親や市加入の紙だけ渡さ？子供を病院に行くは親の責任だけでは、ないはずですよ	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
441	一般	いじめ防止には、先ず真っ先に、加害児童へのカウンセリング、心療内科への通院、家庭環境の把握等が必要だと思う。被害児童のケアは勿論必要だが、加害児童が野放し&一時的な注意で終われば、対象を変えて直ぐに再発する。加害児童をどうするか、どう更生させるのか、についての言及が1つもない事に驚いた。普通に生活していれば、生活を共有している第三者を、ちょっとした事で攻撃排斥しようとは思わない。加害児童と両親には、いじめまで発展してしまった児童の精神の異常さ、追い詰められた状況を自覚させて欲しい。加害児童への具体的な指導を、取り組みの中に組み込んで頂きたい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
442	一般	いじめを行う生徒への出席停止などの罰則を決めること。先生から加害生徒に注意や指導をする。↓改善されればOKだけれど、注意や指導でも効果がない場合は、出席停止などの罰則を課す。罰則がある場合は、いじめを行う加害生徒の牽制になるとおもいます。それがいじめの防止策になるのでしょうか。自分に不利な状況が起こらない限り、いじめはやめないと思います。被害生徒が安心して学校生活を送れるよう加害生徒の出席停止は必要と思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
443	一般	教師から生徒への、不適切対応、追い込み、いじめについての罰則も明記されていると、良いのではないかと思います。いじめは生徒間だけではなく、虚偽報告や隠匿に対しての罰則も、生徒や保護者に周知しておいた方が良いのではないかと思います。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。なお、教師から生徒への不適切な対応等については「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」に示すとおり、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば、懲戒処分等を行うこととしています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
444	中学生	自分の話しやすい、相談しやすい人を見つけておく。自分が生きやすい空間を作る。無理して人に合わせない事。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。

445	中学生	相談されやすい教師を雇うこと いじめに気がついて欲しい 中学校は高圧的な先生、変わっている先生、人によって態度を変える先生がいる。 子どもの苦痛につながっている。 ○○中学校の音楽の先生が、タブレットを使った授業参観で生徒が「殺す」という文字でリズムを表現していたのを「オモロ」と言って、発表に使用。そういう先生が現場にいる事を役所も知るべき。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 また、当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、ご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
446	一般	P4の対策ですが、いじめを受けた子に寄り添うことは当たり前の事。それよりも問題なのは、いじめをしている子の心理的ケアが必要だと思います。人を根本的に信頼できないから、人を傷つける行為している事がわからない。そこが根本的にケアされないまま、いじめている子が大人になり、子どもの愛し方がわからないまま、愛着形成ができない子育てをして、またいじめを生みかねません。いじめを受けている子の問題ではなく、いじめている子の問題です。いじめている子の方が心を病んでいる可能性があります。その子達をそのままにしていれば、本当のいじめ根絶にはならないと思います。対処療法ではなく、もっともっと深いところに問題があります。いじめている子の心にも寄り添う必要があると思います。早いうちにいじめている子、いじめを受けている子を救うことが大切だと思います。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
447	一般	いじめを受けている子の心理カウンセリング。メンタルケア。いじめをしている子の発達検査。精神鑑定。心理的カウンセリング。いじめをしてから親（両親または母親）の発達検査。精神鑑定。心理的カウンセリング。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
448	小学生	何名かの特定の子どもが、乱暴な言葉遣い、悪質な嫌がらせをしています。その保護者は重く受け止めていないようで、誰かが嫌な思いをしているということが継続してしまっているようです。 やられる側は相談しても、やる側は相談しないので、結局何度も繰り返されてしまいます。 悪い事をする子は、だいたい何名かの同じ子なので、何度も繰り返し嫌がらせ等をする子がいる場合は、やる側の保護者と子どもがカウンセリングや何らかの指導を受けて欲しいです。「死ね」とかも言う子がいるようなので、本当にやめて欲しいです。「いじめをするこの方が強くてカッコいい」というような認識を持たせないことが大事だと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

449	小学生	子供からいじめられていると相談されたので小学校に相談したところ、相手の子供が嘘つきで、息子に濡れ衣を着せられました。うちの子供のいじめは確認できませんでしたが双方の意見も食い違う点があったのでとにかくお互いが関わりを持たないという方向で取り決めをしました。その直後か相手親からの嫌がらせを始めました。放課後子供の友達を捕まえたり、子供の塾の前で待ち伏せをし、子供の友人に「いじめをしている子だし嘘つきだ」などと吹聴行為をする。不特定多数の他保護者にLINEや口頭などでも吹聴行為をする。私達夫婦に、謝罪を要求し、家に行くと脅す。子どもを追いかける（親が目の前にいて止めたので襲われませんでした）学校側からも、迷惑行為をやめてほしいと言ったところ、「やめません」の一点張り。学校からのアドバイスで警察に相談したところ現行犯ではないので逮捕できず。弁護士にも相談しました。児童相談所や各所にも沢山相談しました。しかし警察の方の言う、1番タチの悪い犯罪者と常識人の間の迷惑クレーマーというものへの対処策は見つかりませんでした。このような場合の対処法や取り決め等一度話し合っていたきたいと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。引き続き、ご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
450	一般	P3未然防止について 我が子がいじめを受けており苦痛だと訴えている。内容は、何かに気が入らないことがあったとき我が子に聞こえるように周囲に悪口を言う、また「友達を辞める」とわざわざLINEを送ってくる。友達を辞めたはずなのに何かあるたびにLINEを送ってきては同じ内容を繰り返す。嫌なら離れば良いのになぜそこまで執拗なのか、なぜ執着しているのか考えたときに、相手自身が何か問題を抱えているのではないかと思うようになった。己の問題から逃れるための術として取ってつけたような理屈で他人に難癖をつけ、自己を正当化して嫌がらせをして優越感、満足感を得て己の問題から目を背けている気がする。これは本人が己に問題があることに気づき、向き合えないと解決できない。「イジメはいけない」の以前に、己の心の問題を他人への嫌がらせによって掻き消すのは間違っているということ、心の弱さについて教育して欲しい。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
451	小学生	保護者、地域、市民、社会からの様々な要請への対応で、教員が疲弊し、細やかな施策を立案したところで、形骸化することが心配です。ついては、3章冒頭に「学校は、学校内でのいじめのみに対応する」と記載すべきです。学校内と限定することにより、学校内は行政、学校外は保護者等に責任があることが明確となり、その後、重大事態が発生した場合も、円滑かつ、当事者が納得感を持って対処できます。	参考	学校外で起きるいじめについては、関係者との連携が重要と考えており、第1章 市民、事業者、関係機関等の役割として、「それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する」ことを明記しました。いただいた意見は、関係部局とも共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。
452	小学生	保護者、地域、市民、社会からの様々な要請への対応で、教員が疲弊し、細やかな施策を立案したところで、形骸化することが心配です。さらに、教員は、様々な要請に応えようとする過程で、PTAや一部の児童保護者を擁護し、いじめを見過ごしています。そこで、横浜市は、学校や教員、行政のみでは対応に限界があることを保護者や地域社会に訴え、理解を得るとともに、行政とそれ以外の役割と責任を明確にしたモデルケースを示してください。ついては、2章3(4)イを以下のように変更してください。前 保護者、地域、関係機関との連携を図りつつ 後 保護者、地域、関係機関と適切に役割分担を図りつつ、 前 システム導入等を通じて 後 システム導入等や指導体制への保護者等への理解を促進し、	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

453	小学生	警察介入が必要な事例については、その旨を指導するというのは良いと思うが、いじめる側いじめられる側の両方について、必要に応じて精神科受診や心理的・発達的な側面の評価をすべきという指導も家庭に向けて実施してほしい。不適切な養育や、メンタルヘルスの問題、発達障害や軽度の知的障害など、背景が十分にケアされていない事例が多いように感じる。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
454	小学生	子供が悩んでいることを学校は、いじめている生徒が認めない場合は、「判断できない、見守る」と言い何もしてくれません。学校としていじめ事案と認定して関係者にはその旨共有したにも関わらず、保護者会を開くと「いじめ」がクラスであると何度質問しても絶対に名言しない。挙句の果てに校長が保護者の前で、生徒にも「あなたたちは何も悪くないと伝えた」と。いじめている子がカウンセリングを受けて更生すべきです。いじめられている子が学校に来れなくなり、クラスを2つに分けても来られず、クラスが分かれたのが嫌な子が、犯人だ！と、クラスが分かれた理由と関係ない子に新たないじめを始める負のループです。分ける事が我が子のためにもなる、と何度もおっしゃった結果、嫌な思いをさせられている子とはクラスが一緒。体操服を勝手に机に撒き散らかされても、追及されることもありません。いじめられる方が逃げなければいけず、教育を正當に受けられなくなる理不尽です。他のクラス、学年でも多発しているのはいじめをする子に止めさせないからです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
455	一般	いじめにあうと、発熱や体調不良が出てしまい。学校行かれないと、横浜市は、市議会で、給食無料は、通らないエリアであると？いじめにあった子は、学校休んでしまうと学校で栄養を考えて朝から作ってくれて子どもが学校行く楽しみにしてくれている給食食べれる権利も？学校で、いじめられ体調悪くなり、給食費だけ払うじゃ、横浜市と学校は、残念な対応だ。親が学校に納めた給食費も学校休んだ日は、いじめにより発熱や体調不良の場合には、親が昼をさらに用意しましたから学校が親や生徒から聞き取りをし、体調崩して学校に行かれない日の給食代の返還を学校または、横浜市にお願いしたいです。学校のいじめでは、ランドセルを後ろから押され、クラスの子に息を吹きかけられてから発熱して検査行くと溶連菌をうつされ、泣きながら検査し、抗生剤が臭く、苦く飲むのも大変でした。掃除の時間に後ろからほうきしてない場所を掃除しろといじめをする子がいて？汚いといじめられ泣かされハウスダストアレルギーでゴミ取らない所を掃除させれ咳がひどく出て学校休んだりしたが咳止め不足困る	参考	14日以上連続して欠席等で給食を喫食しない場合には、給食費の減額制度があります。休みが長期にわたる可能性がある場合は、あらかじめお通いの学校へ学校給食費減額連絡票をご提出いただいております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

456	一般	いじめをされた時に子供が親に伝えてくれた時。学校は調査しますかと副校長が親に言うだけで？いじめを受けた方が事例でスクールゾーンに 不衛生な犬のうんこを落とす方が前からいると？友達が入学しまだいない時に三日に及び犬のうんこ 拾えと言われ熱が出て体調不良になり保健室に逃げ込んでも？いじめと体調不良は、関係ないと思う先生がいますが、体調崩し休む生徒に対しいじめをやった子がいじめをしてないとか？嘘を言う子の先生の報告と？さらにいじめられた子と親までうんこを拾ってと 学校から言われ胃腸炎検査が子も親も出来ない地域に 犬が飼えない住宅の親がいじめられた子供の 体調不良の診察行き、スクールゾーン駐車場前に 糞害され？親が連絡し掃除して頂いたりを一人でお願いするは、春から辛かったです。 神奈川いじめsosダイヤルや人権ダイヤルの方は 学校に言っても詳しい調査や改善しにくい時に 親も困る時もあり、文科省学校担当者でない方が 校長や担任がいじめについて報告した案件しか 対応をしないと電話切られ？子供家庭庁のいじめや不適切調査を幼稚園や学校も半年に一回実施して下さい	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
457	一般	いじめを受けると体調崩し熱を出したり あり。ランドセルを後ろから押され 怪我をしそうになり、いじめをした子から 息を吹きかけられ？いじめられた方が急に 発熱でて、病院に熱が急に出て 体調に出る理由が特定出来ないと検査し 服薬し学校行けない時あり困った。入学前説明会の健診で異常なしと 言われたが夜熱が出て 保育園の方で溶連菌が 流行っていると保育園担当医は、 大人が溶連菌ならないから知らない と 親は、最初すぐに検査出来ず。入学してから 子供や親も溶連菌は、 抗生剤に アレルギーや薬疹出て大変で。何回も感染症がうつされ、細菌感染症は、合併症がありますから？いじめにより熱が出たりや感染症もうつされても？いじめられるといけないから学校から 感染症になった事を親も子が黙って下さいと 学校側がいうと不適切指導な 感じる？学校にいじめを された報告が連絡帳記入を 控えては？感染症対策の検査と いじめられた時に病院が市に報告するような？ 医療がいじめをみのがさないよう改善下さい。 学校医は日本の医師に限定し。 横浜市は医師会や厚生労働省に依頼と いじめられ発熱検査や怪我を 見てくれる人に改善を	参考	いただいたご意見を参考にしながら、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学校保健の推進に取り組んでまいります。
458	一般	娘がいじめに遭いました。 その際、学校側は真摯に受け止めてできる限りの対応をしてくれました。学校だけで対応するのは限界だと思ったため、教育委員会にも相談しましたが具体的なことは何も提言してくれず学校に任せるとそればかり。ここまで立派な規約があるにも関わらず、何もしてくれなかった教育委員会には正直幻滅しています。学校のSOSも保護者からのSOSにも、真摯に受け止めて早期対応してくれることが何よりのいじめ防止の具体的な取組じゃないかと思います。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

459	小学生	項目のどこに該当するかわかりませんが、現行の対応について大いに問題があると思うので回答します。現に我が子の通う小学校においていじめ（と書きますが性犯罪です）が起きています。学校長含め学校が加害児童とその家庭への対応を懸命に続けていますが加害児童の保護者の協力と理解が得られず、学校は学校としてできることが限られているため、加害児童と被害児童、その周りの児童（も実質被害者です。）を取り巻く環境は変わっていません。やむなく被害児童とその保護者が警察に被害届を提出しました。加害児童の家庭へ警察指導は入るとのことですが、学校側が加害児童に登校拒否を求めたり環境調整クラスへの異動の措置を強制的に取ることができないため、加害児童の保護者の協力が前提としてある事が壁になり何も事態が変わっていません。被害を受けて学校や警察という公的機関に子どもが助けを訴えているのに守られないという状況を何とかしてほしいです。被害を訴えているのに、加害児童の権利だけを尊重することで被害児童の権利は守られず、不安な気持ちを抱えながら毎日加害児童と同じ部屋でクラスメイトとして過ごすことは異常だとは思いませんか？	参考	性加害を伴ういじめは非常に重要な問題と捉えており、学校、教育委員会のみならず、保護者や、福祉部局、警察も含めた連携した対応が不可欠と捉えています。いただいた意見を参考にいただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
460	小学生	加害児童への適切で速やかな対応に実行力を持たせることが、本当の「いじめ防止」や再発防止だと思います。口や文章では何でも言えます。実行力がない方針はただのパフォーマンスにしか感じません。加害児童とその保護者の権利を守ることが大切なのはわかります。ただ、いじめは当該児童同士だけでなく周りにいる児童にも影響を及ぼすことであることを理解してください。被害児童を守ることは周りの児童も守ることに繋がります。学校と社会がどう対応して守ってくれるのか、子ども達は見ています。そしてその経験を踏まえて大人になります。適切な調査をできる対応を尽くした学校長が学校運営法のもと「出席停止命令」を実行できる様にすべきです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対応を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
461	一般	・PDCAサイクルの改定時に「児童生徒の意見を取り入れる」とあるが、具体的な手法が明記されていない。 ・月1回の定例会議に加え臨時会議も想定されているため教員の負担増が懸念される。具体的な業務分担や外部機関との協力体制はどうするのか。 ・SNS、ネットいじめに関する具体的な対策（監視体制、通報窓口、SNS企業との連携など）が明記されていない。 ・いじめは絶対に許されないとあるが、何が「いじめ」に該当するのかの基準が明確でない。定義のあいまいさ。グレーゾーンの事例についても対策方針を示してほしい。 ・学校主導の調査に依存しすぎ。学校が主体となって調査を行うため対応が内部で完結しがち。第三者機関の定期的監査導入を積極的に行ってほしい。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
462	小学生	重大事態の定義（1）アの心身又は財産に重大な被害がある、とあるが被害における重大性は子どもと大人で基準が異なると思うのでそこを加味して重大か否かの判断をしてほしい。大人にとっては些細なこと、個人的に考え方を变えることで解決するようなことも、子どもには難しかったりできなかったりする。子どもの社会に於ける事案なので、大人の物差しで重大か否かを判断することがないようにしてほしい。（9）調査結果を踏まえた対応について。いじめの加害児童の環境調整クラスへの移動等の具体的対応は、現場となった学校にある程度実行力を持たせてほしい。「加害児童保護者に協力を依頼」とあるが、協力が得られなかった場合はどうするのか？協力が得られない事を理由に児童の環境が変わらないのであればそれは「対応している」にあたらないと思うし、結果として再発防止にならない。	参考	重大事態の調査については、法に則って、速やかに実施する必要がありますが、実際の調査に当たっては、第三者の意見を交えながら、中立性・公平性を担保していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

463	小学生	そもそも防止にばかり焦点が当たっていて、実際に起きた場合に対しての情報が薄い印象。実際に起きたことにどの様に対応するか、したか、適切に被害児童の教育環境を守ることができるかが真のいじめ再発予防なのでは？子どもの通っている学校で実際に起きていますが、学校と先生は頑張って対応してくれています。子どもたちも保護者も声をあげていますが結局現行の法上の「学校ができるのはここまで」に妨げられて子どもたちを取り巻く環境は変わっておらず、学びの機会や健全な学校生活を送る機会を奪われています。加害児童の保護者への協力、ではなく措置へのある程度の強制力は必要ではないでしょうか。いじめは加害児童、被害児童だけの問題ではなく、周りにいる児童にも広く影響を及ぼすことを認識してほしい。いじめは犯罪の言い換えに過ぎないと思っています。加害児童の将来を思うのであれば、必要な措置を速やかに行なって、今後大人になった時に犯罪として裁かれる行いをしないよう未成年のうちに保護者を含めて指導を行うべきです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
464	一般	再発防止の取り組み、ポイントは無いのでしょうか？子どもや保護者が謝罪をして終わりではない。いじめをした児童が、本当に悪いことをしたと認識させることが最も大事だと思う。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
465	一般	被害を受けた児童生徒、ならびに保護者へ対しての情報共有は一切ないです。それはなぜですか？また、被害者への謝罪や今後の対策・対応についての報告もありません。やらないことを書いてあるこの規約に何の意味があるんですか？やれるのにやらない教育委員会は一体何をしているんですか？「いじめ」は、何もしない大人たちによって起きている問題です。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
466	小学生	小学生の娘を持つ保護者です。娘は同級生の男の子から「いじめ」に遭いました。カテゴリーでいうと性被害です。加害児童は、いわゆる問題児で加害児童の保護者も問題がある方で学校も対応にとても困っている状況が続いていました。その中で、娘が被害に遭い学校にも通えない期間が続き今も尚苦しんでいます。学校だけでは対応するのが難しいと判断し、何度も教育委員会に相談して早期対応を求めました。回答は「学校に任せられています」と、何も解決せず傷をえぐられて終わりました。娘は、「助けを求めた大人たちから見放された」、「大人からいじめられた」ととてもショックを受けてしまいました。「いじめ防止の具体的な取組」、それは大人が迅速にしっかりと向き合い早期に対応をすることだと思います。もっと早く対応してくれていたなら、娘は苦しむことなく楽しく学校に通えていたはずで。 「いじめ」は、児童や生徒同士の問題だけでなく周りの大人たちが対応しないことで起こるんだと今回の件で実感しました。	参考	性加害を伴ういじめは非常に重要な問題と捉えており、学校、教育委員会のみならず、保護者や、福祉部局、警察も含めた連携した対処が不可欠と捉えています。いただいた意見を参考にいただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

467	一般	加害に関する部分では「家庭での親子の関わり」も大きいと思うのですが、我が子が小学一年生になってとても驚いた事があります。それは、小学校に上がった途端「保護者が公園に着いて来ず、子供が1人で行き帰る家庭」の多い事です。区によっては住宅地に「いつものおばさんやおじいさん」が多く、誰か見てくれるという謎の平和ボケが蔓延しています。誘拐や事件・事故が少ないから大丈夫と過信して、我が子が友達とどんな危険な遊びをしているか把握していない親御さんが多いです。私は必ず公園に着いていくので、誰かを除け者にしていたり、ボールを投げ付けていたりすれば注意しますが、どの公園に行っても親が本当にいないのです。先進国でこんな国他にありますか？ 親の正常性バイアス、それどころじゃない、その時はその時という感覚、下の子は上の子と行けばいいといった放任主義が信じられません。意識が低すぎるのです。子供はそう言った「親や先生が見ていない」所では通常より調子に乗ったりイキったりします。叱られなければエスカレートします。低学年から親がよく見る必要がありますし、外での放任はネグレクトとすべきです。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。引き続き、ご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
468	一般	リアルなコミュニケーションをする場が少ない。放課後の校庭開放など、児童が集まれる場の提供がもっとあるといいと思う。また、スマホの年齢別の利用制限などを推進するべきであると思う。	参考	学校では、平日夜間や土日祝日に学校施設を利用することができる学校開放という事業がありますので、ご検討ください。いただいたご意見は、関係部局とも共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。
469	小学生	教員が状況を煽ったり、自身に都合が良いような報告をすることで、実際とは違う状況が事実として周知される。他の教員や管理者に相談しても「気のせい」「お互いの思いがすれ違っただけ」などと言われ、結果ますます追いつめられる。教員の人員確保が大変だと言われているが、質を管理できないと、きちんとしている教員にばかりしわ寄せが行く。子どもの成長発達のためにも、人員確保よりもまずは質の担保をして欲しい。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進について、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
470	小学生	息子がいじめの加害者となっていました。それも学校からの連絡はなく、こちら側の話は一切聞かずに対象とされてしまいました。外部からの話で初めて知りました。相手が嫌と思ったらすぐいじめとなる。その前の過程を聞き取りせずに抗議したらいじめ認定は、おかしいのではないかと。子供は傷ついています。きちんと手順を決めるべき。謝罪はないままです。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
471	中学生	○いじめが発生した後・調査の徹底（精神的に追い込まれた被害者が、すべてを話せない状態もある）調査終えるまでは、加害者を別室登校にするなど隔離すること。調査後ではすでに遅い。・加害児親への指導を行う（小さな事案でも電話のみで終わらせない、面談にて）親の認識と家庭での指導は重要。・いじめは加害者こそが精神的に問題がある。（自身のストレス発散の為、他者へのいじめ行動をとる）加害者へスクールカウンセリング・児童相談所でのカウンセリングを受診させる。親への指導、認識改善や子供への教育関わり方も含め。加害児への対策が著しく不十分。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

472	中学生	○被害者へのサポートについて 精神疾患での病院への受診の際、または今後必要になる場合を鑑み、学校内でのいじめ事案にて疾病の際は、日本スポーツ振興センター保険の対象になる可能性の説明を必ず行う。（精神症状は被害直後ではなく後にでる場合もある。卒業後の受診も含む、受診より2年で時効等） スポーツ振興センター保険の対象になるかどうかは、学校や教育委員会が判断するものではない。あくまで可能性がある旨は被害者側に伝えるべき。 スポーツ振興センター保険の補償内容は入学時の案内書面に『怪我その他』とあるが不十分。 スポーツによる怪我のみ対象と誤解を与える明示になっている。『犯罪やいじめにおける精神疾患も対象である』と具体的に明示する。 被害者への重要なサポートに関わらず、保護者と教員の両方へ承知徹底がされておらず、活用されず見落とされている。	参考	日本スポーツ振興センター災害共済給制度について、保護者等に丁寧な案内ができるよう、いただいたご意見を参考に、引き続き取り組んでまいります。
473	中学生	世の中に犯罪がなくならないように、いじめは絶対になくなりません。被害者が不登校や転校を余儀なくされる事、一生に渡り精神的肉体的な影響が多々ある事。被害者がそうならない為、または被害者がそうなった場合、それ同等それ以上の制裁は当然です。犯罪に制裁があるように、ペナルティがなければいじめは減りません。ペナルティを受ける事が後々加害児の更生に促され、本人のプラスにもなると考えます。『いじめは決して許される行為ではありません』とあるが、実際許している状態である事がいじめが減らない要因です。○加害児にペナルティを科すこと・いじめ特別講座へ強制受講させる（加害児への指導カリキュラム、および加害者心理の治療含む）・内申点への反映・高校への学校長推薦不可・部活内の場合、試合大会や発表会への出場不可・学年途中でも加害児をクラス替えさせる、または別室登校、出席停止。（手遅れになる前に躊躇なく実行。具体案を提示した上で被害者の意向を仰ぐ。調査期間また処分が決まるまで、加害児を別室登校など隔離させる）	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
474	中学生	○いじめを発生させない為・いじめ加害者には、前項目で記述の『加害児へのペナルティ』がある事を、事前に具体的に提示。（入学時及びいじめ防止授業内などで書面にて提示、生徒手帳含む書面に明記）・何がイジメか具体的に提示（悪口・無視・からかい、不快な態度・SNS拡散・SNS強要・身体的暴力・精神的暴力）イジメだと思っていたが、こんな大事になると思わなかった、が加害者側の認識。いじめの認識がなくても、ペナルティの該当事項に含まれれば当然処分があることを事前に明示する。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
475	一般	P1の「1 いじめの定義」について、一方的な被害／加害の関係にない場合は、「友達同士のいざこざ」として扱われ、「いじめ」として扱われない場合がある。ある児童生徒が被害者でもあるが加害者でもある場合であっても、被害事案がいじめの定義に該当する場合は「いじめ」として取り扱うよう明記すべきである。「友達同士のいざこざ」として取り扱っている限り、過去の痛ましい事件が繰り返されるのではないかと感じる。	参考	いじめは被害者と加害者が入れ替わりながら、繰り返されることがあるという特徴を踏まえた対策が重要であると捉えており、そのような場合も含め、いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

476	一般	P14)に【重大事態に当たるとされた事例】の記述があるが、これらの極めて重大な事案の場合にのみ「重大事態」として扱うかのような「目安」として読んで取れる。重大事態の定義は「ア」、「イ」として定義されているので本記述は削除するか、重大事態の「目安」として受け取られない記述にすべきである。また、これらの極めて重大な事案のみしか「重大事態」として扱ってこなかったことの表れではないかと疑問を感じている。 「令和5年度「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況調査結果」のP9の「長期欠席の状況」には、「いじめ被害の情報や相談があった」事案が437件と記載がある。一方、P4には重大事態の発生件数は2件と記載されており、「横浜市いじめ防止基本方針」の記述と実際の運用は明らかに異なっている。「疑い」の段階で重大事態としているのであれば、もっと件数は多いはずである。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/bunya16000.files/0146_20241108.pdf	参考	重大事態の調査については、法やガイドラインに則って対応してまいりますが、不登校の早期の段階で、その原因や児童生徒の意向に配慮して、支援を行うことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
477	一般	「はじめに」について 現行版の改定時に募集した市民意見のNo.175を受けて、「はじめに」に過去の事件の経緯や反省を記述することで今後の戒めにするつもりとしていたはずである。しかし、今回の改定素案では現行版に記述していた事件のことは削除され、昨年3月に公表したいじめ重大事態のこのみを反省するような記述になっている。改定する度に過去の痛ましい事態を帳消しにしているように感じる。二度と同じことを繰り返さないように、過去の痛ましい事件の記述は今後も残すべきである。	反映	ご意見を踏まえ、原案において表現を見直します。
478	一般	P1の「1 いじめの定義」について、被害者と加害者らの関係者への聞き取りをしてから「いじめ」であるかを判断するのではなく、被害児童生徒あるいはその保護者からの訴えがある場合には、「いじめ」として取り扱うことを明記すべき。実態は、記述されている「いじめの定義」とは異なり、学校が「いじめ」として扱うことを躊躇している実態がある。記述どおりの運用ができないのであれば、本書の記述を運用に合わせる必要がある。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
479	小学生	いじめ防止アンケートは記名式と無記名式を選べるようにして、記名によりいじめを訴えた生徒については本人に事実確認を行い、必要によっては加害生徒に指導を行なっていただけると良いと思います。また、記名によりいじめを訴えた生徒の保護者にもその旨を伝えてほしいです。保護者と生徒、教師の3者によりいじめ防止の取り組みを行えるようになってほしいです。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
480	小学生	いじめの具体的な境界線がわからず、少しのからかいや、事実を言うだけ（あなた嫌われてるよなど）ならいじめではないだろう、と考えている生徒が多いと思います。いじめの具体的な例を生徒に示して考えさせることが重要だと思います。また、いじめの具体例は保護者にも示してほしいです。どの程度から学校に相談すべきなのか現在わからない状態で困っています。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

481	小学生	娘がいじめられていました。担任の先生に相談すると、すぐに学年全体から話を聞き取って全容を把握してくださいました。加害児童が多数いたため、学年全体での取り組みが必要となりました。いじめ防止のための学年集会を開き、その後もクラスでよく話し合い、児童にいじめについての意識を持たせることができ、広範囲のいじめは収まりました。少数の児童からの暴言等はまだ時折ありますが、楽しく登校できるようになりました。先生方の、早く、広く、深い取り組みに、深く感謝しています。先生や保護者から何度注意されても加害をやめられない児童がいることが気がかりです。彼らに届く取り組みについては、加害欲求を抑える心理的な働きかけが必要なのかと感じています。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
482	一般	小学生、中学校、一年間同じクラスメート、先生と毎日顔を合わせないといけない。クラスの自由化（いじめが起こったら一年間我慢しなくていいように、申請したら、クラスを変えられる様にして欲しい）ただ、一人クラスが変わると目立つから、半年ごとに、クラス替えを行うと、親密になりすぎず（大人でも人と親密になるとトラブルが起こるため）が良いんじゃないかと思う。毎日同じ人と接するのはストレスになる。問題のある子どもは分からない様に、先生と個別のカウンセラー対応させて欲しい。こういう行動が友達は嫌がるとか教えてあげて欲しい。いじめする側は、いじめ体質を改善させることが大事だと思う。とりあえず、クラスの自由化（いじめ起こったらクラス替え）がいい。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
483	一般	現状、学校はいじめが起きてからしか対応出来ないと思っています。いくら生徒に説明しても痛くもかゆくもないと考えているのでは、と思います。なので、リスクを伴うと言うのはどうでしょうか？いじめを受けた生徒の話を学校以外の大人が聞き、事実を確認し、いじめた生徒の内申書に記載や、内申点を下げたりする。いつも学校教師は加害生徒を守り過ぎていると感じています。被害を受けた子供の心は守ってくれないのに。いくら勉強が出来ても、それだけではいけないと理解させる必要もあるのではないのでしょうか。被害が起きてからではなく、起きる前に思いとどまらせられる抑止力になるのではないかと思います。教師が、いじめだと思わなかった、ふざけてるだけだと思っていた。などと言い訳してますが、被害を受けた生徒が教師が向き合ってくれないと感じたら、同じように学校以外の識者を通じ、教育委員会に連絡し、学校長が頭を下げるぐらいしないと隠蔽は無くならないし、意識を高く持たないと思います。被害生徒が大人に言ってよかったと安心させるには今まで以上の事をする必要があると思います。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
484	一般	今現状私の娘は4年生ですが、1年生の時同級生男児から首を絞められるという許しがたい行為をされてから不登校です。その男児は他の生徒さんにも同様の事をしているにも関わらず学校側は何も対策してくれません。とても不信感を抱いています。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
485	一般	いじめをしている側の親御さんを含めた根本的な解決を軸にした話し合い	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

486	一般	>>なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体 又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。 の文言が消え、本文中にも「暴行」「障害」の文言が見当たらないのが気になります。「いじめ」という学校の中だけで通用する表現ではなく、「暴行罪」「傷害罪」という刑罰の対象になる行為が多分に含まれているということを強く訴えるべきであると感じます。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
487	一般	みんな違ってそれでいい、という多様性の受容や理解を定着させることが大切。 子どもだけではなく、大人でもこの考え方がまだまだ浸透していない。 世の中全体にこの考え方を浸透させる対策が必要。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
488	一般	いじめの定義について 知らない子が多い それは、知らず知らずに平気で人に嫌なことをしている、嫌なことをされても我慢する、恥ずかしい、知られたくない、と間違った認識を持っている子が多いのではないのでしょうか そもそも「いじめ」という言葉は不適切でいじめ側は強い立場だと勘違いし、いじめられ側は弱い立場だと認識してしまうと考えます またいわゆる「いじめ」が多様化していることから、単語としても、細分化し理解していくことが必要と考えます「いじめ」を「迷惑行為」と定義し、 暴言、嫌がらせ等(特定の相手でなくても無差別にすることも含む) 社会ではハラスメント、コンプライアンス違反等にあてはまるところです 上記以外を未成年の窃盗、暴力、恐喝、傷害、性被害、詐欺等に区別し、認識すべきです	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
489	一般	いじめの認知件数が増加傾向ということについて いじめ発生について、情報共有が全くないので 市として実際どんな事が起きているかニュースでしか知ることができない いじめの内容をある程度種類別に分析し公表した方がよいとおもいます（こどもたちにはタブレットでeラーニングを実施するなど）	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
490	一般	ポイント1について 以下大きく3つの時期に分けこどもの視点を考える ①低学年は学校生活に慣れるまで、体力的に疲弊する時期でもあり、学校での集団生活、習い事を始めるなど環境の変化がある ②中学年以降は体と心の成長が著しい時期、体格差、運動能力、ゲーム、ネット使用などでの寝不足、朝食がとれていない等でイライラは親への反抗期が始まる ③高学年以降は進路、受験等で勉強時間が増え、親から成績のプレッシャーや緊張、塾通いの寝不足、放課後の遊ぶ場所の不足(公園ボール禁止等)ゲーム、ネット使用時間が増加する 時期に合わせて生活習慣とメンタルヘルスのアンケートを実施し、結果からいじめ行為に結び付く要因を調査、いじめ側の因子が高い場合個別に面談等でいじめ未然防止、いじめが具体的にどのような行為かを認知してもらうクイズ形式のプリントやディベート授業で、いじめにつながりやすい場合の行動や考え方についての教育の実施を提案します (例えば、休み時間に折り紙で遊ぶ時、グループの中に一人上手にできない子がいたらどうするか、「死ね」という言葉はどんな時に使うのか、ゲームやネットではよいのか等)	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身が「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

491	一般	ポイント2について 保護者の子どもへの接し方、家庭環境の改善を提案します 理由として、私個人の実体験として、いじめる側は保護者からの虐待(とくに精神的教育的)、脅し、圧力、無関心、等を受けている子が多く、日常的にストレスをかかえ、養われている立場で自分の気持ちを我慢し、感情コントロールが上手くできないことからいじめ行為につながっていると考えます 内容は保護者が子どもに対する言葉遣いや精神的な圧力(運動神経や学力を人と比べる、授業参観や運動会の成果を期待する等)成績のプレッシャーとご褒美(テスト何点をとったらゲームを買う等)進路を親が決める、希望しない受験、本人の希望しない塾や習い事をつめこみ、自由時間、休息时间、睡眠時間が不足し、こども自身が負の感情を外に発散することにつながっていると考えます 保護者の教育、母子手帳配布時や学校の授業参観で「こどもの権利」の周知や子と一緒に学ぶ授業、こどもの心を豊かにする声のかけ方、思春期のこどもの接し方のヒント等をすぐるやプリントで知る機会を設けるというのを提案します 最終的に傷つく側された側の子が追い込まれて自死することの必要のない社会になるこ	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
492	一般	P6のいじめ未然防止 横浜市教育委員会をあげて「包括的性教育」を小学校低学年から発達段階に応じて積み重ねの学びを保障してください。包括的性教育は人権教育です。生殖や体のことだけを教えるのではなく、人との関係、対話や境界線、同意、ジェンダーなど様々な事を含みます。いじめは、だめ!絶対!とか、見守りとか支援とか、そんなことだけじゃありません。むしろ、だめ!絶対と言えば言うほど、相談できずに子どもを追い込むことになります。小学校の早いうちから、ぜひ、包括的性教育をプログラムベースで展開していただく事を願います。	参考	あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。
493	一般	教育に関わるすべて の の大人もまた、包括的性教育について学んで欲しいです。SOSの出したかた教育、命の安全教育(横浜市は各学校任せでまだ始まってない学校がほとんどですが)を子どもに伝える前に、受け手の大人も学ぶ必要があります。おとなは性教育を受けてきていません。ですので、大人も学ばなければなりません。教育委員会の皆さんが、だめ!ぜったい!いじめ予防!と言う視点ではいじめは減りません。教育委員会をあげて、すべての子どもたちが、包括的性教育(人権教育)を受ける事を保障してください。よろしくお願いします。	参考	あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。
494	一般	「いじめ」という言葉の使用を無くしてほしい。「いじめ」という言葉の軽さが、行為の悪質さ自体も軽く取られる要因となってしまうと思います。傷害、暴行、脅迫、恐喝、これらのような強い言葉を使用し、加害者は犯罪者であるという意識を植え付けることが、いわゆるいじめを根絶するきっかけになると思います。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
495	小学生	日本では、いじめられた側がメンタルケアを受ける事が多く、いじめられた側のメンタルケアはあまり重要視されていないと感じています。大学で児童の発達心理を学んでいる者として、いじめる側に家庭内での問題や気質の問題を抱えている事が多く、まずは、いじめる側の将来を案じるのなら、まずはいじめる理由をしっかりと説明し、適切な対応をしないといけないと強く感じています。特に、学校教育内で起きたいじめについては、学校側が進んで隠蔽に走り、根本的な問題に向き合っていないように思います。この問題を抱えたま社会に出た子ども達の身には一体どういった事が起こりうるのか。いじり行動は、いじめる側の見えないSOSでもあります。いじめられて良い理由なんてこの世に存在しないのですし、いじめられる側はいじめる側のサンドバッグになっている事が多いと思います。どうか、いじめで悲しむ子どもが減りますように。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

496	中学生	私の子供は小学校4年生からいじめで不登校になり、いま中学2年です。人との関わりも怖くなってしまいました。いじめを受けた生徒が、教室に行けず別室登校になる事があると思います。ですが、いじめをした方の生徒が教室にいないければ、教室に行ける場合もあると思います。子供とそういう話をしました。そういった場合にいじめをした生徒がはっきりしているのであれば、その生徒を別室登校にするべきではないでしょうか。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
497	小学生	いじめられた子供が不登校になりがちだが、いじめた側に指導がいくようにしてほしい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
498	一般	いじめには、早期発見・早期対応が重要と思われます。児童が主体者として、いじめの被害者・加害者になりあるという事を明記した事はとても良いと考えます。しかし、児童がSOSを発したとしても、それを受け止め側の教職員が疲弊していたり数が少なかったりすれば、早期対応は難しいです。教職員は皆様、大変努力しています。教職員の数を増やす、教職業務以外は免許を持たない職員に仕事を割り振る、有償ボランティアを増やすなど、子供に対する予算を横浜市独自で増やしても良いと考えます。	参考	教育委員会事務局では、教職員の負担軽減を図ることで、教職員が本来業務である授業準備や児童生徒支援に専念できるよう、チーム力の強化・外部人材の配置、校務DXの推進、業務の適正化・精選・アウトソースなど、様々な取組を総合的に推進しています。今度も、働き方の改善を促すとともに、必要な支援をしてまいります。
499	一般	一人一人を尊重し理解し合う事がいじめ防止になるという考え方があると思いますが、大人の世界でも、理解し合う事ができていなくて問題になる事が多々あると思っています。その為、こう言った話しに関心のない、自覚のない大人（親や周りの人たち）に対して目を向けさせ、真剣に考えさせる場が必要だと思います。例えば、卒園前、入学前などに親御さんに対して面談を行いいじめに対する話をする事、且つそれに対する正しい認識を持ってもらう機会を作る事がいいと思います。私自身も小学校に入学させる事でいっぱいいっばいで、そういっことを考えらる機会がなかったも思ってます。	参考	学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、児童生徒自身の意思を尊重しながら、連携して対処することを、保護者の役割として記載しています。（P5） いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
500	一般	被害者側のケアはもちろんですが、加害者側もいじめが発覚した時点での即時隔離と改善プログラムを組み入れて頂きたいと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

501	一般	多様ないじめに対し加害者を厳しく罰し指導する姿勢が必要。被害者が学校や教室へ行けなくなるのではなく、加害者への指導中心にすべきだと思う。被害者にも原因があるかもしれないが、それをいじめの手段で攻撃したら加害者の方が悪い。教員に相談するなり話し合う方法を普段からルールを作るなり時間を作って教員が伝えていくことが大事。「先生のクラスでいじめは絶対許さない」と担任も、そして学年として学年の先生達が宣言し本気で臨む姿勢を見せて欲しい。「加害者になった場合は内申に書かれる」ことにすれば、実はほぼなくなると思う。実際書くかは別にして、中学での活動欄の記入内容に書かれる可能性があることにしたら良いと思う。今や中学も高校も大学も、口コミで「いじめのなさ」は高ポイント。学校も「うちの学校では絶対許しません」という強い意思表示は絶対評価が高い。いじめは全体的に加害者が学校に守られ教育委員会が隠ぺいする印象を社会に持たれている。少なくとも恐喝等の犯罪や、被害者の心身をひどく傷つけるいじめには厳しく対応しないと学校も教育委員会も信用が地に落ちる。「いじめ防止基本方針」は実際に役立つものにして欲しい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
502	一般	P4に児童生徒として（２）、同じく学校として（３）のいじめを「しない」「させない」「見逃さない」意識を育てるとあります。重要だとは思いますが、当事者ではない第三者の役割が不明確だと感じます。いじめを受けている児童生徒を孤立させないために、第三者である児童生徒がいじめを受けている児童生徒に寄り添うなど、いじめはクラス全体での問題であるという意識や風土を作るといった文言を入れて欲しいです。なぜなら、全ての児童・生徒がいじめを認め自分の態度を変えようとは限りません。先生の指導を受けて表面的には指導を受け入れつつも何も変わらない状況は児童生徒にとって苦しい状況が続くこと、より苦しい状況になることを意味すると思います。その中で、いじめを受けた児童生徒にとって第三者である児童生徒の関りは救いになると思うからです。また、いじめという言葉に囚われすぎると問題が解決しないことが多いようにも感じます。いじめの有無に関わらず、苦しんでいるクラスメイトがいるのであればクラス全体で支え合うという意識が学校や児童生徒にあれば状況は変わると思います。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、子どもたち自身が「見逃さない」という意識を持ち、周囲にいじめがある時に主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
503	一般	P2の2いじめの防止等の対策に関する基本理念の(1)いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。その通りだと思います。児童生徒だけでなく、保護者や大人にも啓発が必要だと感じます。むしろ保護者や大人の方が経験を積んでいる分、「いじめはあるもの」「いじめに対してどう対処するかが大事」などの考え方になっているように考えます。乗り越えてきた大人であればこの考え方は有効かもしれませんが、未発達な児童生徒には辛いもので、いじめを受けている児童生徒にはより追いつめる考え方にもなりかねません。文言だけでなく、啓発活動を通して社会的な動きにしていかなければならないのではないのでしょうか。そうでないと自殺する児童生徒や不登校の児童生徒は増え続け、学校離れは加速していくと考えます。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
504	一般	いじめは犯罪 という事を低学年から教える。また、いじめる方に問題がある事も教える。低学年でも幼児でも、分かる。理解するまで伝える。いつまで「握手して仲直りしましょう」を続けているのか。いじめが発覚し対処した学校を賞する位でいい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

505	一般	死、殺 が含む言葉を生き物全てに対して発しない徹底	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
506	一般	いじめを完全に無くすのは難しい。無くすのではなく、大きく発展させないこと。自殺や不登校になってしまふほどの大きないじめに発展しないように、加害者側、被害者側、両方の立場になって一緒に考えること。また学校側だけの問題にとらえず、色々な角度から子どもたちを見つめ、理解する。大人が子どもたちを心から理解しようとする姿勢が大切だと思う。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
507	中学生	いじめ防止のフォーラムに参加する生徒は、生徒会や学校で優秀な生徒さんが多く、立派な意見などが発言できる生徒が多く思います。実際、中学生以上になると先生方が好む生徒さんだからこそ賢くうまく振る舞い「いじめ」に加担してる生徒も多く感じます。 実際にいじめられてしまった生徒さんを個別に聞き取りやフォーラムを行い、どのような環境ならよりよいか、対策として必要か、一番苦しんでる生徒、保護者の視点にたった関わりが必要かと思います。立派な言葉などは必要なく、寄り添った対応が必要だと思います。また、いじめられた生徒が別室登校という現状はおかしく、いじめた生徒こそ別室登校にすべきだと思います。いじめは、重大な犯罪であること。常に警察と連携をとることも必要であり重大性を本人、保護者もとらえるべきであると思います。また、進路に関わる内心点にも響かせることも必要かと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
508	小学生	いじめに対して小学校の先生の考え方が安易な気がする。 個人面談で相談してもあまり深刻にとらえず、話しを違う話題に変えられてしまった。 何かあったら、カウンセリングの先生にはなしをしてみても？と自分には関係ないような態度をとられ、相談室の先生に丸投げ。 子供の担任先生に話をしても無駄だと思った。 お客様で小学校の先生をされている方が何人かいるが、クレームを常に言ってきたり、持参して欲しい物を期限内に持参しなかったり、個人的に先生に対する印象が悪い。 どのレベルのいじめが学校から市へ報告されているのか等、学校と市の繋がりがよくわからない。 せっかくすぐるがあるから、アンケートばかりとるのではなく、逆にどのような施策をしてるのか？教えて欲しい。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
509	一般	学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが在籍しているようです。しかし、子どもに聞いてみると、その方が普段どこにいるのか知らないと言います。担任の先生は忙しそうで休み時間話しに行かれないとも言います。毎年年度初めには、いつでもどんな些細な事でも話に行かれる場所を、全生徒に伝えてあげてほしいです。そこで話せる事によって、いじめの発覚や登校拒否、自死も防げるのではないのでしょうか。	参考	各学校に対して、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用については、引き続き周知してまいります。また、スクールソーシャルワーカーに直接相談できる学校生活あんしんダイヤルを設置し、一緒に解決に向けて考える体制とし、相談窓口をカード等で周知しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

510	一般	第1章、1ページ、いじめの定義の策定プロセスに問題がある。いじめの捉え方が、思考の深さが足りない、認識が甘いので、それ以降の対策がポイントのずれたものになってしまっている。いじめの本質についての議論をどれだけしたのか。いじめの本質、根源は多数派による少数派の差別、無視、排除、迫害、に端を発する。これは、現代社会あらゆるところに存在する構造で、学校はもちろん、民間企業にも、横浜市役所にも、人が集団を成せば、必ず存在する。国の運営、国家構造がそうなっているのだから当然のことではあるのだが、なかなかここまで考えに至る人は少ない。なので、非常に根の深い、表面上の対策では簡単にはならない、という認識が必要である。人種差別問題や、戦争と同種の問題を解決しようとしているのと同じくらい、困難なこととまず認識すべきだ。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
511	一般	上記、日本社会からはまずなくならないものと認識した上で、局所的な対策は可能かもしれない。学級は現行法で40人までに抑えられている。40人のグループ内に限れば、その中で少数派を作らなければ良い。ある分野で少数派でも、他の分野では多数派となるような仕組みを作ったり、5～6人程度のグループに細分化してしまったり。油断すると、すぐに人は多数派と少数派を形成する。この未然防止に神経をすり減らしていたら、一人の教員では抱えきれないだろう。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるとともに、教員が児童生徒の個々の状況や集団の状況を把握するため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
512	一般	「伝え方」について実践で比較する経験を持たせてあげるのが必要かと思います。それぞれが感じた違和感をそのまま伝えてしまったりしていじめに繋がるかと思うので、同じことを相手にどうやって伝えれば嫌な思いをさせないで済むのか。いじめてしまう子・いじめられてしまう子、すべての子に必要な考え方ですし、社会人になっても必要なスキルなんじゃないかと思います。また、そういう視点を持つことで言ってる内容をそのまま受け止めていった子を悪と捉えずに、こうして伝えればいいんじゃないの？という別の角度を持てるようになると思います。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
513	一般	定期的にアンケートで生徒の意見を聞く事を、全校生徒に実施するのがいいと思います。何かあったらすぐに先生に言って下さいと言っても、言えない子が多いと思います。以前、息子の先生が1年間に2回実施してくれましたが、息子が友達関係で悩んでいる事を書いたら、すぐに対応してくれたので、とても良いなと思いました。娘の先生は高学年は面倒だと不満を言ったり、先生によって差があるように感じます。ですので、アンケートを学校全体で行い、先生達も共有して風通しの良い学校にしていきたいと思います。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
514	一般	いじめを防止するためには、いじめに関連する法律についての講習を開き、法律を犯したいじめは即通報出来るように個々が準備する事が重要です。またいじめた側もカウンセリングや専門家につなげて欲しいです。なぜいじめという手段に出たのか、加担してしまったのか。いじめてしまったという事実と向き合って欲しいと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
515	一般	大阪府寝屋川市の様に、第三者が介入する仕組みを市役所の中に専門部署を設けて対応する	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

516	一般	加害児童や生徒には、出席停止などの処置をきちんとおこなって欲しい 加害児童に対して、スクールカウンセラーなどとの面談をおこなうようにして欲しい	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
517	一般	p19 イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明「学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。」の「個別に指導」について。ここでの「個別に指導」とは「事案についてひとつひとつ指導する」という意味なのか、「児童・保護者それぞれに指導する」という意味なのでしょうか？いじめは子どもにも親にも責任があります。我がごとと捉えるためにも、「個別」の前に「いじめを行った児童生徒、その保護者それぞれに」など加えていただけるとわかりやすいです。	反映	ご意見を踏まえ、原案において表現を見直します。
518	小学生	小学2年生の息子の話を聞く限り、高学年になればなるほど低学年へのいじめが常態化しているように思う。学校、キッズ、それぞれの先生方も気にして頂いていると思うが、概していじめられて反撃した子の親へは指導するが、いじめをしている子の親への指導は、こちらが強く要望しない限り見られない。思うにいじめをしている子の親は面倒な親も多く、指導したくてもできないのだろうが、いつまで経ってもいじめは無くならない。子供の声を聞いたところで、口達者な上級生に低学年の主張は勝てない。音声確認可能な監視カメラを教室、廊下、校庭、キッズには常設してもらいたい。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
519	小学生	子の声を聞く、心の変化を捉えるなど、事後対応を徹底してもいじめは無くならない。子が不登校になってからでは遅い。未然防止にもっと予算も人員も割くべき。被害児童の支援学級への勧めや、通院通所を言われるが、いじめの根本は発生の芽を摘むことつまり加害児童の通院通所指導では無いか？	参考	SOSを早期に察知することが必要であり、専門職の活用方法や、1人1台端末の更なる活用についても検討していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
520	小学生	いじめと疑われる事象が起きた時に、子どもへの聞き取りが大人（教員）2人対子ども1人で行われていることを知りました。これでは子どもが萎縮してしまい、出来事を正しく説明したり、本当の気持ちを話したりすることは困難だと思います。実際に、関係する子どもたちから聞き取ったとされる内容は、第三者が見ていた事実とは異なる内容で、到底納得のいくものではありませんでした。正確な事実確認がないまま話が進んでいくことに、恐怖すら感じます。また、その聞き取りのために授業が中断しているということも知りました。マンパワー不足があることは承知していますが、これではきちんと学ぶべきことを学べないのではないかと不安です。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
521	一般	やはり監視 大多数は大人の見ていない所で起きる 被害者が先生に相談すれば被告人に状況を確認では解決は不可能「私はやっていない、ふざけてただけです」 被告人は本当にいじめでは無いと思い込んでいる場合もある、しかし被害者側がいじめと感じたらいじめだと思います。実際に目撃する他ない。やはり大人が、教師が注意深く監視、子供のちょっとした表情等、態度等見極めが大事だと思います。学校には監視カメラで監視等校外では大人の見極め必要だと思ってます、比較的 貧しい者、体格差等、コミュニケーション上手くとれない者が対象になりやすい傾向があるのは事実ではないでしょうか？	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

522	一般	スクールカウンセラーを増やしてもらいより多くの子が利用できるようになって欲しいです。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
523	一般	いじめ防止の具体的な施策に関して、区役所、児童相談所に加えて地域の療育センターとも連携して欲しいです。いじめられる子、いじめる子ともに発達特性がある可能性を考え、どちらも児童精神科の介入が必要と考えます。いじめた側もただ指導をするのではなく、衝動性を評価してアンガーマネージメントを受ける支援の場につなげて欲しいと思います。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
524	一般	特性を持ちつつ、その特性と折合い社会的活動を行えるようになった者です。教育関係に関わっています。児童主体であることは尊重されることは賛成です。ですが、見聞きする事案として、いじめを受ける児童に発達特性（0/100思考や、自閉傾向により事案を極端な視点で見してしまう等）が診ある場合 思い込みや、曲解、また必要以上の正論を突きつけることがあります。自分の心を守るための防衛反応と当事者としては思います。ただ傷ついたことは確かなので、診断の有無に関わらず、特性から生じる固有の感覚のものについては知識のある大人による、調整が必要と強く感じます。人との関係性は0か100か、つまり相手を再起不能にすることが目的ではなく、うまく距離を保ちお互いの権利を尊重できることが大切です。とかく断罪しがちな思考をもつ児童には（数年をかけて起きたことを多角的に捉えた事例を見ています。）、寄り添いだけが全てではなく、社会通念上相応しい節度ある対応を教えて行く必要があると思います 大人になった時、困らないような視点をお願いします。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
525	一般	「校長をリーダーとして」とありますが、公立校ですと数年足らずで異動かと思います。特性を含む児童が関わる場合、特に自閉的傾向があれば、多角的、柔軟な思考を持つのに年単位の時間がかかります。従って例えば児童選任、主幹教諭など複数で共有しリーダーの異動後も児童たちの事案を、変化、成長をナマで知る先生を増やしておくことが肝要と思います。（保護者の同意は、とりつつ）	参考	横浜市では、学校いじめ防止対策委員会を組織し、校長をリーダーに、児童支援・生徒指導専任や学年主任、スクールカウンセラー等が複数の視点からいじめ事案への対処を検討し、実践する体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
526	一般	現在は、被害者側が加害事実を各所に伝えて交渉して認めてもらうまでの負荷が大きく、対策されても一過性の注意などに終わり、また繰り返される事例が多い。被害者側に立った相談窓口を市や県などで横断的に一元化して、学校側や加害者側への適切な働きかけを検討、実行できるイジメ専任のタスクフォースを設置し、被害者側が不登校や転校などの不利益を甘受せざるをえないような現状を変えるべきだと思う。	参考	横浜市では、いじめに関する学校外の相談窓口として、学校生活あんしんダイヤルを設置し、スクールソーシャルワーカーにも直接相談でき、一緒に解決に向けて考えるとともに、学校におけるいじめの防止、早期対応を行う中核として児童支援・生徒指導選任を配置して対応しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
527	小学生	被害者がいじめの恐怖やトラウマから通えなくなっている中、加害者が学校に通い続けると言うケースをよく聞く。加害児童が認める認めないに関わらず、いじめの疑いが出た時点でスクールカウンセラーと担任、保護者の、面談を行い加害児の精神状態を検査してほしい。また精神的に不安定であるなど加害の兆候が見られるうちは一定期間、他児童と教室を分けたり、リモートワークをさせるなど加害者以外の被害者、及び周りの生徒が怯えることなく普通に学校生活に集中できる環境づくりをしてほしい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

528	中学生	子供が現在クラスのグループからいじめられています。小学校の頃は頻繁にいじめとは、いじめはしてはいけないなど学校で話していた記憶がありますが、中学生になるとそのような話を子供から聞かなくなりました。 小学校の時はクラスでトラブルがあるところのような場合はどうすれば良いのか？とクラスで話し合いをしたりプリントに記入していたりしていました。 中学生でも小学生がするようないじめをする子供がいます。時間がないとは思いますが、是非このような取り組みをして欲しいと思います。 いじめがあるか、見聞きしたことはあるかなど 紙に書いて匿名で提出するのは子供も書きやすくて良いと思います。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
529	一般	いじめを行った場合、加害者側を出席停止や別室登校し、被害者を守る取り組みをして欲しい。 加害者が堂々と登校して被害者が不登校になったりするのが納得いかないため。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
530	高校生	2月22日。いじめ重大事件の記者発表において、特性理解配慮不十分とあるが、特性の前に、この学校は、いじめに対する対応がなにもできていない。5年前の事案であり、いじめた側の生徒に対して、対処してくれるのか心配である。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
531	一般	3学校におけるいじめ防止等に関する具体化 の項目の、素案には元はあった(4) いじめの解消 の説明欄が無くなっているが必要だと思います。いじめはどの社会でも起こるものである以上、防ぐ観点だけでは足りないからです。また、この10年以上学校が謝罪を持って安易にいじめの解消としてきたことを続けてきた結果、いじめの解消に到らずに不登校生徒が増え続ける事態に陥っているので、絶対に必要な文言です。それがなければ、学校は何を目指していじめ問題に取り組みばよいかの方向性を見失い、単に学校の都合で取り組んだぶりだけでいじめが終わったこととして片付けることが正式に罷り通る世の中を啓蒙していくことになります。基本方針の改悪としてはなりません。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点(P14～)に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
532	一般	先生1人ひとりが日々の学校生活の中で、善悪を判断して嘘をつかず、誤魔化さずに生徒を1人の人格ある大人として接するようになれば、子供もその姿から社会的学習をして正しくいても守られると学び、傍観者の生徒達もいじめをやめようと言える人が育つ。間違った事をした子について、その行いについて保護者に率直に話して人材育成の協力を得られるように努力出来れば、人任せな親も減る。まず人格者としての教員育成を掲げてほしい。それが教育だから。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進について、第2章 横浜市が実施する施策(P6～)に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

533	一般	・適切な対応を怠った教員に処罰を与えるべき。理由。2020年に自殺した女子中学生と同じような、からかいによるいじめを子供が2020年〇〇中入学年に受けた。本人が担任に相談し、親の私もいじめられた際の音声を持って担任と学年主任に相談。学年主任は加害者と思われる生徒を庇い人格を褒めたたえ、被害者の我が子の事は非がある様な物言いをした。被害者の我が子が自分だと特定されたくないとの事で一切調査されず。集会で全体に周知しただけ。だが、親の私には「（調査するのに）少し時間を下さい。」と学年主任が約束した。だが結果、放置された。そしていじめがひどくなり我が子は中2の夏休み明けから別室登校になり、中3の6月から不登校になった。適切に対応されていれば、不登校にならず、自殺も考えなかったはず。後になって「もっと保護者の方と話し合えば良かったです。」と反省した様な口調。何の処罰もされず、今も教員を続けている。納得がいかない。これだけ人の人生を狂わせておいて。また、専任に相談した際は、「冤罪の可能性はある。」とあり得ない発言をされた。・加害者は進学先に内容を通知されるべき。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
534	一般	未然防止の項目について、横浜子ども会議等を通じた支援、いじめ防止啓発動画の配信では、子どもたちは自分事として捉えることはできないと思う。一番大事なのは、学校、家庭で大人たちがいじめは何があろうと絶対に許されないこと、と毅然とした姿勢を見せること。いじめを傍観することはいじめであることを子どもたちに理解させること。傍観者をなくすためには誰もが正しいと思うことを発言できる環境、学校づくりをすること。発言力のある子供に対して、その力を正しい方向で使えるように導くことだと思う。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
535	一般	基本方針があったとしても、それが現場にいる教職員に浸透していなければ何の意味もないと思う。我が子がいじめにあい、今もなお一部の人間による嫌がらせ行為が続いているが、被害者とその保護者という立場で言えば、文部科学省の提示するいじめ対策や基本方針にのっとった対応が徹底されているとは到底感じられない。教職員によってその対応にもバラつきがありすぎる。今回改定される基本方針や国の提示するいじめ対策を現場に浸透させていくことにも、方針を練り直すこと以上に注力して欲しい。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進について、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
536	中学生	いじめが起こり、重大事態になってから対応するのはかなり遅いかと思われます。いじめの兆候が見られる場合、それがもう『いじめ』です。その時点で加害者に対する教育、カウンセリングを実施する必要があるかと思えます。いじめによって負う心の傷の深さは本人や経験者にしか分かりませんが、教育者側も被害者に寄り添う姿勢が足りないかと思われます。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
537	中学生	カウンセリングを受けるのは被害者だけではなく、加害者も受けるべきです。被害者が負った心の傷をケアするのは必須事項ですが、人をいじめないと学校へ来れないような加害者側にも受ける義務があると思います。苦痛を味わった被害者だけが時間をたくさん使ってしまうのは、さらなるペナルティのように感じます。なぜ被害者側が逃げなければならないのでしょうか。本当に欲しいものは普通に学校に行くことです。加害者がペナルティを受けるべきだと考えます。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

538	小学生	●「重大事態への対処」の具体的な取り組みの内容について●「いじめを受けた対象児童生徒の心のケア等」と書かれており、被害を受けた児童への対応は勿論当然のことだが、それよりも重要なのは加害児童への処罰・その教室から切り離す・被害児童との接触をさせない・加害者とその両親のカウンセリング指導・犯罪行為であれば警察への通報等、加害児童への指導・対応が必須であり、1番重要な事が抜け落ちている。また、いじめという言葉は軽い。実態は侮辱罪・傷害罪・暴行罪等に相当するものが殆どである。加害者にそれなりのペナルティを科すことが1番の抑止力・再発防止になると思う。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
539	小学生	いじめや犯罪は大人の目が無いところで起き、いじめをする様な子供は非常に巧妙な手口で証拠を隠したり、真実を話さず反省した振りなどの振る舞いをし、心から反省し改心する子は僅かで、多くが自分を正当化し、いじめられる方に原因があると他責思考になるケースが多い。事実や証拠の裏付けを取るため・本当にいじめを無くするためには防犯カメラの設置を考えるべきだと思う。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
540	小学生	小学校時代に、暴行を含むいじめを受けていました。今でも、こどもの小学校へ行くとフラッシュバックで息が苦しくなります。いじめは、暴行罪、傷害罪、脅迫罪、犯罪です。私の経験から提案したい具体的な取り組みは、先生が見切れない、わからない（こどもが脅されて嘘を言われる）こともあるなら、犯罪専門の警察を導入したらどうかと思います。1人でも、いつでも学校に待機する。また、いじめに関して見回り、ささいなことでも気になったことを報告するなどのパート、人の目を増やす。経験から思うことは、いじめを防止する為には、そのくらいやらないと難しいかもしれません。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
541	小学生	私の息子を通して感じたことですが、学校でのいじめで喧嘩や嫌がらせを吹っ掛けてくる所は、なかなか担任の先生が見ておらず、我慢しきれなくなった息子が騒いだり喧嘩になると、最後は息子が先生に怒られ悪循環な日々でした。又先生が息子を叱る時も皆の前で教室内であった為、そのクラスが息子を皆でいじめよう！と言う環境になることを防ぎたいので、先生に外に出して話をしてもらいたいと伝えましたが、断られました。案の定、その後4人組からのいじめも始まり息子は辛い思いをしてました。なので事の発端を調べる。話しはクラス全員の前でしない。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進について、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
542	一般	いじめと言う文言を使わないで、犯罪の文言を使い犯罪である意識を高める。自治体がいじめの文言を使っている限り市民のいじめはあくまでいじめである意識は変わらない、自治体がいじめの文言を改め積極的に犯罪の文言を使い市民に浸透させる。犯罪の文言を使い言葉による抑止力が働くことで、いじめ防止に役立てる事が出来るのではと考えます	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
543	小学生	息子がここ数ヶ月、不登校になっている親の意見です。子供達が「何が悪くて、何が良いのか」をわからないのは当然だと思うので、いじめのようなイジリが起こるのは仕方ないと思ってます。ただ、教員が怒ることもペナルティを課すことも適切でないことも知ってます。まずは子供当事者同士、教員、親当事者同士の全員で議論する機会を作ってもらいたいと思います。大人同士で真剣に話し合うことで、事の重大さを子供達に認識してもらうことが良いと思います。被害側も至らないところがわかるかもしれませんが、加害側も加害してる感覚がないことも多いと思います。子供同士では何も無かったように進めるかとは必要ですが、親同士は事を大きく、荒立てても良いと思ってます。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていけるよう、保護者との連携が不可欠であると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

544	一般	いじめに至る前段階の時点での、学校での指導をもっと徹底して欲しい。誰かが誰かを一方的に攻撃した際に、加害者が自らの攻撃的な言動、嫌がらせの理由として、もっともらしく相手の至らない点を挙げ連ねる言葉に対して、周りの大人は聞く耳を持つてはいけない。気に入らない、気が合わない相手というのは誰にでもあるもの。誰しも不完全な人間である。攻撃していい理由にはならないし、子どもであっても多くの人間が理性で踏みとどまり、共存しようと努めていることをトラブルの度に根気強く、幼いころから伝え続けて欲しい。大きなトラブルになる前の段階、他者を蔑ろにするような言動に対しての指導を疎かにしないことが一番必要ないじめ防止策だと感じています。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
545	一般	我が子が複数の児童からいじめ、嫌がらせを受け、不登校になったことがあります。その当時の学校側の対応に不適切だと感じるが多々ありました。生徒児童間のトラブルに対して、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的な知識を備えた方々に対応していただくことには賛成ですが、日々起こるトラブルに対応するためには常駐していただかなければ対応が間に合わないと思います。また、被害者の心のケアと同様、集団の中で他者を攻撃せずにいられない加害者の心の問題にも、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの力が必要だと思います。	参考	令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。スクールソーシャルワーカーは、学校に訪問等し、課題を抱えた子どもの早期発見、早期対応に努めています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
546	一般	いじめが起きたクラスは、アンケートをクラスで実施すべき。こども家庭庁に保育園やこども園で先に調査やたいじめや不適切調査を学校も同様に年2回以上季節ごとをお願いすべき。先生や学校が？不適切な指導してないか？周りに嫌な事をいじめをした生徒にまずは、担任と学年主任と調査すべき！いじめを学校側が隠さないように。いじめをした生徒にわからないように覆面な感じで、周りでされた方が他にいないか？義務教育だからいじめられた子にタブレット貸し出しオンライン学習できるようにしたら！給食費もいじめで学校行けない時に市から返金し美味しい弁当注文できるサービスや担任や学年主任からいじめを受けた方を励まして、つらかったね。また、学校来たくなるように先生や行政が改善に話し合うと約束してほしい！いじめられつらい子を市も学校も区も守りますて親やこどもに言ってほしい！自宅で勉強もいじめと感じた子に認めてあげてほしい！勉強したいのにいじめをした方が怖くて学校いけないと困るで。何回も？いじめやる子は転校してもらおうようにしたらよい。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
547	一般	学校のいじめに文科省の学校担当者がやってる感じは、親が個別に匿名で連絡しても意見の窓口の男性が学校なら校長や担任が連絡しないといじめは、個別案件なはずなのに、対応しないと電話切られるなら？文科省は、いじめが個別案件なら学校にいる子供達にアンケートとり、こども家庭庁と連携し、不適切な人が学校にいないか？いじめをしてる生徒がいないか？まずは、こども家庭庁や文科省が機能してない感じが変な体制に感じます！予算があるのは、こども家庭庁ならば保育園やこども園にだけ？いじめや不適切調査し、幼稚園や学校に通う親は？先生が私立幼稚園は、県が指導権限なかった？学校は、政令指定都市は、県が対応は、してない？市は学級閉鎖二月も出してないが？それは、教育委員会が出すから知らない保護者に言うのもおかしいから川崎市みたいに学級閉鎖は、月で出すべきだ。いじめは、誰が？調査でき、いじめをしてないと？幼稚園や学校で先生が聞いた生徒は、うそつく子達を再教育すべきです。いじめられた側が？悪くない時もあるのに？嫌な事された方が休み時間まで聞き取りされてつらい思いした	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

548	一般	学校は、いじめや嫌な事を子どもがされたと 感じたら？担任や学年主任や保健室や 副校長の四人のうち1名が責任を持ち 保護者に説明報告と調査も して下さい。いじめや嫌な事をされた生徒が 親や担任に伝えられないと？いじめを された時に？副校長や学校から調査 を担任からいじめをした生徒に聞き取り したいですか？て 親に聞いて来る感じ変です！ 学校で起きた問題は子供達が 安全に過ごせるように校長や副校長で きちんと子供を守りますと言う事！ いじめを受けた側が学校行きたくないと？ 泣いたり？具合悪く熱が出て 保健室に逃げ込むと？いじめを受けた側が 学習も親が教えたりで負担増えた！ いじめから体調悪くなったら？ 学校関係あります！市も区役所も 医療も保育園や中学しか 見たくないを言わないで 五類で医療拒否ダメです！ いじめや怪我や発熱し、 学校行きたくないと体調崩し 病院探して連れて行くですよ？親に ばかり責任押し付けひどい！ 子供は言葉がいじめられた怖さで？ 言いたい事を周りに対し 遠慮し言葉がたまに苦手になれば 通級行け？他に通うも自転車先生が 使えて？親と子に自転車ダメで 差別やめて下さい。	その他	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。
549	一般	市もコロナ禍丸四年すぎ、感染症も海外の方が観光や仕事や教育で来ると？ 様々な感染症も海外が先に流行ると日本に 持ち込まれないような検査体制も しっかりし撲滅下さい。学校の集団生活で、昨年は、子供や大人に強い咳が流行ってるしか？学校の先生からは、教えてもらえず。熱や咳の強い方が周りに出ても？ 集団風邪と言うだけで？学校に避難訓練も消防士がくるなら強い咳にマスクなしで？ 消火訓練やらずにテント休む方が親が資料などもらう 間に握手を子供に消防士がしてほしいならば？ せめてマスクをして咳強い方は、大人で マイコプラズマ肺炎の方は病院行き検査して 子供達にうつさないでほしかったです。日曜や祝日に発熱や咳出て。県や東京で 先に流行ったマイコプラズマは、大人も ならないらしいが？海外から入って来た 感染症に学級閉鎖は、川崎市や東京のみで？ 横浜市だと？集団風邪と親に学校が感染症を 伝えない学校はきちんと感染症対策やって ほしい！マイコプラズマになった子供や 溶連菌になった親にいじめにあうと？守れないから言わないように言う先生もいたが？学校医も感染症検査できない人が、ならないで下さい。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
550	一般	このとおりに進めば素晴らしいと思います。一つだけ不安なのは、この方針に基づく対応の煩雑さを厭い、『相談があっても聞こえないふり』『いじめを見てもみないふり』をする教員がいたらどうしよう？ということです。一時的な調査等は学校が行うにせよ、事務局からもサポートがあり、学校が過大な負担にはならないんだ、となれば、聞こえないふりをする先生の出現も防げるような気がしますので、現場の負担軽減に、是非ご配慮お願いします。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
551	回答なし	いじめ対策は必要だと思います。 横浜市でのハラスメントを他都市同様に根絶宣言をする必要があると思います。 他都市同様に調査して結果を公表してください。 他都市でおこなえて横浜市で行えない理由はないと思います。 いじめみたいに隠蔽することはあってはならない。 いじめみたいに隠蔽しないためにもハラスメントを調査して公表してください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
552	回答なし	いじめ対策は必要だと思います。 横浜市でのハラスメントを他都市同様に根絶宣言をする必要があると思います。 他都市同様に調査して結果を公表してください。 他都市でおこなえて横浜市で行えない理由はないと思います。 いじめみたいに隠蔽することはあってはならない。 いじめみたいに隠蔽しないためにもハラスメントを調査して公表してください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。

553	小学生	P.7の(2)いじめの早期発見、P.8の(3)いじめ事案に対する対処について、各学校に担当弁護士を配置し、相談や対応ができるようにしてほしいです。いじめは犯罪です。しかしながら、教員は犯罪に関するプロではありません。教職員や保護者が、犯罪や事件に関するプロに早い段階で相談し対応をお願いすることで、早期発見・対処、教職員の負担軽減につながるのではないのでしょうか。また、教員は更正のプロでもありません。加害者に対して少年更正プログラムを行える専門職員を配置してほしいです。	参考	令和7年度から、スクールロイヤー制度を開始し、各学校が弁護士にいじめ等の事案の対処を相談できるような体制とする予定です。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
554	小学生	P.18(8)調査結果を踏まえた対応の「いじめを行った児童生徒については～」について。児童生徒から申し立てがあった時点で、いじめを行った児童生徒を別室登校にし、被害者を学校全体で守ってほしいです。加害者は、別室登校にした上で専門の職員による更正プログラムをうけ、更正が認められてから教室に戻すようにしてほしいです。それでも更正が認められない場合は、転校や専門の施設などに行く、などの対応をしてほしいです。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、「全ての児童生徒の健全育成」の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
555	回答なし	隠蔽体質の改善が必要。横浜港国際スポーツ大会に委託契約を結んでいる会社の職員が参加するのを知っていて、横浜市の課長を含めた職員が参加していたか調査して公表すること。隠蔽しないこと。横浜港国際スポーツ大会に許認可権限のある部署の課長を含めた職員が、許認可の申請をしてくる迎車の職員が参加するのを知っていながら参加していたか調査して公表すること。隠蔽しないこと。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
556	回答なし	隠蔽体質の改善が必要。横浜港国際スポーツ大会に委託契約を結んでいる会社の職員が参加するのを知っていて、横浜市の課長を含めた職員が参加していたか調査して公表すること。隠蔽しないこと。横浜港国際スポーツ大会に許認可権限のある部署の課長を含めた職員が、許認可の申請をしてくる迎車の職員が参加するのを知っていながら参加していたか調査して公表すること。隠蔽しないこと。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
557	一般	PTAや専門家（司法書士、弁護士等）による、いじめを未然に防ぐための見守り委員の設置を提案します。美術館の監視員のように、小学校、中学校に出来れば各クラス毎に見守り員を配置し、客観的にもいじめが行われていないかチェックします。客観的にいじめが確認できた場合は、仲裁に入る権限や、学校にいじめの報告を上げる権限を持たせるのはいかがでしょうか。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
558	一般	いじめ防止憲章の制定をすること。また横浜市が、多様性を受け入れる教育（区別や差別をなくす）やインクルーシブ教育に、率先して取り組むことが必要だと考えます。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図ることについて、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

559	一般	P4の「学校として」の(1)～(7)について：子供が同級生から言葉による執拗な攻撃を繰り返し受け、不登校および精神疾患に陥りました。攻撃を受けていることは親から担任教師に複数回訴え担任も攻撃の認識はしていましたが、「言われても気にしないようにすればよい」と言って取り合わず、こちらが加害者の保護者に直接訴えることにした途端によりやうく学校が本件をいじめと認知。いじめ認知後も学校長は担任教師の非を認めず、「加害者に聞き取り調査をしたが、やっていないということではわからないということになる」として、毅然とした指導は行われず、加害者はこれまでと何も変わらずにいる。また、学校長の対応態度が非常に億劫そう、いじめの防止や対策に真摯に取り組んでいない。本方針があっても、このように学校長や担任教師のいじめに対する意識や態度が欠如しては、被害者の救済にはつながりません。学校や教師が本方針の趣旨に反した場合の罰則や制裁措置を強化することで、学校・教師のいじめに対する意識・態度を強制力を持って向上させるよう、強く要請します。	参考	第4章 重大事態への対応のうち、いじめ重大事態の調査結果を踏まえた対応として、教職員の故意又は重大な過失が指摘される場合や、いじめへの加担等が疑われる場合は、聴き取りを行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば、懲戒処分等を行うことを、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
560	一般	一つ目の意見に記載のケースに関して、もう一点要請します。加害者からの攻撃が、周囲からは容易に認知できない、陰で行われる言葉の暴力の場合、聞き取り調査を行っても暴力行為があったかどうかが明確にならず、この場合学校は「加害者にも人権がある」としてそれ以上踏み込もうとしない。こうなると、いじめと認知されても被害者の立場に寄り添った支援は全く期待できません。したがって、いじめと認知された場合には原則として加害者にいじめの行為があったものと推定し、いじめ行為が無かったことの証明責任を加害者側に転嫁すること、学校は加害者の行為が無かったと証明されない限りは被害者の立場に立っていじめに対処する義務を規定すること、具体的には被害者が了承するまでの間の、加害者生徒の登校禁止、別室登校を強く要請します。加害者は時間とともにいじめを忘れるが、被害者の心の傷は一生癒えません。いじめは心の殺人であることを強いメッセージとして伝え広めていただきたい。いじめは深刻な人権侵害であり、被害者の救済やいじめ行為を未然に防止する牽制のためにも、実効性の高い基本方針としていただくことを切に希望します。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、「全ての児童生徒の健全育成」の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
561	回答なし	いじめを隠蔽していた体質の改善が必要。 横浜港国際スポーツ大会に委託契約を結んでいる会社の職員が参加するのを知っていて、横浜市の課長を含めた職員が参加していることを隠蔽しないこと。 横浜港国際スポーツ大会に許認可権限のある部署の課長を含めた職員が、許認可の申請をしてくる迎車の職員が参加するのを知っていながら参加していることを隠蔽しないこと。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
562	回答なし	いじめを隠蔽していた体質の改善が必要。 横浜港国際スポーツ大会に委託契約を結んでいる会社の職員が参加するのを知っていて、横浜市の課長を含めた職員が参加していることを隠蔽しないこと。 横浜港国際スポーツ大会に許認可権限のある部署の課長を含めた職員が、許認可の申請をしてくる迎車の職員が参加するのを知っていながら参加していることを隠蔽しないこと。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
563	一般	いじめられた側を守る対策が最重要だと思いますが、そもそも（子供本人、自分の子供が）いじめた側に回ってしまった時に、相手にどんな損害を与えているのか、いじめた側はどのような対応を受けるのか、具体的な事例などを学校教育の中で教えて欲しいです。いじめというのがいかに最低なことなのかを、子供達に十分伝えることで、自分の行動が踏み止めることができる子供が増えて欲しいです。いじめた側が、どのような対応を受けるかというのは親である自分も把握していませんし、学校からの周知等もないように思います。ここについては、いじめた側の将来のためにも、別クラスに移すなど厳しい措置がとられることを望みます。	参考	いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

564	小学生	小学校は、勉強だけでなく友達(人間)関係、人と関わりを持ちながら仲間と切磋琢磨し合う場。先生がこども達の良きお見本をなり接する事を願っております。1番は、いじめは未然に防ぐ事だと思います。こどもだけで解決出来ない事柄、困っている事実に対し、見ていだけで無く、その時こそ素敵な言葉掛けが出来る先生だと、こども達の心も健康でいられるのではないかと思います。以前、校長先生とお話しをする機会があり、先生方は国語に力を入れ勉強されているお話を伺いました。是非、その成果が発揮される事を期待しています。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるとともに、教員が児童生徒の個々の状況や集団の状況を把握するため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
565	小学生	p4 教員の取り組みについて (5)いじめを未然に防ぐ取り組みが必要で、クラス内で起こっていることは、クラス運営を行っている担任教諭が主となり指導する責任がある。また、定期的なアンケートの実施も解決しなければただの紙。こどもが抱えている問題と担任教諭が把握している事の差異や事実の確認。どのように解決していくのか面談をし安心してこどもひとりひとりが学校に通えるよう取り組む。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
566	回答なし	いじめは無くす必要があります。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に委託会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に許認可を出している会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。国家公務員は認められていないみたいですけど。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
567	回答なし	いじめは無くす必要があります。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に委託会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に許認可を出している会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。国家公務員は認められていないみたいですけど。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
568	回答なし	いじめは無くす必要があります。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に委託会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に許認可を出している会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。国家公務員は認められていないみたいですけど。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
569	回答なし	いじめは無くす必要があります。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に委託会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に許認可を出している会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。国家公務員は認められていないみたいですけど。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
570	回答なし	いじめは無くす必要があります。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に委託会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に許認可を出している会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。国家公務員は認められていないみたいですけど。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
571	回答なし	いじめは無くす必要があります。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に委託会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。横浜市は国際船員スポーツ大会7月20日に許認可を出している会社が参加するのを知っていてソフトボールチームとして大会に参加することは認められているのですか。国家公務員は認められていないみたいですけど。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。

572	回答なし	管理職からのハラスメントの数々はいじめより悪質だと思います。横浜市中でハラスメント根絶を宣言してください。 残業代金の発生しないサービス残業を行わせている責任職の有無を調査してサービス残業根絶の宣言を横浜市中してください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
573	回答なし	管理職からのハラスメントの数々はいじめより悪質だと思います。横浜市中でハラスメント根絶を宣言してください。 残業代金の発生しないサービス残業を行わせている責任職の有無を調査してサービス残業根絶の宣言を横浜市中してください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
574	回答なし	管理職からのハラスメントの数々はいじめより悪質だと思います。横浜市中でハラスメント根絶を宣言してください。 残業代金の発生しないサービス残業を行わせている責任職の有無を調査してサービス残業根絶の宣言を横浜市中してください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
575	回答なし	管理職からのハラスメントの数々はいじめより悪質だと思います。横浜市中でハラスメント根絶を宣言してください。 残業代金の発生しないサービス残業を行わせている責任職の有無を調査してサービス残業根絶の宣言を横浜市中してください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
576	回答なし	管理職からのハラスメントの数々はいじめより悪質だと思います。横浜市中でハラスメント根絶を宣言してください。 残業代金の発生しないサービス残業を行わせている責任職の有無を調査してサービス残業根絶の宣言を横浜市中してください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
577	回答なし	管理職からのハラスメントの数々はいじめより悪質だと思います。横浜市中でハラスメント根絶を宣言してください。 残業代金の発生しないサービス残業を行わせている責任職の有無を調査してサービス残業根絶の宣言を横浜市中してください。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
578	小学生	よくいじめられた生徒が不登校や転校に迫いやられると聞きますので、いじめた生徒への対応も考えてほしい。同じ教室で授業をさせない、2度と加害しないことを約束し署名、破ったら罰則など。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、「全ての児童生徒の健全育成」の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
579	中学生	「いじめ」という表現が、加害行為を曖昧にしていると思います。 加害側、被害側両方への理解を深める為、表現を具体化し「いじめ」は犯罪行為であることを広めた方が良いです。 例 体を押す、物を壊す→暴行罪 チクチク言葉→侮辱罪 SNS関連→プライバシー侵害など	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。

580	中学生	いじめで教室に入れなくなった子どもが、不登校にならないように、学校での居場所を提供する事。もし不登校になってしまっても、内申が取得できるように取り計らう事。被害者が孤立しないように、希望を失わないように、親と学校側で強く連携する事。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていけるよう、保護者との連携が不可欠であると考えています。また、横浜市では様々な理由で在籍級以外ならば登校できる生徒に対し、自分に合ったペースで学習・生活できるよう支援する「校内ハートフル事業」を全中学校で実施しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
581	小学生	「いじめ」という言葉では、事態が軽く受け取られるケースがあると思う。いじめという定義には法律で罰せられるような暴行、名誉毀損なども含まれていること、警察が出動するケースもあることを認識させてほしい。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
582	小学生	いじめをしたら学校としてどのような措置をとるのか生徒に知らせてほしいです。例えば、いじめられた側が保健室登校や登校できない状況にある話は少なくありません。いじめた側が他クラスへの移動、別室で授業を受けるなどいじめられた側が安心して登校できることを優先する、事態によっては、転校という措置もとるなど厳しいことを話してほしい。最近低年齢層間での性暴力が増えているニュースを聞きました。学校内での盗撮も増えているとのこと。プールや体育の際の着替えは男女教室を離すなどの措置が必要であり、そのような行為は法律で罰せられる行為であることを認識させるべきです。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、「全ての児童生徒の健全育成」の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
583	一般	「嫌だ」「止めて」と言われたら止める、という認識を全員が持ち、学校や組織、企業等で周知し徹底する。	参考	いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
584	一般	・自分が同じことをされてもいいか？を考える。・ふざけてるだけ、いじってるだけ、はいじめだということ認識させる。・嫌がることをしつこく行うこともいじめ。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

585	中学生	いじめの定義を教員自体が理解してないので、教育委員会が教師への指導を強化すべきです。教育委員会自体もいじめの定義を理解して指導をしているのが疑問です。うちの子は2人とも不登校になりました。1人目は個別支援級のクラスメイトからのいじめです。当時担任に相談するも、A君は気が弱いから、とか（いじめている生徒に対しては）あの子はいい子です、とか、いじめられてパニックを起こしている事を相談するも反抗期ですね（当時小学二年生）、と回答されたり。子供が苦痛を感じている、という部分には全く配慮がなく、結果2年以上不登校でした。もう1人はクラス教師からの発達障害に理解が欠落している為の学習の強要で不登校になりました。いまだに教師からの反省は感じられないのと、周りの教員もどう理解しているか疑問です。教師の願いからの指導ではなく、生徒がどう感じるか、を第一に指導、対応するよう、また何よりも教師の資質の向上をお願いします。いずれの件も教師自体がいじめについて理解不足としか言いようがありません。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進について、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
586	中学生	とある教員は、生徒に対しケツデカ、とあだ名をつけ日常的に呼んでいるようです。横浜市の教員教育においては、いじめについて理解浸透できているのか疑問です。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進について、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
587	一般	専門家が重大な事態か判断する、とありますが、重大とはどういう定義でしょうか。そして重大でない限り見逃されてしまうのでしょうか。明らかな、繰り返しの暴力被害でなくても、言葉の暴力、グループ内の仲間はずれなど、人格形成に悪影響を及ぼしたり、不登校や学童の退部などを誘発する事態は多くあると思います。こうした、目に見えにくい暴力は、重大な事態とされずに、被害者が社会生活に支障をきたしていくだけのケースがあると思います。ターゲットを絞った言葉の暴力、無視など、こうしたケースも専門家の検討案件になり、手厚いサポートが行き届くようにしてほしいです。また、学校のみならず、放課後学童などでのいじめも、親が仕事を辞め、経済的に貧窮するきっかけにもなりうる事態なので、自治体に積極的に介入してほしいです。自分の子どもも、学童でいじめに遭い、一時休部しましたが、十分な支援は得られませんでした。	参考	いじめ重大事態の定義については、法及びガイドラインに則っており、第4章 重大事態への対処（P16～）に記載しています。また、学校外で起きるいじめについては、関係者との連携が重要と考えており、第1章 市民、事業者、関係機関等の役割として、「それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する」ことを明記しました。いただいた意見は、関係部局とも共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。
588	一般	「重大事態」とは、どのような場合を言いますか。いじめられていた児童・生徒が自殺した時ですか、怪我をした時ですか、学校に来られなくなった時ですが、言葉だけでなく実際に暴力をふるわれた時ですか。自殺してしまってからでは遅いので、重大事態についての具体例を上げて、教員や子ども、保護者に分かりやすくして欲しいです。	参考	いじめ重大事態の定義については、法及びガイドラインに則っており、第4章 重大事態への対処（P16～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
589	一般	保護者同士で話している時に、自分の子どもに「ちゃんとしないと5組（個別支援級）に行かされるよ」と言ったという話や、「中国人だから」という差別的な発言を聞く事があります。それを差別だという意識がないから他の子の保護者に話せるのだと思います。それを聞いた時に私がそれを訂正できるかと言えば、角を立てたくない為に赤羅様な否定は出来ず、素敵だと思った中国籍の知人の話をする位の事しか出来ません。「こういう発言は差別にあたる」という事を大人向けにも啓発活動していただけたらと思います。子どもは大人をよく見ているので、大人の中でも差別やいじめをなくす取り組みが欲しいです。	参考	保護者も含めて、社会全体で児童生徒の人格と人権を尊重する意識を醸成することがいじめの防止の観点でも必要であると考えており、第2章 横浜市が実施する施策のうち、4 市長部局の取組（P10～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
590	一般	小中学校側が、LINEなどのSNSでの言動は親が管理するもしくは使用を控えるように基本的指針を示す、もしくはそれに基づいて指導する(個人LINEは親が管理する前提でのみ使用、グループLINEは控えてほしい、など)	参考	いじめを未然に防止することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

591	一般	P1の第1章の1、いじめの定義について、法では「いじめは児童生徒から、児童生徒へのもの」となっています。しかし、横浜市では令和2年度に市立学校で発生した事案について、令和4年4月21日に「本事案は、教諭から児童らに対するいじめ、虐待であり、児童らの尊厳を傷つけた許されない行為」と調査結果が報告されています。横浜で「教諭から児童生徒へのいじめ、虐待」が発生し、調査結果としても「教諭から児童生徒へのいじめ、虐待」として報告されているにもかかわらず、いまだに、横浜市の「いじめ」としての取り扱いが、「児童生徒から児童生徒へのもの」となっているのは、不自然です。「教諭から児童生徒へのいじめ」も「いじめ」としてきちんと取り扱われるよう、「横浜市のいじめ防止基本方針」にも「教諭から児童生徒へのいじめ」もいじめとして取り扱う旨の記載が必要であると思います。実際に、本年1月末に、教育委員会事務局の人権教育児童生徒課に「教諭から生徒へのいじめ重大事態の申し立て」をしようとしたところ、2月初旬になり「法律は子供同士となっている」という理由で「いじめ重大事態に準じた調査の申し立て」となりました。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
592	回答なし	いじめがあった生徒と同じになる場合があるので、学区をなくし、学校を自由に選べる制度にする事や加害児童へのカウンセリング、躰の教育を義務付ける。被害生徒のカウンセリングはありますが、注意をしても改善しない加害生徒の方が心に問題があるのに放置されている。また別室になるのは、加害側で、即座にクラスを変更すべきである。クラスを増やしークラスの人数を少人数制（8人〜）やクラスの人数を生徒の個性に応じてクラスごとに人数を調整できる仕組みにする。少人数のクラスもあれば、多いクラスもある。はじめから問題が起きにくいクラス作りをする。似た個性同士だと対応が似ているので躰なども含め教育しやすい。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、「全ての児童生徒の健全育成」の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
593	回答なし	学校が実施すべき施策、クラスを決める際、性格などを含め個性別にする。そうすることによりいじめが減らせる。加害生徒にカウンセリング、躰の教育を行う。また別室になるのは、加害側で、即座にクラスを変更すべきである。クラスを増やしのークラスの人数を少人数制（8人〜）やクラスの人数を生徒の個性に応じてクラスごとに人数を自由に調整できる仕組みにする。少人数のクラスもあれば、多いクラスもある。はじめからいじめや嫌がらせの問題が起きにくいクラス作りをする。似た個性同士だと対応が似ているので躰なども含め教育しやすい。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、「全ての児童生徒の健全育成」の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
594	一般	横浜市は、いじめが小学校で起きた時にまず、担任と学年主任と副校長で協力し、親にいじめの連絡をする流れを作ってください！子供がいじめられたと感じたら親に言えないと、学校に知らせる方法が連絡帳人数多く見れないからすぐーに記入してなら？すぐーなどに親がいじめ通報を出来る欄を別に文字数増で作成下さい。いじめは、怪我や感染症も故意にうつされたら？具合悪くなる事あるで保健室で怪我やいじめの体調不良を必ず見るよう保健室や担任に義務付け下さい。学校医は、日本の先生で感染症検査出来るわかる人に変更下さい！開業医もいじめをされた子の怪我を市に通報できたり希望する子や親にやるとか？学校で怪我やいじめを受けた方を丁寧に見る医師を医師会と市で協力し区ごと担当医を怪我をお子さんしても保育園みたいに決め医師を速やかに春から任命下さい。先生達が見てれば子供達のいじめに気がつくはずが？先生いない時にいじめが起き子や親のSOSを聞いて！市と教育委員会と文科省といじめをした子をしないように指導といじめを何回もやる人で改善しない人に転校指示出すの役割明確して下さい	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていけるよう、保護者との連携が不可欠であると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

595	一般	いじめは犯罪であり いじめの言葉を犯罪に変えてほしいです。大人がパワハラやカスハラなど日常茶飯事にある限りいじめはなくならないと思います。加害者はいつも問題なく過ごすことができ、被害者がいつも逃げないといけない現状はおかしいと思います。加害者は出席停止や違う学校や施設に移動するように強制的にしたいです。そういう対応がない限りいじめはなくならないと思います。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
596	中学生	いじめを受けた生徒への心のケアが云々と書いてあるのに教員がその傷口へ塩を塗る行為をするのはいかなものなのか。教員への不信感が拭えない。部活動原理主義教員は考えを改めるべきだ。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム学年経営・チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進について、第2章 横浜市が実施する施策（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
597	小学生	それぞれの児童生徒の意思を尊重しながら連携した支援を実践とあるが、それぞれの児童生徒と言うのは、いじめの加害者も含まれるのか？もしそうなら、加害者の意思の尊重をした場合、被害者の救済にはならないと思われる。	参考	いじめが発生した場合には、つらい思いをした児童生徒の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげていくことを、第1章 学校としての役割（P4）に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
598	小学生	重大事態の申立てがあった場合とあるが、重大事態の申し立ては誰が申し立てる事が出来るのか？学校のみが申し立てる事が出来るのであれば、全国の過去の例を見ても、学校が上部組織に報告をしないケースがあると思われる、児童や保護者からの申し立ては可能なのか？	その他	いじめ重大事態については、いじめを受けた児童生徒やその保護者による申立てが可能です。文部科学省が策定したガイドラインに基づき、申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして調査を行ってまいります。
599	一般	基本方針全体的に 今、被害を受けている子供、保護者がこれを読んで今日にでも救いになるか、希望を持てる内容となっているかを考えながらも一度読んでいただきたい。被害者に対しては施しだけでなく、被害者本人としても前に進めるような武器を与えてほしい。被害者本人は周りに目立つように施しを受けたいのか。本当は目立たなくてもよいので普通に学校に行きたいと思っているかもしれない。そのために加害者を遠ざけてほしい、と思っているかもしれない。加害者とその保護者こそカウンセリングと教育を受けさせなければならない状態となっているのではないかな。害を与えてしまっている児童・生徒のためにも隔離してケアして道を戻してあげることが必要ではないか。加害者をどうするかの記載がほとんど無いので、加害者のことを思っているようにしてそうで、無視しているようにみえる。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
600	一般	基本方針全体的に 学校にも加害者対応への権限をもっと持たせてもらいたい。児童・生徒に注意するだけで先生が処分を受けてしまう状況では先生はなにもできないし、そこまでして無理して頑張ってくれとは言えない。いろいろ話し合いなどは行っても、最終的に何ができるかが無いのであれば先生が疲弊するだけ。学校を守るためにも。 対応は先生ではない別組織で粛々と進めた方がやりやすいのではないかな。	参考	横浜市では、いじめに関する学校外の相談窓口として、学校生活あんしんダイヤルを設置し、スクールソーシャルワーカーにも直接相談でき、一緒に解決に向けて考えるとともに、令和7年度から、スクールロイヤー制度を開始し、各学校が弁護士にいじめ等の事案の対処を相談できるような体制とする予定です。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
601	一般	これらの施策は先生方ではなく、別組織を立ち上げて対応してほしい。担任の先生は一部加害者のために労力は使わず、被害者を含めた他の子供のために注力して欲しい。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

602	一般	重大事態なのであれば、教育委員会や学校だけで対応するのではなく、捜査機関や弁護士などに捜査、調査を依頼することはできないのか。教育委員会や学校でどうのこのやってる時間がもったいない。 そのようにするのであれば、なぜ子供の世界ではそのようになっているのか、今、被害を受けている児童・生徒・保護者が納得する説明をしてほしい。(3) 重大事態の判断について 学校が、教育委員会が、とあるが、まずはじめに刑法に照らし合わせてとはならないのはなぜか。	参考	重大事態の調査については、法やガイドラインに則って対応してまいります が、横浜市では、全ての調査に第三者である弁護士が関与し、中立性・公正性を担保する体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
603	一般	連絡協議会とか専門委員会とか記載されているが、これらが被害者に対してなにをしてくれるのか、被害者に対してなにをするのか具体的に記載しないと何をしているか分からない。 ただの身の無い会議をしました～、ということになるのでは。	反映	ご意見を踏まえ、原案において表現を見直します。
604	一般	3教育委員会の取組(3) いじめ事案に対する対処 ア 早期対応について 「(オ)犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察への通報が必要なものもある」のであれば速やかに警察へ通報するのではないかと。 なにを学校へ指導・助言するのか。 子供から子供の行為だけではなく、子供から先生への行為に対しても警察へ通報できるようにしたらどうか。 先生には武器が無いのか、なにをするのか。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
605	一般	4方針と役割について 被害を受けている子供には寄り添って支援する必要はあるが、被害者本人やその保護者としてはまず初めに加害者を遠ざけてくれ、と思うのではないかと。 よく分からない「いじめ」という言葉を使わず、重大なハラスメント行為であり犯罪であるとはっきり示したほうが被害者が声をあげやすいようになるのではないかと。 子供の場合には、その生活環境も含め加害者の方がカウンセリングを受ける必要があるのではないかと。 そのために、被害者のためにも、加害者本人のためにも速やかに加害者を隔離する、などの処置を行うと言えないのか。 このようなやってますよ、と言いたいような方針だと、現在、被害にあっている子供、保護者にはなんの助けにならない。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
606	一般	4方針と役割について 「学校として」現在の先生方の体制だとやるが多すぎる。先生方には勉強と集団生活の指導に注力してもらいたい。重大なハラスメント行為や犯罪行為への指導については、警察や警察ＯＢなどを中心とした体制を構築して対応してもらいたい。警察や警察ＯＢが学校内にいると被害者には少しでも心強いと思うのではないかと。加害者に対し先生は何もできない（武器を持っていない）ことは認識されているので、今の体制は先生方を疲弊させるだけである。「保護者として」学校内で生じた事象も含め、子供の人生の責任は保護者が負うもの、と記載し、保護者に対し責任感を持たせる必要があると思う。文章構成も「学校として」より上段に記載したほうがよい。	参考	いただいたご意見を踏まえ、児童生徒の安全・安心、健全育成に配慮し、保護者、関係機関等と連携して解決に向けて取り組むことを、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体で取り組んでいけるよう進めていきます。

607	一般	1 定義について「いじめ」という言葉を無くして欲しい。大人の世界では重大なハラスメント行為であり犯罪と呼ばれる行為がなぜ子供の世界では「いじめ」という言葉に丸め込み、たいしたことの無い行為のように捉えられるようにするのか。言葉の定義のところから加害意識への抑止力になっていない。「※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。」とあるがこれは犯罪ではないのか。この基本方針を作成したご担当のみなさんはこのような行為をされた場合に「物理的な影響を受けました～」と悠長なことを言っているのでしょうか。加害者を捕まえてほしいと思わないのでしょうか。なぜ子供に対しては「いじめ」という緊迫感の無い言葉に差し替えてしまい、加害者を逮捕できないにしても隔離して欲しいと思わせることがないのでしょうか。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
608	一般	2 基本理念について 他人に対して重大なハラスメント行為や犯罪行為を行わないように、何が悪いことか分かっていない子供に対しては具体的な行為について、大人の世界では具体的にどのような刑罰があるか、謝罪しているかなどを分かってもらうことが入口ではないか。子供でも大人と同じ代償をはらうこともあり得ると指導して「いじめ」などというよく分からない言葉にごまかされないように知ってもらう必要があるのではないか。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
609	一般	方針全般に言えることとして、いじめと定義されることへの対処が中心になっています。個々のいじめ事案について、早期発見、適切な対応をすることは、重要であるのはもちろんです。しかし、それだけでは不十分ではないかと思います。いじめは、同じことをされても、いじめと受け止めてしまうケースと、撥ね退ける強さがありいじめに発展しないケースがあると思います。その違いは、受け止める側が、いかに、「自分は自分でいい」「何を言われても、自分は自分」という自己重要感、自己信頼を持っているか？ではないかと思います。ゆえに、今、いじめを受けていない児童・生徒に対して、これから起きうるかもしれないいじめに対処できる強さを持ち、そもそもいじめとならないような施策も必要だと思います。社会に出てからも、いじめはあります。将来のいじめにも対処できる人に育てることも、教育の使命だと思います。	参考	横浜市では、児童生徒のコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるため、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用しています。その活用等を通じて、今後とも、児童生徒が主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努められるよう、取組を進めていきます。
610	回答なし	いじめは対策するが、パワフルハラスメントなどは横浜市は対策しないのですか。横浜市役所から様々なハラスメントを無くす宣言をすることが望まれる。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
611	回答なし	いじめは対策するが、パワフルハラスメントなどは横浜市は対策しないのですか。横浜市役所から様々なハラスメントを無くす宣言をすることが望まれる。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
612	回答なし	いじめは対策するが、パワフルハラスメントなどは横浜市は対策しないのですか。横浜市役所から様々なハラスメントを無くす宣言をすることが望まれる。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。

613	回答なし	いじめは対策するが、パワフルハラスメントなどは横浜市は対策しないのですか。 横浜役所から様々なハラスメントを無くす宣言をすることが望まれる。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
614	回答なし	いじめは対策するが、パワフルハラスメントなどは横浜市は対策しないのですか。 横浜役所から様々なハラスメントを無くす宣言をすることが望まれる。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
615	回答なし	いじめは対策するが、パワフルハラスメントなどは横浜市は対策しないのですか。 横浜役所から様々なハラスメントを無くす宣言をすることが望まれる。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
616	中学生	大人の目の届かないところで発生するため、死角なくカメラを設置。監視していることを生徒に伝えるとともに、通学路に防犯カメラを増やす。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
617	一般	いじめ防止のために、「いじめ」に焦点を当てるのは当然ですが、それだけではなくもっと視野を広げて子どもたちが生きる環境全体のことを話題に含めることが大切だと思います。具体的には地域社会全体で、子どもたちの成長と育成に関わる取り組みをするということです。学校、家庭はもちろん地域社会に生きる一人ひとりが責任を持って携わる必要があります。アメリカのリサーチ会社が報告している「青少年を健全に育成する要素」では、本人や家庭以外に半数が周囲の大人たちの関わりにかかっていることを示しています。周囲の大人たちが一緒になって、子どもたちに良い関わりを組織的にしていくことが欠かせないと思います。 そのため必要とされるなら、関わりたいと考えます。	参考	本基本方針では、いじめ防止等の対策の基本理念として、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる、『こどもまんなか社会』の一環として施策を行うことや「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」等の推進と連携して対策を実施することを、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
618	回答なし	いじめ対策は大切ですが、パワーハラスメント対策は一層大切だと思います。 横浜市はなぜ、他都市みたいにハラスメント根絶の宣言をしないのですか。 ハラスメントの調査を国や他の自治体は職員に行って公表したとニュースで見た記憶がありますが、横浜市からはそのような公表がありません。 いじめの隠蔽みたいにハラスメントも隠蔽するのですか。 ハラスメントを調査する意識すらないのですか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
619	回答なし	いじめ対策は大切ですが、パワーハラスメント対策は一層大切だと思います。 横浜市はなぜ、他都市みたいにハラスメント根絶の宣言をしないのですか。 ハラスメントの調査を国や他の自治体は職員に行って公表したとニュースで見た記憶がありますが、横浜市からはそのような公表がありません。 いじめの隠蔽みたいにハラスメントも隠蔽するのですか。 ハラスメントを調査する意識すらないのですか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
620	回答なし	いじめ対策は大切ですが、パワーハラスメント対策は一層大切だと思います。 横浜市はなぜ、他都市みたいにハラスメント根絶の宣言をしないのですか。 ハラスメントの調査を国や他の自治体は職員に行って公表したとニュースで見た記憶がありますが、横浜市からはそのような公表がありません。 いじめの隠蔽みたいにハラスメントも隠蔽するのですか。 ハラスメントを調査する意識すらないのですか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。

621	回答なし	いじめ対策は大切ですが、パワーハラスメント対策は一層大切だと思います。横浜市はなぜ、他都市みたいにハラスメント根絶の宣言をしないのですか。ハラスメントの調査を国や他の自治体は職員に行って公表したとニュースで見た記憶がありますが、横浜市からはそのような公表がありません。いじめの隠蔽みたいにハラスメントも隠蔽するのですか。ハラスメントを調査する意識すらないのですか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
622	回答なし	いじめ対策は大切ですが、パワーハラスメント対策は一層大切だと思います。横浜市はなぜ、他都市みたいにハラスメント根絶の宣言をしないのですか。ハラスメントの調査を国や他の自治体は職員に行って公表したとニュースで見た記憶がありますが、横浜市からはそのような公表がありません。いじめの隠蔽みたいにハラスメントも隠蔽するのですか。ハラスメントを調査する意識すらないのですか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
623	回答なし	いじめ対策は大切ですが、パワーハラスメント対策は一層大切だと思います。横浜市はなぜ、他都市みたいにハラスメント根絶の宣言をしないのですか。ハラスメントの調査を国や他の自治体は職員に行って公表したとニュースで見た記憶がありますが、横浜市からはそのような公表がありません。いじめの隠蔽みたいにハラスメントも隠蔽するのですか。ハラスメントを調査する意識すらないのですか。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指し、人権の尊重を市政運営の基調とし、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進していきます。
624	一般	いじめがなくなる原因の一つは、教員や教育委員会の職員の怠慢だと思います。日々の業務に追われる毎日ですが、いじめの対応は絶対にしなければなりません。教員や教育委員会の職員の方々も、いじめを自分事として捉えて、いじめを無くす事を諦めないでほしいです。もう一つの原因は、生徒児童の中でも、いじめかもしれないことが発生しても見てみぬふりをする子供が多いことではないでしょうか。指摘するとその子供もいじめの標的になることを恐れているからですが、大勢でいじめは駄目だと言えるならいじめは減るでしょう。その為に日頃から会話を増やす心がけが必要でしょう。	参考	重大事態の調査については、法やガイドラインに則って対応してまいります。横浜市では、全ての調査に第三者である弁護士が関与し、中立性・公正性を担保する体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
625	一般	重大事態となったいじめはもはや犯罪行為であると考えます。心身に傷を負った、学校に行けなくなったとは相当な事態です。いじめられた者を保護するのは当然の事です。私は、いじめた者への対処が甘すぎると常々思っています。重大な事態を引き起こす、このような行動を持つことは、いじめをした者の心の常識を疑います。いじめの事態が判明した、もしくは予兆が分かった時点でいじめた者は学校に登校させないようにすることはできないのでしょうか。メンタルカウンセリングも必要だと思います。いじめられる側が転校し、いじめた側はそのまま学校に通う、おかしいことだと思います。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
626	小学生	生活保護やひとり親家庭、低所得世帯、住所(家の外観で所得が分かる)など、社会的に弱者の上記のような個人情報分かるものは、全て区役所までにとどめ、学校や学童等外部に知らせないようにしてほしいです。なぜならイジメの原因になるからです。生活支援課は学校に生活保護受給者の一覧を学校に提出するのをやめること。それ自体が差別になると思います。子どもに対する人権侵害であり、イジメや差別、偏見を誘発しています。そもそも、なんの為に生活保護受給者であることを学校に知らせる必要があるのでしょうか。その行為自体が社会的いじめだと思います。	参考	子どもたちのご家庭の状況を把握し、支援に役立てるため、個人情報に配慮しながら学校に提供しておりますので、ご理解ください。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

627	小学生	学童保育を利用する際、学童の責任者に減免申請書類を提出することで、ひとり親世帯、生活保護世帯、低所得世帯であることが把握され、子どもも家庭も偏見や差別の目にさらされます。それが嫌がらせの原因となります。減免書類の申請書類は区役所や運営会社に提出するものとしてほしいです。上記は、私と子ども自身が実際に学校、学童、地域で嫌がらせやイジメを受けて改善していただきたい重要な点です。社会のいたるところに悪質な人間がいるという事実配慮し、個人情報の徹底的な管理をすることが、いじめの防止に繋がると感じています。	参考	各クラブへは個人情報の適正な取り扱いに関して毎年クラブ内で研修することを義務付けています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
628	中学生	SC、SSWiは、学校は週2日、〇〇区役所には常駐されていないので、困った時にどうすれば最善なのか、困っている保護者は多い。突発的に起きた事案の初動に電話窓口を活用することは現実的ではない。相談後、加害生徒は先生にチクったと、嫌がらせは水面下でエスカレートし、調査に正直に応じることもなく、被害生徒はより苦悩な時間を過ごします。丁寧な聞き取りが、ゆっくり時間を掛けることではないと思う。やられた方ばかり日々我慢を強いられる事、突然降りかかった一方的で悪質な迷惑行為から解消に立ち向かわなくてはならない被害生徒のメンタル的な負担は、あまりにも大きい。事態が発覚しても、同じ教室で過ごさなければならぬ。被害生徒は、今までどおりの安心安全な学校生活を取り戻したいだけです。ハートフルのようなシェルターが必要なのは、むしろ加害者側の方です。	参考	横浜市では全小中学校において、児童支援・生徒指導専任を配置するとともに、令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。よこはまこども・若者相談室（LINE相談）では、いじめなど友人関係についてもLINEで相談ができ、相談者の同意の下、スクールソーシャルワーカーとも連携して対応を行います。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
629	中学生	P14 (1)重大事態の定義について 重大事態判断に至る過程には、解決に向けた現場の対応の不備や実態を聞き取りで解明する困難さが、事態の悪化を招いたり、時間を掛けてしまったがゆえの解消の困難さもある。そこも焦点に判断するべきだと思う。被害を被っているのは明らかなのに、加害生徒本人の自白ありきで、「やってないようだ。もう疑うな、この件は忘れなさい」と、担任は保護者に報告する前に被害児童に告げ、調査終了されたことがあった。対応の不備で勘れた場合はどうなのだろうか？ 実態が解明されなかった場合はどうなのだろうか？ その後、重大事態として上げたとき学校からは言われたが、再調査もなく、何の対応もなく、うやむやなままだった。	参考	重大事態の調査については、法に則って、速やかに実施する必要がありますが、実際の調査に当たっては、第三者の意見を交えながら、中立性・公平性を担保していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
630	小学生	子どもはいじめは犯罪だという認識を1年生から持っておく必要があると思う。犯罪を犯したら罰を受けなければならないように教えなければ、少なからずならないと思う。横浜市独自でも条例を制定してほしい。決して言い過ぎではないと思う。いじめを受けると心の傷は大人になるまで癒えることはない。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
631	小学生	いじめというのは、誰でも起こしうる被害にありうる 犯罪であると皆が認識する以外対処はないのでは？ 担任の先生や校長先生がいくら注意したとしても、決してやめないしエスカレートすると思う。いじめを見つかったら罰があるとしないと無理だと思う。子どもだからといって、いじめの加害者を何も罰がないのは許されることではない。犯罪したら罪を償うように、いくら義務教育といえど、償わせなければならないと思う。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

632	小学生	子供は身近な大人から全てを学ぶ。大人の言動を自分の成長の糧にしていく。それゆえに、大人は言動に責任を持たなければならない。愛されて認められて育てられれば、同様の事が他人にできるようになるし、愛されずけなされて育てられれば、同様のことを他人にする。大人が変わらなければ、子供は変わらない。決してきれいごとではなく、事実である。子供は大人の宝だ。いじめをやめよう。より、子供を認めよう。の方がどの子供も幸せになる。	参考	保護者も含めて、社会全体で児童生徒の人格と人権を尊重する意識を醸成することがいじめの防止の観点でも必要であると考えており、第2章 横浜市が実施する施策のうち、4 市長部局の取組（P10～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
633	中学生	P3・P5 4いじめの防止等に向けた方針と役割について 一番大切なのは、子どもたちが主体的にいじめについて学び、「しない」「させない」「見逃さない」社会づくりに向けて、理解を深める事だと思います。一方で、保護者は学校で、どのようないじめ教育をされているのか、学校生活やクラスメイトとの関わりが分かりませんし、保護者が知れる機会もあまりありません。保護者の役割として、その学びの過程を含めて、子どもたちの考えを学校からフィードバックしてもらい、子どもの視点を知る機会があったらいいと思います。家庭でも子どもと授業内容になぞらえて話し合う事でより自分事に考えることができると思います。それぞれの役割の点と点が線で繋がるような取組の必要だと思います。クラスに1人以上の割合の保護者が「学校で起きたことは、学校に任せるべきだ！親がしゃしゃり出るな！」という、対立意見があります。憶測や思い込みによる第三者の関係のない保護者により、嫌な思いをする事があります。どの立場の人も役割を正しく理解し、大人も学ぶ事が必要だと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
634	中学生	P7 エについて 児童生徒の心理や、行為・行動の背景をとらえる能力を高めることには、個人差があり、すべての人が身に付けられるものではありません。先生だっていじめをすることがあるのです。(2)いじめの早期発見について 保護者が最初に相談するのは、担任のケースがほとんどです。保護者の困り度や温度感を一番最初に、理解するべき立場であることは間違いありません。対策を検討する管理職へ出来るだけ正確に、温度感も含めて実態を伝える事が求められます。いじめ防止対策委員会の構成員には、担任は含まれていません。しかし、窓口はずっと担任です。(3)ア早期対応について 伝えるべき先生方には、いじめの実態や温度感は担任を介することで正確に伝わらないことも多い、話は進まない、時間ばかりが無情にすぎ、児童生徒の辛さは、日に日に増してしまいます。早期発見、早期対応のためには、速やかに犯罪性があるか否かの判断をし、スピード感のある初動が極めて重要です。いじめや人間関係のトラブルの相談窓口は、担任という一般認識を覆し、委員会の構成員もしくは、有識者であるSC、SSWを相談窓口にしていただきたいと思います。	参考	横浜市では全小中学校において、児童支援・生徒指導専任を配置するとともに、令和6年9月にスクールカウンセラーを増員し、専門職の視点から、いじめの早期発見につなげる取組を強化しています。いじめに関する学校外の相談窓口として、学校生活あんしんダイヤルを設置し、スクールソーシャルワーカーにも直接相談でき、一緒に解決に向けて考える体制としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
635	小学生	現状、被害児童が我慢しているケースが多く 不登校になったり、保健室、支援級登校など 被害者の方に対策させるのはおかしい。 酷い言葉浴びせる、無視、集団での無視、からかいの早期発見 先生が注意しても今度は見えないところでいじめをする様になるので、目に見えた形で 加害児童の登校禁止期間を設けるなど加害児童が重く受け止める機会をきちんと作った方が良い。 被害者児童が長く心身共に苦痛を抱える事のないよう、いじめに学校側が慣れる事のないよう、徹底する。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
636	小学生	とにかく早期発見 被害者児童がやっと家で辛い思いを吐き出してから気がつくケースが多い。 中休み、登下校時の様子などの見守りをする。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

637	小学生	いじめの被害児童と加害児童が物理的距離を取る対策を行う場合、被害児童が保健室などに隔離されたり不登校や転校を余儀なくされるのではなく、加害児童を教室または学校から出す方向で行なって欲しいです。また、被害児童の心のケアだけでなく、加害児童の改善プログラムも多角的に行なって欲しいと思います（加害児の発達障害の指導治療や生活環境の改善など）こちらの要件は、学校だけでなく横浜市にも対策していただきたいです。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
638	一般	市内の小学校に子どもが通う親です。過去に〇〇区では中学生が公園で暴行されてなくなる事案もあり、昨今話題となっている北海道のいじめの延長による殺人とも類似しており、こういった事案に子どもが巻き込まれないようにするにはどうしたらいいか、そうなった場合にどう察知して助けたらよいかを懸念しています。匿名でSOSを親や子どもが教育委員会や警察などに相談できるフォーム、仕組みの整備、普及。日頃から学校でいじめは犯罪であり、実際に福岡などではトイレでズボンを下ろすなどいじめた子どもたちが検察庁に逆送される事案もあったことなどを地域の少年課警察官などから学校をまわって防犯集会として講義してもらい、行ってはいけないことであることの周知を純粋な考え方である小学校低学年のうちから行うこと。教員向けにいじめは暴行など犯罪に該当する場合、速やかに警察にも相談するなど学校で抱え込まないことを周知する。などご検討いただけますと幸いです。よろしくお願いします。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、警察との連携も強化してまいります。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
639	一般	「いじめ」という言葉は止めませんか？相手に嫌なことを言えば「侮辱罪」、ケガをさせれば「傷害罪や暴行罪」、内容によっては「強要罪」であったり「自殺教唆罪」であり、すべてが犯罪行為になります。言葉が軽く見えるものであり校内だけで解決するのではなく刑事事件として警察にも介入してもらいべきものです。そのくらいの抑止力を働かせていかないと酷くなる一方だと考えます。元いじめ被害者であり教員による隠べいの被害者より	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案のうち、犯罪行為として早期に警察へ通報・相談すべき事案が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を最優先に、取組を進めていきます。
640	回答なし	ポイント1： 子どもたちのための計画なので、子どもたちの意見を聞くことはとても良いことだと思います。ポイント2： いじめの防止に向けて、さまざまな立場の人がどんな行動をとるのかを具体的に明記することはとても良いことだと思います。ポイント3： いじめを早期に発見できることで児童生徒の心身の被害を軽減することができるので、とても良い取り組みだと思います。ポイント4： いじめに対応する専門部署があることで、いじめの防止に寄与できると思います。ポイント5： 児童生徒に関係する他機関がスムーズに情報を共有することで、子どもたちが安心して生活できると思います。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
641	小学生	いじめられている子のケアも大切ですが、いじめをしている子の心のケアをしっかり行う社会を作ってほしいです。いじめをしている子の方が悩みを抱えているケースが多いと思うので、いじめが起きた時にすぐに専門職の方が介入するようなシステムを作っていただきたいです。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

642	一般	〇〇小学校に通う生徒の母です。2年間通ってみて、先生方の対応には疑問が多くあります。お忙しいのは分かりますが、保護者対応が一番大変だ、そのせいで教員が疲弊して退職に追い込まれるなど、保護者が不安や心配を伝えることを、かなりネガティブに捉えて発信しているように思います。息子も目撃したことを担任に伝えたところ、加害児童には何も対処せず、またこういう事があるから見張っていてね！頼りにしてるよ！と、低学年の男の子が喜ぶような子供だましの言葉で終了。なぜ、うちの子が見張ってないといけないのですか？学校が然るべき、必要な対応をとらないのはなぜですか？こういった意見も、学校に言えば面倒くさそうに「あー、ハイハイハイ」と口早に電話を切られます。こんな対応じゃ、いじめ防止なんか出来ませんよ。重大事案が発生してから検証したって意味がないのではありませんか？もっと、ひとつひとつの声を大切にすることから始めてください。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
643	一般	同級生の男の子が、男子4人にトイレに閉じ込められたとのこと、〇〇小学校1年生です。4人のうち、3人は学年で多くの保護者からも知られている問題児で、他にも蹴ったりたたいたり話を聞きますが、保護者からの謝罪が全くないとのことで、保護者への伝え方が少し甘いのではないかと思います。トイレに閉じ込める、は、クラスで授業をつぶしてでも話し合うレベルとも思います。1学期から暴力があり、全くよくならなかったとのこと、いじめをした児童の保護者への教育もお願いしたいです。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
644	Elementary school student	In general, I see kids in Yokohama city go through school life facing series of violation of human rights. The so called zero-tolerance to bullying policy is not seen or heard at classroom as majority of bullying events and offenders actually get away without proper correction of their misbehavior by teachers or school professionals. Students at early age observe and wrongfully learn the power balance among them. Foreign kids with colored skin are called poops at school. When a parent called school to consult, the responding teacher only laughed. So the verbal bullying did not stop. One day, again a kid was called poop by the same classmate, and he hit him because he could not take it anymore. That's when school called his mother and told her son went violent. Just like this, teachers are not well-educated to professionally handle matters. I am letting my ambassador know this true event, and that Yokohama city does not deserve to host TICAD. 一般的に、横浜市子どもたちは人権侵害の連続に直面しながら学校生活を送っています。いじめのいわゆるゼロトレランス政策は、教室では見られず、聞かれることもありません。いじめの大半は、教師や学校の専門家による適切な矯正を受けずに、加害者が逃げおおせているからです。幼い頃から生徒たちは、自分たちの間の力関係を観察し、間違っして学びます。有色人種の外国人の子どもたちは、学校では「うんこ」と呼ばれます。親が学校に相談の電話をかけても、対応した教師は笑うだけでした。そのため、言葉によるいじめは止まりませんでした。ある日、また同じクラスメイトに「うんこ」と呼ばれた子どもが、もう我慢できずにその子を殴りました。その時、学校は母親に電話をかけ、息子が暴力を振るったと伝えました。このように、教師は問題を専門的に処理するための十分な教育を受けていません。私は大使に、この本当の出来事と、横浜市がTICADを主催する資格がないことを知らせています。	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。 We have received your many comments requesting strict actions to be taken to deal with bullying. Based on these comments about dealing with cases of bullying, to clarify the guidance counseling to be provided to the students involved, major points of note about school initiatives (p. 14) have been added to Chapter 3, Measures to be Implemented by Schools. We will keep moving forward with initiatives while continuing to give due consideration to healthy personal development together with students' safety and security.

645	Elementary school student	Schools and department of education should seriously consider what led to 84.1% of those bullied not talk to the their teachers about bullying. The bar-chart shows only up to 30%, manipulating the actual presentation of data by its visual. 学校と教育省は、いじめを受けた生徒の 84.1% がいじめについて教師に話さない理由を真剣に考えるべきです。棒グラフには 30% までしか表示されておらず、視覚的な要素によって実際のデータの表現が操作されています。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 It is important to discover bullying early. Your comments will be used as reference for future initiatives.
646	Elementary school student	Schools should conduct full investigation on each bullying, small or big. Then, the findings should be reviewed by the specialists. The related parties should gather at school and know about school findings and specialists' recommendations, which corrective actions can be induced in proper manner. In necessary cases, police should be involved in process. However, to be honest, I have not seen any case like this before someone takes her/his own life. It is always too late. If teachers and school professionals are on the ground with sufficient training, and to pick up any small troubles of kids into their matter to deeply investigate at all time, most of bullying will have no room. However, the reality is that teachers see and sense something is not quite right, but they take things too slightly, and that is exactly how kids are ignored especially those whistleblowers. Before imposing bullying prevention policy on students, teachers and school professionals have a lot to do. 学校は、規模の大小を問わず、いじめのすべてを徹底的に調査すべきです。その後、専門家が調査結果を検討する必要があります。関係者は学校に集まり、学校の調査結果と専門家の勧告を把握し、適切な方法で是正措置を講じる必要があります。必要な場合には、警察がプロセスに関与する必要があります。しかし、正直に言うと、誰かが自殺する前にこのようなケースを見たことはありません。いつも手遅れです。教師と学校の専門家が十分な訓練を受けて現場にいて、子供たちの小さな問題を常に拾い上げて徹底的に調査していれば、ほとんどのいじめはなくなるでしょう。しかし、現実には、教師は何かがおかしいと感じていても、物事を軽視しすぎていて、それがまさに子供たち、特に内部告発者が無視される原因となっています。いじめ防止政策を学生に課す前に、教師と学校の専門家がやるべきことがたくさんあります。	参考	横浜市では、令和 7 年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 Yokohama City, in addition to establishing the Absentee Student Support and Bullying Prevention Department in 2025, is set up to make use of digital technology to visualize information and take measures with a third-party perspective. Through this system, we will thoroughly implement each initiative. Your comments will be used as reference for future initiatives.
647	Elementary school student	Just let the children see existance of justice, not only in super-hero movies, but in reality at school. Doing harmful things to others will not feel good, but doing good things to others will certainly do. 子供たちに、スーパーヒーロー映画だけでなく、学校でも現実には正義が存在することを見せるようにしてください。他人に危害を加えることは気分がよくありませんが、他人に良いことをすることは間違いなく気分がよくなります。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第 1 章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 Regarding zero tolerance—as bullying may result in serious danger to life or limb—we believe that it is necessary for students, along with society as a whole, to understand and work on measures together, as this fundamental policy, starting with Chapter 1, clearly states in various sections. Your comments will be used as reference for future initiatives.

[illegible]

684	回答なし	※ご意見をいただいた方の意向を踏まえ非公表	その他	当該学校教育事務所に意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
685	回答なし	※ご意見をいただいた方の意向を踏まえ非公表	その他	当該学校教育事務所に意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
686	回答なし	※ご意見をいただいた方の意向を踏まえ非公表	その他	当該学校教育事務所に意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
687	回答なし	※ご意見をいただいた方の意向を踏まえ非公表	その他	当該学校教育事務所に意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
688	回答なし	※ご意見をいただいた方の意向を踏まえ非公表	その他	当該学校教育事務所に意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
689	回答なし	※ご意見をいただいた方の意向を踏まえ非公表	その他	当該学校教育事務所に意見を共有させていただきます。引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9081）にご相談ください。
690	小学生	〇〇小学校在学者 アンケート回答 ●横浜市立中学校では、いじめアンケートが年4回あると聞きました。うちの子どもが通っている横浜市立〇〇小学校では、子どもたちに、いじめを見かけたかどうか、いじめられたか、というアンケートがあったようには、思いません。アンケートが小学生全員にも、年4回あるといいと思います。 ●いじめの定義が、先生や生徒の中で、なされていません。ぶたなければ、いじめではないと思っているようで、面白がって、人のことを馬鹿にする言動をとる人たちが居ます。毎月のようにいじめについて学ぶ機会を持ってほしいです。 ●市や国が共通で行う模試の最中などに、一切取り組めず、立ち歩いて迷惑をかけている男子児童が、〇〇小学校令和六年度六年生の普通学級に複数います。この学年は、市の平均以下の平均点になっています。勉強がわからないのは仕方ないですが、普通級に無理にいますから、ますますわからないのだと思います。そのイライラを、周囲の児童にぶつけて、お互いのためにならないです。いわゆる支援級に行くよう、市からも強く働きかけたほうが良いのではないのでしょうか。そういう子どもの保護者は先生からの働きかけに応じないのだと思います。	その他	当該学校にご意見を共有させていただきます。 引き続き、いじめに関するご不安、ご相談があれば、学校生活あんしんダイヤル（045-624-9121）にご相談ください。

691	中学生	子供が中学校でいじめにあっていました。 辛い日々が続いていましたが 中学の先生に相談し、少しは落ちついてきました。先日卒業式を迎えました。 中学校の卒業アルバムの寄せ書きに いじめをした子のうち二人から「ひかれちまえ」、「おぼれちまえ」とメッセージが書かれていました。 先生方がどんなに指導してくれても なかなか意地悪な心はなくなるんだと思います。 いじめをする子が誰にでも意地悪するなら みんなから嫌われて反省すると思いますが、 特定の子をターゲットにし、他は味方につける、先生とも仲が良い、そんな場合が多く なかなか解決には至りません。 いじめをなくすには、その場で注意して終わりではなく、もっと深いところから改善が必要な気がします。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。 引き続き、児童生徒の安全・安心とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
-----	-----	---	----	---

一般意見

やさしい版（一般）（47件）

番号	年代	ご意見	対応状況	ご意見に対する考え方
1	一般	日本のいじめの取り組みは先進国の中でも遅れていて、いじめる側、いじめられた側どちらもケアが必要だと感じます。被害者が休んで学校に行けなくなる構図になり、結果孤立を生んでしまいます。被害者の子どものケアは一般的ですが、加害者側の問題に対しての対応がしっかりとない為結果、その場で収まったようで、繰り返しいじめが行われてしまう様に感じます。まずは加害者のいじめをした心理、家庭の状況を心理カウンセラーを含めて親子でケアする又 加害者側に最も原因がある為お休みさせる必要があると思います。被害者が学校を休んで、普段の生活を奪われてしまうのではなく、加害者を休ませる中でカウンセリングし、繰り返させない様な仕組みに変われば良いと切に願っています。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
2	一般	理想ではあるけど 現実的ではない 周りにいる大人の役割って これ大人の人は全員知ってるの？ 親側ですが初めて目にしました	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	一般	なぜいじめられた子が学校を休み いじめた子が楽しそうに学校生活を送っているのかわからない。 いじめる側にいじめてる意識がなかったら やってないと言う。 いじめられてる側は 敏感になりすぎてる事があると思う。 1人1人意識の差がある限り 終わらない問題だと思う。 間違ったことをしてるから 注意したら 注意された側がいじめられたって 先生に言えば 注意した側が悪者になったりする事もある 実際は紙に書いてある程簡単じゃない	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
4	一般	いじめで亡くなった子の いじめ認定のニュースを見ると 何年も学校側が認めず 3年後や5年後にすみませんでしただって その頃には校長先生も担任もいない状態 教育委員やケースワーカーですら 守ってくれないのに いじめられてる子がみたら 相談する気にもならないと思う。 大人はみんな見てるよって 知ってる子でも知らない子でも 悪い事は悪いと伝え 良い時はみんなから褒められる めっちゃ簡単なのに コンプライアンスに邪魔されて 出来ないことが多すぎるよ。 それを決めたのは偉い人たちでしょ？ どうぞ最後まで責任を持って 解決してくださいよ。 やってる風とかもう本当にどうでもいいんで。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
5	一般	誰に相談しても あまり変わらないのでは？ 見えないところで 悪化する場合の方が多いの は 対応が正しくないからだと思う コンプライアンスで踏み込めないと さじを投げるのが先の山。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つ一つの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
6	一般	形だけのアンケートをしてもよくなりません。 いじめと犯罪をはっきりしましょう。 いじめという言葉で罪を軽くしています。 定義よりも、いじめる側の対策、指導が必要不可欠です。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P4～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

7	一般	いじめをする子を見ていると、相手の気持ちがわからない、コミュニケーションの取り方が下手、構ってほしい、加害に楽しみを見出してる等、いじめている子の心の問題があると思う事が多々ありました。そういった子に大人が気付き、適切なサポート（心理相談、ソーシャルスキルトレーニングなど）があればもっといじめは減るのではないかと思います。いじめを受ける被害者側の子の対策も大事ですが、いじめてしまう子の心の声を聞き、その子がいじめをしないように心のケアをする事が大切だと思います。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
8	一般	体育の授業でグループで何かをする時は決まって出席番号で組まれたもの。真面目にやらない人ばかりの中で1人、染まらず真面目にやっていたら「堅物でつまらない奴」と心無いあだ名をつけられて、後ろからそっと来てズボンを下ろされた。ショックが大きく体育に参加出来なくなった。あのグループが嫌なら無理して参加しなくて良いよ、他のグループに移動させて貰うなど相談に乗ってくれた先生もいたが、数名いる体育教師の中の60過ぎの大御所みたいな先生からは「1人のためにグループ変えるのは先生が大変だから駄目」「いつまでも逃げるな」「イタズラして来た人にも君にも授業に参加する権利はある」と言われた。自分の権利や心に寄り添った言葉にはどれも感じられなかった。教師の言うことは絶対！という時代錯誤な昭和世代の先生は早々と引退して貰ってください。	参考	教員一人ひとりの資質の向上に加え、チーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で安心して学べる環境づくりの推進を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
9	一般	いじめはダメ は浸透していますが、いじめる側が何故してしまったのか。根本の原因、背景をちゃんと考えて寄り添ってくれる教育が必要だと思います。今の日本の学校の教育は何故そうなっているのか、意地悪やイジメをしてしまうのかを蔑ろにしてる部分がいつも気になっています。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
10	一般	もしも加害者の親になってしまった場合、イジメはダメという観点から自分の子供でも責めてしまう事があると思います。被害者も辛いですが加害者の親は心理的にはとても辛いと思います。何がダメだったのか、してしまった心理状況、それでもみんなあなたを大切に思ってるよ。と教育機関からもフォローが必要かな？と思います。特に小学生くらいだとわからない場合が多いと思います。責めるより教えてあげる教育をお願いしたいです。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
11	一般	学校で起きている人権侵害に対していじめという特別な言葉を当てはめて、何か特殊なものとして扱うより、一般的な犯罪として扱うべきだと思う。身体的に危害が及んだのであれば傷害として扱うべきだし、精神的な危害であれば侮辱罪、名誉毀損罪など、『いじめ』という特別な名付けをする事で、危害を加えている側を擁護する様な状況になっている気がします。加害側に犯罪の意識を持たせるべきです。	参考	いじめの定義については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、広くとらえています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
12	一般	犯罪として扱ってください。学校だけで対処せず、すぐに警察が介入できるようにすべき。一般的な犯罪事象として扱うべきです。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

13	一般	警察の介入と高額な損害賠償で罪の重大さを加害者に判らせるべき。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
14	一般	道徳の時間などに、いじめを題材にした副読本やいじめを受けた人の手記などを読む機会を与えたりして、人の気持ちを想像したり、疑似体験することが、「いじめはいけない」と実感する機会になると思います。また、いじめをした側は「ちょっとのこと」と思っている、いじめをされた側は深く傷つき、日にちが経過しても不安を増幅させてしまうこともあることや、人それぞれ、言葉の捉え方が違うこともある、など自分以外の気持ちを知る機会が必要だと思います。「こんなとき、どう感じる」など、みんなに投げかけて、どう感じたかを発表し合うなどすることで、自分以外の人の気持ちや捉え方を知る機会があると良いと思います。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P 6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
15	一般	いじめをする子の背景に、日頃のストレスや親に言いたくも言えないでいる気持ちなど、何かしらの原因があることが多いと思うので、いじめを確認した場合、「ささいな事」と済ませず、学校は必ず親に伝えるようにしてほしいです。親に知られることで、子どもも、良くないことは出来ないと分かる。また、親も子どもの気持ちを考える機会になるので、再発防止になると思います。その場にいた被害者やその他の大人の目撃証言などを、「見間違い」だと、その場にいない先生方が判断するようお願いのへの対応は、被害者の気持ちを更に傷つけることを忘れないで欲しいです。先生の前では、子どもは良い子なのですから。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者との連携が不可欠と考えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
16	一般	ひどいいじめを行なったものは、個人情報を開示の上、転校させる。また韓国のように、行ったいじめにつき、個人と結び付け、第何号と印付ける。犯罪歴の前科のように、他人から分かるようにしたいと思う。罰則で縛るしかないと思う。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
17	一般	子供が小学校低学年時に、お友達から受けたいじめを学校のアンケートに記入して発覚した事があります。それまで全く気付かず、相談を受けた事がなかったので、とても驚きました。親にも相談しづらい時もあると思うので、定期的に担任の先生に知って欲しい事(いじめだけでなく、気になる事なんでも)という大きな枠で、アンケートを実施しても良いかなと思いました。何も無い人は無記入で大丈夫などとすれば、気軽にいえると思います。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
18	一般	学校の行き帰りや公園などでも、子供たちの気になる行動を見たり聞いたりした時は、気軽に学校にお知らせできる方法があれば良いのでは、と思いました。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

19	一般	いじめは、犯罪と教えるべきです。 小学校一年から毎年防止策セミナーを 全校でやるべきです。 いじめた側にカウンセリングさせるが更正の近道になります。 いじめられた側には、自由がないのがおかしいです。 学校でいじめを隠蔽せず告発し、いじめられた生徒の保護をし、 いじめた側のカウンセリングや学校へ登校NGなどし、できた学校、先生には、ボーナスなど先生の考えかたかえさせれば、隠蔽は少しは減るかもしれないですね 学校には、防犯カメラをいたるところにつけます マウントとりたい人は、LINEなどで言わず 堂々と全体朝礼で発言しましょを実施する 言いたい事あるなら皆の前で言う習慣をつけさせる	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
20	一般	警察が入る 弁護士が入るこれが一番の近道です	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
21	一般	先生は、いじめ側に負担しすぎ 隠蔽しすぎです。 学校に防犯カメラ必要です。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
22	一般	いじめを受けた側が転校を余儀なくされたり、不登校になったりというのはおかしいと思います いじめをした側への罰則を強くしてほしいです いじめをした側を転校（軽い少年院のようなところに入れるとか）させるとか 将来的に良い大学などに行けないようにするとか 親や本人を罰金刑に処すなど 残念なことです罰則を与えないといじめは無くならないと思います ご検討をお願いします	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
23	一般	いじめという言葉を使わない。絶対にしてはいけない、犯罪であると認識できるように、罪名を用いるとよいのではないかな。 海外のように加害者を転校させる仕組みや、加害者に繰り返し同じ過ちをしないように、加害者自身の問題があれば解決するよう（カウンセリングや検査、治療など）を受けられるようにしてはどうか。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
24	一般	被害者が望めば加害者に会わずに済むようにしてほしい。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
25	一般	周りの大人に言う。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

26	一般	私は小学校の頃酷いいじめにあっていました。1年生の時は、毎朝登校班の時に高学年の特定の男子にからかわれたり田んぼの用水路に靴を捨てられたりして泣き泣き登校していました。2、3年生の時は、毎日下校時に友人と帰ろうと校庭を歩いていると同じクラス特定の男子達に後ろからランドセルを飛び蹴りされ転んで泣きながら帰っていました。最も辛かったのは5、6年の2年間、担任の教師（2年間）と6年の委員会の顧問の教師2人からの執拗ないじめを毎日受けていました。担任の教師は課外活動の顧問でもあったので学校が地獄でした。担任が他の児童の前でいじめをするので、クラスメイト達もいじめをするようになりました。私はいじめを受けている事を誰にも相談できず、両親にも言えなかったです。私の子供の頃は学校に行かなければならないという時代だったので、卒業まで本当に地獄でした。卒業した時にほっとしたのを覚えています。何より辛いのは、何十年経った今でもフラッシュバックで辛かった時の事を思い出してまた辛くなる事が時々今でもあるという事です。いじめは大人も子供も絶対にしてはいけません。児童・生徒皆が安心安全に過ごせる学校を望みます。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
27	一般	校内のいじめ対策委員会の実施を継続する。共有することで、いろんなおとなが実態を把握できる。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、学校が全教職員による指導体制を構築し、組織として対応することが必要と考えており、第3章 学校が実施すべき施策に明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
28	一般	市内の教員です。近隣の方に登下校の見守りをしていただき、ありがたいです。こどもたちに挨拶などしてどんだん声をかけてほしいです。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
29	一般	いじめや暴力が起きた時は、基本的に加害者に非があるので、まず加害者を出席停止にし、必要であれば転校させるべきです。現状では、被害者が不登校になったり、転校したりすることが多く、人権侵害が続いています。これは明らかに異常です。いじめや暴力は明らかに違法行為であり、警察や弁護士が早期に介入して、被害者の教育機会や平穏な生活を守ることを最優先すべきです。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
30	一般	いじめとか軽い言葉で表現するからいけない。はっきりと犯罪行為として、暴力をふるったり、人の物を盗ったり壊したり、人を傷つけたのであれば、きちんと警察と協力し、学校は停学や退学、進学時もきちんと内申書に書くべき。被害者が学校に行けなくなり、犯罪者が当たり前に通うことがおかしい。学校も隠すことばかりで、何もしない。だから加害者が反省しない。甘すぎる。本気で対策して欲しい。	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

31	一般	https://www.tokyo-np.co.jp/article/343200 を参照 生徒との信頼回復に努め、より良い学校生活を目指してほしいです ◆「安易な前例踏襲」 報告書によると、2019年4月、鯉渕信也教育長（当時）が被害者を特定されないことが最重要だとして、職員動員を決めた。昨年12月から今年4月までの3事件の裁判で動員が続いていた理由は明示しなかったが、以前も行われていたから同様の対応をしなければならないなどという「安易な前例踏襲」とする見解を示した。職員らが一般の傍聴者への妨害を企てたことは「明らか」とした。◆隠べいの意図は否定 一方で、事案を隠そうとする意図があったのかどうかについては、既に退職していたり、免職されることが確実だったりする加害教員を擁護する動機や理由は見当たらないなどとして「なかった」と断定した。 動員は4事件の公判11回で延べ414人。支払われた旅費は約12万7000円だったが、職員は出張命令に従うべき立場で、不当利得に当たらないとして、返還の義務はないとした。市教委は鯉渕氏らが自主的に分担して返納することを明らかにした。	その他	本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき児童生徒間のいじめを対象としています。
32	一般	別室登校を全国の学校で取り入れる	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
33	一般	いじめを見て見ぬふりせず、厳重に対応する いじめている人の通知表にいじめをした記録を書く	参考	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
34	一般	すべてキレイゴトだなと感じました。中学時代2年間いじめられていた者からしますと、誰かに相談する、誰かに頼る、その勇気すらも奪うのがいじめです。自分はとても価値のない人間だと思わせるのがいじめです。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
35	一般	いじめをしている生徒は何らかの問題がある。毎日同じ日の繰り返しで、そりゃあ退屈だろうとは思う。でもそれは大人になっても同じ。その中でどううまくやりすごすかを学んでほしい。 高校生になったら働いてみてほしい。自分で稼いだお金で親にご馳走してあげたり、プレゼントしたりすると自己肯定感が上がると思う。親が働いてくれる有り難みがわかると思う。そこで色んな大人と出会いどんな大人になりたいのか考え、大学生になって欲しい。私は高校卒業してからバイトをしたが、自分はなんてばやーっと生きていたんだろうと思った。部活はしてましたが、中学時代で十分だったな。色んな職業があってそのためにはどう頑張ればいいのか、それを考える時間が、経験が少なすぎたと思う。勉強と部活だけでは学べないことがたくさんある。子ども達は守られすぎている、とも感じます。高校生になったら、大人になる練習を積極的にさせてあげてほしいです。	参考	いじめの早期発見や早期対応のためには、子どもたち自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」という意識を持ち、周囲にいじめがある時に主体的に行動できるよう取り組んでいくことが必要と考えており、いじめの防止等に向けた役割（P 3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

36	一般	小学3年、幼稚園児の母です。学校と幼稚園には包み隠さず、知っていることを話しほしいです。自殺してからでは遅い、そうなる前に学校と保護者で支えたいです。	参考	児童生徒が自殺に追い込まれることのないよう、学校、教育委員会のみならず、保護者を含む社会全体での取組が不可欠と捉えており、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
37	一般	どんな理由があっても被害者と加害者をお互いの声が聞こえる距離まで近付けさせない。理由が、被害者は加害者へ物理的にも近寄りたくなくても、加害者は被害者がいて尚且つ加害者の言動と行動を周囲や被害者に全て肯定させる事で「それは正しい」と言う認識を深めてしまうから。被害者は加害者と接しなくて良い事で安堵できるため近付かなくて良いならそれを受け入れてくれますが、1つだけ注意が必要かも知れません。それはもし被害者の可能性がある側が煮え切らない返事をした場合「あなたはいじめられている」とハッキリ伝える事です。私の実体験ですが、既に加害者側が正しいと洗脳に近い心理状態だったために「その権利がない」と考えてしまい折角の機会を失いそうになりました。私の時は偶然が重なっただけで今は生存していますが、これがその状態のこどもが被害者だった場合、被害者本人はいじめだと気付くことなく、最悪の場合も想定できます。また加害者は、悪である筈の被害者や周囲に自身の行いを全肯定してもらえないと困る為に色々理由をつけ被害者に近付きたがるので、いじめがある時はその食い違いだけでどちらがどの立場なのか解ると思います。	参考	いじめ事案への対応については、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を最優先に、全ての児童生徒の健全育成の視点をもって、毅然と対応していく必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
38	一般	アメリカのようにいじめをした側が精神を病み始めているとみなし、された側もした側もメンタルケアのカウンセラーなどと心の傷の治療をした方がよい いじめた側が違う環境に行きやりなおすべき（同じ環境だと再発しそうのため）	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
39	一般	両方の話を丁寧に聞く 差があれば深掘りしてすり合わせられるまで細かくきき、何故認識の違いがあるのかを見ていく	反映	今回、いじめに対する厳正な対処を求めるご意見をたくさんお寄せいただいています。いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、関係した児童生徒への指導対処が明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加しました。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
40	一般	学校と市長部局の協力がどのくらいできているのかわからないが、学校は市長部局が行う調査に積極的に協力すべき。学校が調査に協力していることを実績で表してほしい。閉鎖的な状況がないようにしてほしい。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つひとつの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
41	一般	いじめる側の児童への配慮がほとんど書かれていない。いじめる側は家庭で何か問題が起きていて学校で発散していることもある。養育に課題のある家庭である場合は、家庭や児童への支援を行うべきでないか。全てのこどもを守ってほしい。区役所での相談とあるが、青少年相談センターがあるので、そちらが第一の窓口として機能すべきでないか。ひきこもりのことばかり目立つが、総合相談窓口としての機能を期待する。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。

42	一般	いじめは、大人が居ない、見てない所でやる事が、ほとんどです。特にいじめる場所は、教室、廊下、トイレ、階段、大人が、目のつかない場所ではじめたり、言葉の暴言、学校に、行きたくなり、大人にも、親にも相談出来ず、命を、たつひとがほとんどです。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
43	一般	大人が、目に見えない、目の届かない、場所に、カメラ置くべきだとも思います。必ず、いじめあっても、言えない子がいるので、その子が、また、チクったとか、いじめを繰り返さないように、して欲しい、そのせいで、いのちをたためように、先生、親に言える環境を作って欲しいまた、いじめは、いじめた人は、大人になっても同じ過ちを繰り返し、いじめにあった人は、傷つき、一生傷ついて生きていく、そうならぬようにもっと、いじめを厳しく、しっかり対策して欲しい	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
44	一般	いじめが起きたときは、遅すぎる、いじめが起きないように、していって欲しい。たとえば、いじめられたら、sosボタンが押せるような配布したり、親や、子供とも、個人面談するべきだと思う。いじめにあつてないか、学校楽しいか、嫌な事ないか、いじめをもっとしっかり、見直して欲しい。	参考	児童生徒のSOSを早期に察知することが重要であり、各学校ごとにアンケートや面談などのいじめ防止のための年間計画を定め取り組むことについて、第3章 学校が実施すべき施策に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
45	一般	Sosボタン配布する。大人が、見れない、教室、トイレ、廊下、移動教室各場所にカメラ付けるべきだと思う。先生方が、すぐ、いじめに対応出来るようにし、もっとしっかり、いじめ対応をしっかり自殺や、不登校が無くなるように、いじめを見つめ直し、しっかり話し合っ欲しい	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
46	一般	小学生、中学生が、授業崩壊してしまうのは、やりたいことでもやりたくないことでも大人から勝手に与えられて降ってきて、自分から学ぶ体験をしたことがないから、痛みも労苦も達成感も満足感も味わったことがなく、つまらなくて飽きてきて、授業中におしゃべりしたり先生をからかったりすることに走ってしまうんじゃないのではないのでしょうか。子供たちが同時体験をする機会をたくさん与えること。集団でいるということは弱者を補う手段であることを大人が教えること。人と仲良くする姿を大人が見せること。年齢差がある人々と交流して、いろんな環境があることを教えること。これらが根本的ないじめをなくす手立てであるのではないのでしょうか。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
47	一般	いじめについて皆さんが議題になさるのは、「いじめる側」と「いじめられる側」についてがほとんどだなと思いました。果たしてそれが根本的な解決に繋がるだろうかと、常々感じておりました。いじめが起こる原因は教育にあるなど日々感じておりました。日本の授業では、みながおとなしく先生の講義を聞いて、言われた通りにこなし、テストで良い点を取るために勉強をします。点数を取るためにだから、当然詰め込みをして、通過点であるテストだけ点数が良ければ大丈夫です。だから、クリエイティブな生き方ではなくなってしまうのでしょうか。子供は特に自分たちがどう育てられているかを意識していないので、自分のいる環境の価値観で発言してしまいます。点数が取れるか取れないか。みんなと同じにできるかできないか。ご利益があるのかなのか。神奈川県公立学校の先生たちも疑うことなくそう発言なさるそうです。そんな風な環境にあれば、人と仲良くするなどということは子供は考えないだろうと容易に想像できます。大人が人と仲良くする方法を教えないで、子供がわかるわけがないのではないのでしょうか。先生がみんなと仲良くする姿を見せることをしてほしいです。	参考	全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

一般意見

もっとやさしい版（一般）（29件）

番号	年代	ご意見	対応状況	ご意見に対する考え方
1	いっばん （おとな	みんな、仲良くではなく 認め合うことを大切にしてほしい	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
2	いっばん （おとな	学校だったらいじめてる子といじめられてる子の様子がわかるはずです。注意深くみていてほしい 子供から相談するのは難しいこと。学校で相談なんてできません。いじめてる子が先生に話したでしょ！っていつ見つかるか不安だからです。帰宅してから電話で様子聞いてもらうのもありかもしれませんが親に知られたくない子もいます。その場合親に聞かれても子供は苛めてない、苛められてないと言いません。とにかく普段から注意深く見てもらうしかないです。大変だとは思いますが相談できない子も沢山いるのです。先生が教室で常に見張ってるとトイレや教室外に呼び出す子もいますがそこにも先生たちがいれば防げと思います。あとは下校時刻、いじめてる子といじめられてる子を同時に帰宅させると待ち伏せされます。クラスの子全員に一人ずつリラックスしながら話が出来た時間というの必要かもしれませんね。勿論その場所は絶対生徒に聞こえない場所をお願いします そこで怪しいと思ったらいじめられてる子を先に帰宅させ、苛めてる子を放課後のお手伝いとしてなにか手伝いしてもらいながら楽しく話して様子を伺う 昔いじめられたことのある大人より。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	いっばん （おとな	組織の目的を明確にすること。目的が明確でない組織では、その維持のための「共通目的」を、「いじめ」という形で形成してしまうことが起こりやすくなる。 正しい答えを探すや、みんな同じく、などといったことが強く求められる組織では、そこからの逸脱といったケースでいじめが起きる。	参考	横浜市では、令和7年度に不登校支援・いじめ対策部を新設し、デジタルを活用して情報を見える化した上で、第三者の視点を入れて対策を行う体制としました。この体制を通じて、一つひとつの取組を徹底していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
4	いっばん （おとな	心理的安全性を普段から確保しておくこと。はっきりと意志表示すること。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
5	いっばん （おとな	多様性を認めあうように、働きかける。 その組織から「出る」ようサポートする。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
6	いっばん （おとな	いじめをなくすこと	参考	いじめを未然防止することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
7	いっばん （おとな	やめようとさせること	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
8	いっばん （おとな	いじめがおきてる	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

9	いっばん (おとな)	世の中、政治をはじめ同調圧力が強いと思います。世の中、障害のある子などいろんな子がいます。多様性を大事にしてほしい。私は川崎市立の小学校に通っていました。だいふ昔の事なので記憶は定かではありませんが。学校内には知的障害の子もいて、クラスに所属していました。毎日と一緒に過ごしますが、たまにクラスに来て過ごしていました。一緒に過ごす事で思いやりの気持ちを持つことができたと思っています。	参考	道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図るため、第2章 横浜市が実施する施策のうち、教育委員会の取組（P 6～）に記載しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
10	いっばん (おとな)	寄り添って話を聞いて、解決してほしい	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
11	いっばん (おとな)	学校の教室内、廊下などに監視カメラをつけておくはどうか、生徒にそれを伝えることで抑制できるのでは？と思いました。あとは生徒向けにいじめ報告私書箱を学校内に置いておくはどうか。	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
12	いっばん (おとな)	止める	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
13	いっばん (おとな)	止める	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
14	いっばん (おとな)	助けてほしい。「いじめ」してる子を怒らないでほしい。	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
15	いっばん (おとな)	「いじめ」をしてたら、止める	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
16	いっばん (おとな)	止める	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
17	いっばん (おとな)	助けてほしい。「いじめ」してる子を怒らないでほしい。	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
18	いっばん (おとな)	何が問題かを具体例で共有する事。 こども六法 山崎 聡一郎 著 出版年月日2024/03/07 ISBN978-4-335-35990-3 夏休みや春休みの課題図書にするなどして教材としての採用があれば法律の観点で学べます。	参考	いじめを未然防止することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
19	いっばん (おとな)	相談出来る外部機関を周知する事。 ・警察 ・法務局人権相談 ・労働基準監督署	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
20	いっばん (おとな)	問題を先送りにしない。感情論で対処しない。	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

21	いっばん (おとな)	社会人で子どももいないため、「学校のいじめ」を無くすために自分ができることなどない。そもそも普段、子どもと関わること自体、皆無。 大人なら「いじめはなくなる」と全員知っている。社会で働いていて「大人のいじめ」を見たことが無い人がいたら教えてほしい。たぶん全員見たことがあると思う。「いじめをしないために」と言うなら、まず職員室からいじめを無くすべきだ。職員室のいじめ件数を調査して、相談窓口をつくり解決して、「私たち大人はこんな風にいじめを無くしましたよ」と胸を張って言うべき。そうでないと子供に嘘をついてることになる。「大人にいじめはありません」という嘘。モンスターペアレントも親から教員へのいじめのようなものだ。大人のいじめをぜんぶ認めて、子どもに正直に話して、同じやり方で子どものいじめにも正面から対処したほうがいい。	参考	いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されないことについて、児童生徒とともに、社会全体が理解し、対策に取り組んでいくことが必要であると考えており、第1章をはじめ、本基本方針の様々な部分で明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
22	いっばん (おとな)	自分がしないためには 自分のことを自分自身が尊重、大切にすることを教育のレベルで子どもたちに伝える いじめの背景には、いじめをしてしまう子供のおうちの環境や大人の影響が少なからずあると思うため、子どものうちから自分で考えて決めた事をしてほしいという尊重された権利があることを知っておくことが、大切だと考えます。また、相手を尊重するということも理解する機会が必要です。いじめられた側はもちろん被害者になりますが、果たして本当にそうなのかを考えるきっかけも必要です。いじめられたと感じる子がいながら、いじめた覚えはないという感覚の子もいる、そういうことが、あるから嫌だとか、自分の感情をきちんと表現できる環境が必要です。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
23	いっばん (おとな)	話を聞いてあげること。そういう場を家庭でも、お母さんお父さんが聞いてあげられる環境を整えること。大人になっても人間関係で悩み苦しむ人たちは多いです。しかし子どものいじめとなると、他人ごとのように対応したり、実際大人の人たちも解決策が分からないから、やったこともない実態のないアドバイスをしがちだと思います。 私自身、いじめられたことについて両親に怒られた記憶があります。今となっては、そんなことに屈するのではないというメッセージだったのかと思いますが、当時は理解者がおらず苦しみました。 そこでやっぱり自分を尊重するという考えが身についていれば、自分は嫌だったんだという実感を身体に響かせてどうするのか考えようという力が教育されていたらいいと思います。	参考	いじめの未然防止や早期発見のためには、学校・教育委員会の取組とともに、保護者の取組が不可欠と考えており、第1章のうち、いじめの防止等に向けた役割（P3～）として、明記しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
24	いっばん (おとな)	話を聴いてもらう 自分を感情を肯定してもらう 私は、というアドバイスはいらない どうかと前向きに話し合いをする いじめられた事を認めながら、相手の事情も理解するきっかけを作ってあげる	参考	いじめを早期発見することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
25	いっばん (おとな)	いじめたひとがぜったいてきにわるいということ。 いじめられたひとのけあをしてほしい。 いじめたひとのいじめるげんいんをついきゅうしてほしい。かていかんきょうなのか、かうんせらーがひつよう。	反映	いただいたご意見を踏まえ、いじめ事案の対応について、いじめの背景にある問題も含めて対応すべきことが明確になるよう、第3章 学校が実施すべき施策のうち、学校の取組の留意点（P14～）に追加し、福祉、警察等の関係機関との連携を強化していきます。引き続き、児童生徒の安心・安全とともに、健全な人格の発達にも配慮しながら、取組を進めていきます。
26	いっばん (おとな)	社会人になってもいじめ的な事象は多くありますよね。 コミュニケーションがやはり大切だなと感じます。	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

27	いっばん (おとな)	じまんをしたり、ばかにしたり、ひとのことをわらったりしない。	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
28	いっばん (おとな)	ちゆういする、はなしあい、はなしをきいてあげる。	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
29	いっばん (おとな)	なにがあったかをきいてほしい、ぶたいてきにきくのはやめてほしい。	参考	いじめに早期対応することが重要であり、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。